

平成 26 年度予算 補助金支出一覧

1. 補助金支出一覧
2. 新規補助金概要シート
3. 補助金等の見直し

本一覧は、一般会計、政令等特別会計、準公営企業会計歳出の
〔細節〕補助金、〔細節〕児童生徒就学費補助金、〔細節〕奨学費補助金、
〔細節〕信用保証協会補助金、〔細節〕利子補給金
について掲載している。

なお、財団法人は（財）、公益財団法人は（公財）、一般財団法人は（一財）、
社団法人は（社）、公益社団法人は（公社）、一般社団法人は（一社）、株式会
社は（株）、社会福祉法人は（社福）、NPO法人は（特非）、独立行政法人は（独）、
学校法人は（学）と表記している。

大阪市

1. 補助金支出一覧(平成26年度予算)

(一般会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検 査年度
1	経済戦略局 総務部総務課	公立大学法人大阪 市立大学施設整備 費補助金	公立大学法人大阪 市立大学	32,313,000	499,288,000	800,484,000	26,914,000	公立大学法人大阪市立大学が実施する施設整備事業への補助を行うことにより、安定的かつ市政に貢献する大学運営に資するため	公立大学法人大阪市立大学が実施する施設整備経費について、必要な額の範囲内で公立大学法人大阪市立大学へ補助金として交付	H21	H27
2	経済戦略局 総務部国際課	姉妹都市交流推進 事業補助	国際交流団体、N PO、市民ボラン ティア等	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0	本市がこれまで培ってきた姉妹都市ネットワークについて、友好関係維持及び活用することとしており、姉妹都市との交流について広く市民と共有し、市民の自主的・自発的な交流の促進を図る	姉妹都市交流について市民と共有するとともに、市民の自発的な姉妹都市間の交流を促進するため、国際交流団体・NPO・市民ボランティア団体等が実施する姉妹都市交流事業に対して補助対象経費の1/2以内で補助する(上限1,000千円)	H24	H26
3	経済戦略局 総務部国際課	A T C 公共的空間 整備事業補助金	アジア太平洋ト レードセンター (株)	16,947,000	17,468,000	17,631,000	19,746,000	市民の憩いの場として利用されているオズパーク(海浜公園)について、その公共性並びにコスモスクエア地区への集客力向上など公共の福祉を増進し、地域経済の活性化に資することを目的とする	海浜公園として開放されているオズパークの管理運営にかかる必要経費の1/2について予算の範囲内で補助	H6	H27
4	経済戦略局 総務部国際課	地域貿易等促進セ ンター運営事業補 助金	アジア太平洋ト レードセンター (株)	0	0	0	120,512,000	センターの運営に必要な経費の一部を助成し、市内の貿易促進ならびに海外企業の大阪進出を図り大阪経済の活性化に資することを目的とする	センターを運営するために必要と認められる施設賃借料、共益費について予算の範囲内で補助	H6	H23
5	経済戦略局 総務部国際課	貿易及び海外企業 等進出促進事業補 助金	アジア太平洋ト レードセンター (株)	0	0	0	500,091,000	本市貿易の振興及び本市への海外企業等の進出を促して、本市経済の国際化、活性化に資すること並びにコスモスクエア地区の活性化を図り貿易関連の中企業及び海外企業等の集積を高め、アジア太平洋トレードセンターへの貿易関連企業の入居を促進させることを目的とする	A T C への貿易関連企業の入居にあたり、賃借料の減額を行う A T C (株) に対し、標準賃貸料と優遇賃貸料の差額について予算の範囲内で補助	H6	H23
6	経済戦略局 文化部文化課	(公財) 文楽協会補 助金	(公財) 文楽協会	39,000,000	39,000,000	39,000,000	52,000,000	日本を代表する伝統芸能として、国の重要無形文化財であり、ユネスコ世界無形遺産にも指定されている「人形浄瑠璃文楽」の発展・振興を図るため、文楽の公開・普及・伝承者の育成等の運営を行う(公財)文楽協会に対し、支援を行う	(1) (公財) 文楽協会が一層の集客を図り、結果、大阪公演の有料入場者数が一定数を上回る成果を果たした場合、予算を上限として集客数に連動して対象経費(管理費)に対し補助を行う (2) (公財) 文楽協会に所属する芸芸員の活動に必要な経費のうち、対象経費(活動助成費)の1/2を府市折半で予算額を上限として補助	S37	H26
7	経済戦略局 文化部文化課	(公社) 大阪フィル ハーモニー協会事 業補助金	(公社) 大阪フィル ハーモニー協会	42,000,000	77,000,000	99,000,000	110,000,000	大阪の音楽文化の普及・発展を図るため、大阪フィルハーモニー交響楽団を運営する、(公社)大阪フィルハーモニー協会の演奏事業に対して助成を行う。	(公社) 大阪フィルハーモニー協会が大阪市内で開催する演奏事業にかかる経費の1/2以内かつ予算額を上限として補助	S35	H26
8	経済戦略局 文化部文化課	芸術活動振興事業 助成金	舞台芸術活動等 を行う団体及び個人	19,000,000	19,000,000	19,000,000	19,000,000	文化の向上と文化的創造に寄与すると認められる舞台芸術活動等を支援・助成することにより、芸術文化活動の水準向上と発展を図るとともに市民の文化・芸術の振興並びに鑑賞機会の充実を図る	個人または団体が大阪市内で実施する芸術活動に対し、審査を経て所要経費の一部を助成	H4	H26
9	経済戦略局 文化部文化課	大阪市ユースオー ケストラ運営補助 金	大阪市ユースオー ケストラ	0	0	0	1,840,000	青少年による交響管弦楽の演奏を通じ、青少年の情操陶冶に資すると共に音楽文化の向上に資することを目的として活動している大阪市ユースオーケストラに対し、支援を行う	大阪市ユースオーケストラを運営するために必要となる経費のうち、対象経費(人件費、楽器・楽譜整備費、練習場費、備品費、演奏会費、合宿費、会議費、事務費)の1/2以内かつ予算額を上限として補助	S49 以前	H23
10	経済戦略局 スポーツ課	競技力向上事業補 助金	競技力向上の取り 組みを行う団体・ 事業者	11,350,000	23,400,000	23,400,000	0	競技大会の開催・指導者育成事業の実施等、競技力向上の取り組みを行う団体・事業者に対し補助を行うことで、賑わいづくりとスポーツ振興の相乗効果を図り、スポーツによる都市魅力を創出することを目的とする	本市競技施設などを活用し、競技大会の開催等、総合的に競技力向上を図る事業に対し、事業費の50%以内かつ団体種目・オリンピック種目については上限550千円、その他の種目については225千円を上限に補助を行う	H24	H26
11	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課	スポーツを通じた 青少年の育成事業 補助金	スポーツを通じた 青少年の育成を図 る団体・事業者	0	800,000	800,000	0	青少年を対象とする様々な種目における競技大会などを実施する団体・事業者に対し補助を行うことで、青少年のスポーツに対する興味を高めるとともに、ジュニア層の競技力の向上を図ることを目的とする	複数の種目において、大阪市内全域にわたり、スポーツを通じて青少年育成に寄与する事業に対し、事業費の50%以内かつ800千円を上限に補助を行う	H24	H25
12	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課	スポーツを通じた 賑わいづくり事業 補助金	本市で開催される 競技大会において 集客力向上を図る 団体・事業者	0	2,500,000	2,500,000	0	競技大会において賑わいブースの設置等、賑わいの創出を行う団体・事業者に対し補助を行うことで、地域経済の活性化にも効果がある競技大会への集客増とスポーツの振興を図ることを目的とする	本市が指定する競技大会において、競技団体等と連携して実施する賑わいづくり事業に対して、事業費の50%以内かつ大規模競技大会においては1,500千円を上限に、中規模の競技大会においては500千円を上限として補助を行う	H24	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
13	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課	スポーツにおける 都市間交流事業補助 金	スポーツにおける 都市間交流事業に 参加する団体	0	1,500,000	1,500,000	0	スポーツにおける都市間交流を行う団体に対し補助 を行うことで、競技力の向上、競技団体間の交流を 図ることを目的とする	各都市対抗の競技大会に参加し、競技力の向上を図 る事業に対して、事業費の50%以内かつ150千円を上 限に補助を行う	H24	H25
14	経済局戦略局 企業立地部 企業立地課	企業等立地促進助 成金	進出企業等	414,039,000	459,371,000	473,738,000	704,439,000	国内外から、環境・エネルギー産業や医療・健康分 野など重点産業分野における有望企業の誘致を推進 するとともに、在阪企業等の市内再投資を促進し、 大阪経済の活性化と雇用の促進を図ることを目的と する	大阪市の定める重点産業分野の企業等が建設等によ り、市内に新たな事業所を開設する場合に、建設費 等の一部を補助する ※新規受付分については停止	H16	H26
15	経済戦略局 企業立地部 企業立地課	大学等立地促進助 成金	進出大学等	0	0	0	65,765,000	大学等が建物の賃借により、市内に新たな大学等を 開設する場合に、賃借料の一部を助成することによ り、市内への立地を促進し、創造人材の育成・交流 を図り、もって大阪の都市再生及び経済の活性化に 資することを目的とする	大阪市の都市再生を進める上で不可欠な創造人材の 育成に資する大学等(サテライトを含む)を設置する 場合に、建物賃借料(外国大学については、教員等の 渡航費等も含む)にかかる経費を助成する	H16	H23
16	経済局戦略局 企業立地部 事業創出課	成長産業チャレ ンジ支援事業補助金	市内中小企業若し くは市内中小企業 を1社以上含む共 同体	0	0	22,418,000	140,000,000	企業が将来の成長を期待される「環境・エネルギー」 分野及び「健康・医療」分野において新規事業へチャ レンジしやすい環境を整えるため、技術・製品・ビ ジネスアイデアの事業可能性検証から研究開発、試 験導入までを対象として、その費用の一部を補助す ることにより事業実施を促し、次代の大阪経済を牽 引する成長産業の創出につなげていくことを目的と する	・事業可能性検証事業：中小企業が構想している技 術・ビジネスアイデアの事業可能性を検証する事業 を補助 補助率1/2、上限2,000千円まで補助 ・リーディングプロジェクト推進事業：将来の市場 拡大が期待され、中小企業の持つ優れた技術・ノウ ハウ・アイデアを存分に生かすことができる分野に おいて、その成長を牽引する研究開発事業を補助 補助率1/2、上限30,000千円まで補助 ・トライアル事業：導入コストが大きく、性能・効 果等に対する評価が定まっていない新たな技術を取 り入れた革新的な製品・サービスの社会への浸透・ 普及促進につながる試験導入事業を補助 補助率1/2、上限10,000千円まで補助	H23	H24
17	経済戦略局 産業振興部 地域産業課	商店街等活性化支 援事業補助金	市内商店街・小売 市場等	18,858,000	26,525,000	30,000,000	37,000,000	商店街等が、新たな魅力づくりに向け、中長期的な 観点のもと、知恵と工夫を活かして取り組むソフト 事業を支援することにより、地域経済の振興発展に 寄与することを目的とする	対象者：市内商店街・小売市場等 対象範囲：商店街等が活性化に向けて実施するソフ ト事業にかかる経費 〔基本〕補助率：1/3以内、上限額：100万円 〔少子高齢化に対する社会課題対応モデル事業〕 補助率：1/2以内、上限200万円 (初期経費相当分100万円、運営経費相当分100万円) 〔商店街等における外国人観光客受入促進事業〕 案内モニター設置支援事業 (新規)補助率：1/2以内、上限額：200万円 (増設・更新)補助率：1/2以内、上限額：50万円 商店街マップ制作支援事業 補助率：1/2以内、上限100万円	H19	H27
18	経済戦略局 産業振興部 地域産業課	商店街共同施設等 整備支援事業補助 金	市内商店街・小売 市場等	25,900,000	49,400,000	50,000,000	50,000,000	商店街等が、社会的・公共的役割を果たすとともに 新たな魅力づくりに向け、知恵と工夫を活かして取 り組むハード事業を支援することにより、地域経済 の振興発展に寄与することを目的とする	対象者：市内商店街・小売市場等 補助率：対象経費の1/4以内(補修の場合は1/5以内、 オープンモール化の場合は1/2以内) 上限額：1,000万円(補修の場合は500万円、オープ ンモール化の場合は2,000万円)	H5	H27
19	経済戦略局 産業振興部 地域産業課	水源対策事業補助 金	農業団体等	3,475,000	4,377,000	4,702,000	6,002,000	生産緑地地区内農地において、単に生産機能のみな らず、貴重な自然・緑地空間であり環境保全や防災 にも資するなど、多面的な役割を担っている農地の 保全を図るために、安定的に農業用水を確保するこ とを目的とする	農業用井戸及びこれに付属する施設の新設又は改良 事業に要する経費の1/2以内、上限130万円として補 助	S33	H27
20	経済戦略局 産業振興部 地域産業課	(公財)大阪市中小 企業勤労者福祉サ ービスセンター 管理運営事業補助 金	(公財)大阪市中小 企業勤労者福祉 サービスセンター	0	20,000,000	40,000,000	52,000,000	(公財)大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター に対し、市内中小企業勤労者等の福祉の充実を図る という法人目的を達成するのに必要な管理運営にか かる事業費を補助することにより、市内中小企業の 育成・支援、ひいては本市産業の振興に資することを 目的とする	(公財)大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター の管理運営費のうち、人件費(役員報酬・給与・手当・ 福利厚生費)、管理維持費(旅費交通費・通信運搬費・ 消耗品費・消耗什器備品費・印刷製本費・負担金支 出・委託料・会議費・手数料・賃賃料・報償費)とする	H1	H25
21	経済戦略局 産業振興部 金融課	大阪市中小企業制 度融資代位弁済補 助金	大阪市信用保証協 会	1,734,000,000	17,559,000,000	18,591,000,000	27,773,000,000	中小企業者の金融の円滑化に資することを目的とす る	大阪市中小企業制度融資において、大阪市信用保証 協会が行った代位弁済額の85～100%を補助 ただし、26年度より、補助金交付後の返還としてい た(株)日本政策金融公庫の保険金(代位弁済額の約70 ～90%)相当額を予め差し引いて交付	S17	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証 年度
22	経済戦略局 産業振興部 金融課	大阪市中小企業制度融資信用保証料補助金	大阪市信用保証協会	1,565,000	1,221,419,000	548,517,000	728,906,000	制度融資の円滑な実施に資することを目的とする	特定の制度融資にかかる保証料の一部を補助	S48	H26
23	総務局 行政部総務課	北方領土返還運動推進大阪府民会議補助金	北方領土返還運動推進大阪府民会議	180,000	180,000	180,000	180,000	北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため	北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動、視察団派遣、府民集会の開催等に必要経費を交付する(予算の範囲内で申請額が予算額未満の場合は申請額をもって限度とする)	S57	H27
24	総務局 行政部総務課	学校法人に対する補助金	(公財)大阪府私学総連合会	0	0	0	26,500,000	学校教育における私立学校の果たす役割にかんがみ、その健全な発達に資するため	本市内に学校・幼稚園を設置する学校法人に対し、学校教育の目的達成のために必要な教具・施設の整備、ならびに学校の維持運営に必要な経費を交付する(予算の範囲内で、校種や児童生徒数に応じ配分)	S27	H23
25	総務局 行政部総務課	義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金	(学)大阪朝鮮学園等	0	0	0	27,500,000	義務教育に準ずる教育を実施する各種学校の果たす役割にかんがみ、その健全な発達に資するため	朝鮮学校及び中華学校における学校教育の目的達成のために必要な教具・施設の整備、ならびに学校の維持運営に必要な経費を交付する(予算の範囲内で申請額が予算額未満の場合は申請額をもって限度とする)	S62	H23
26	市民局 市民部総務課	地域集会施設設置補助金	地域住民団体	19,500,000	39,000,000	58,500,000	78,000,000	心のふれあうあたたかい近隣社会の形成に資するため、地域住民団体が行う地域集会施設の設置に要する経費の一部を補助する	地域住民団体が地域集会施設を設置する際に要する経費の一部を補助する 限度額1,950万円	S50	H27
27	市民局 市民部総務課	地域集会施設改修整備補助金	地域住民団体	8,800,000	11,000,000	5,500,000	5,500,000	おおむね小学校区の地域住民団体により管理運営される地域集会施設の老朽化等によって行う改修・補修もしくは整備に要する経費を補助する	地域住民団体により管理運営される地域集会施設の改修・補修の際に要する経費の一部を補助する 補助率1/2・限度額110万円	H2	H28
28	市民局 市民部総務課	塚本地域集会施設設置補助金	塚本福祉会館運営委員会	19,500,000	0	0	0	本市が所有するもと職員寮の解体撤去作業の支障となるため、解体をよぎなくされた地域集会施設について、今後も当該地域におけるコミュニティ活動の拠点は必要ことから移転先で建て替えるために要する経費の一部を補助する。	地域集会施設の移転に伴う建替整備に要する経費の一部を補助する。 限度額1,950万円(1回限り)	H26	H26
29	市民局 市民部 地域活動課	ポートピア梅田環境整備事業補助金	北区における地域住民団体	128,434,000	62,532,000	153,403,000	122,119,000	北区における住民主体のまちづくりを支援することにより、地域の活性化を図る	北区における地域住民団体が行う環境整備事業に対して補助	H22	H27
30	市民局 市民部 地域活動課	市民活動推進事業補助金	市民活動団体	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	市民活動団体の活動促進とともに、市民の寄附を通じた社会参加を促進し、自立的な市民活動の推進を図る	区政推進基金を活用し、大阪市市民活動推進事業団体登録要綱に基づきあらかじめ登録された市民活動団体の公益的な活動に対し、補助対象経費の1/2を上限に補助を行う (旧：市民活動推進基金補助金)	H19	H27
31	市民局 市民部 地域活動課	大阪府防犯協会連合会に対する補助金	(公社)大阪府防犯協会連合会	3,500,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	大阪市内における防犯意識の高揚を図るために地域安全運動を実施している当連合会を支援し、安全で安心して暮らせるまちづくりを促進する	大阪府防犯協会連合会の実施する以下の事業について、経費の1/2を上限として補助を行う ・「地域安全活動」事業	S30	H27
32	市民局 市民部 地域活動課	大阪市保護司会連絡協議会(犯罪予防活動事業)補助金	大阪市保護司会連絡協議会	522,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	保護司会による犯罪予防活動の推進強化を図ることにより、安全なまちづくりの促進に寄与することを目的とする	保護司会が実施する街頭での一斉行動など犯罪予防活動事業について、経費の1/2を上限として補助を行う	H20	H27
33	市民局 市民部 地域活動課	大阪市地域振興大会・大阪市赤十字奉仕団大会事業補助金	大阪市地域振興会(大阪市赤十字奉仕団)	0	0	0	4,070,000	組織の連携強化と交流、意識の交流化を図り、本市の行政運営に対し、さらなる理解の深化や協力の促進にもつながるため本市にとっても有意義であるため	大阪市地域振興大会・大阪市赤十字奉仕団大会に対して補助	H15	H23
34	市民局 市民部 地域活動課	ボランティア活動推進事業費補助金	(社福)大阪市社会福祉協議会	0	0	0	13,862,000	ボランティア活動情報誌の発行経費を補助することにより、社会福祉分野を含むボランティア活動への参加の促進を図り、市民主体のまちづくりを推進する	(社福)大阪市社会福祉協議会が発行するボランティア活動情報の提供や普及啓発を目的とした情報誌に対し、発行にかかる必要かつ最低限の経費について、予算の範囲内で全額補助する	H18	H23
35	市民局 市民部 地域活動課	市民活動活性化推進事業補助金	市民フォーラムおおさか実行委員会	0	0	0	1,491,000	市民活動の意識の醸成、地域コミュニティの活性化など、市民主体のまちづくりの推進を図るため	NPO・行政・企業などで組織された実行委員会が実施主体となり、市民活動の推進や地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする事業に対して経費の1/2を上限に補助を行う	H16	H23

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
36	市民局 市民部 地域活動課	大阪市青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	100,000	100,000	100,000	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H21	H25
37	市民局 市民部 地域活動課	子どもの安全見守り防犯カメラ設置補助金	通学路・公園等の安全確保のため防犯カメラを設置する町会等	0	21,150,000	22,500,000	0	通学路・公園等への防犯カメラの設置経費の補助を行うことで、犯罪抑止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る	通学路・公園等に設置された防犯カメラの設置経費を補助する 補助率：3/4	H24	H25
38	市民局 市民部 雇用・勤労施策課	就職困難者等の就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援事業補助金	(一社)おおさか人材雇用開発人権センター	2,680,000	3,820,000	3,820,000	4,871,000	就職に向けた支援が必要な人が雇用・就労に結びつきにくい状況の中で、本市施策を補完するものとして、就職に向けた支援が必要な人の安定的な雇用の確保を図ることを目的として補助する	就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援に理解のある企業・事業所を相当数以上会員等とする団体が、その会員等の協力のもと実施する事業に対する補助	H14	H26
39	市民局 市民部 消費者センター	大阪市消費生活合理化協会運営補助金	大阪市消費生活合理化協会	0	0	0	1,230,000	消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行う大阪市消費生活合理化協会の育成を図る	大阪市消費生活合理化協会の運営費について補助	S41	H23
40	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課	大阪人権博物館運営費補助	(公財)大阪人権博物館	0	0	44,863,000	51,323,000	「人権尊重の社会づくり条例」に基づく市民の人権意識の高揚等人権啓発に関する事業として大阪府と連携して補助金を交付する	人権問題に関する資料を公開、展示するとともに、人権教育・啓発または人権学習の場である大阪人権博物館の運営費等に対して補助する	S60	H24
41	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課	男女共同参画施策推進基金補助金	男女共同参画の推進に取り組んでいる市民活動団体	800,000	800,000	600,000	600,000	男女共同参画に取り組むNPO等の活動を支援するとともに、市民の寄附を通じた社会参加を促進することにより、自主的な男女共同参画推進活動の推進を図る	区政推進基金を活用し、大阪市市民活動推進事業団体登録要綱に基づきあらかじめ登録された市民活動団体の公益的な活動に対し、補助対象経費の1/2を上限に補助を行う。なお、本事業は市民活動推進助成事業と連携して実施するものである。	H23	H26
42	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課	男女共同参画推進にかかる地域女性団体活動補助金	大阪市地域女性団体協議会	0	1,666,000	2,616,000	3,354,000	市民との協働による男女共同参画社会の実現に向け、地域を基盤とする女性の団体活動の充実・発展が重要であることから、市内居住の女性によって構成され、市域全体に広く組織を有し、学習と市民活動をおとして女性の地位向上と男女共同参画に取り組む大阪市地域女性団体協議会の活動に対し補助金を交付する	大阪市地域女性団体協議会の活動の内、男女共同参画推進のための各種事業(地域環境美化活動、交流研修事業等)に対して補助	S33	H25
43	市民局 ダイバーシティ推進室 人権啓発・相談センター	大阪第一人権擁護委員協議会事業補助金	大阪第一人権擁護委員協議会	0	0	2,095,000	2,300,000	大阪市民に対する人権侵害事象への対応や人権相談、情報収集・啓発など、自由人権思想の普及高揚と、人権侵害の排除・救済を目的として活動しており、本市の人権施策と合致するとともに非常に有意義なものであるため	啓発・広報活動費をはじめとした、当協議会の活動に要する経費に対し、補助金を交付している	S25	H24
44	都市計画局 企画振興部 イノベーション企画担当	イノベーション創出支援補助金	イノベーション促進につながる研究・技術シーズをもとに実証実験など実用化に向けた取り組みを行っている大学	15,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	大学の保有する研究・技術シーズをもとにした、実証実験など実用化に向けた取組みに対して、その費用の一部を補助することにより、本市の経済成長の実現に寄与することを目的とする	大学が有する優れた研究・技術シーズを対象とし、実証実験など実用化に向けた取組みにかかる経費に対して、補助率1/2、補助限度額200万円の範囲内で補助を行う(補助対象者は大学)	H23	H26
45	都市計画局 計画部 交通政策課	鉄道安全性向上事業費補助金(鉄道駅耐震補強事業費補助金)	耐震補強事業を行う鉄道事業者又は軌道経営者(JRを除く)	69,917,000	49,668,000	60,834,000	55,000,000	鉄道駅耐震補強事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、主要な鉄道駅の耐震補強を実施し、鉄道駅利用者の安全の向上を図る	今後発生が予測される大規模地震に備え、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅について、耐震補強の緊急実施を図る事業に対して、国等と協調し補助金を交付する	H19	H27
46	都市計画局 計画部 交通政策課	大阪外環状線整備事業費補助金	大阪外環状鉄道(株)	492,000,000	518,873,000	192,700,000	41,000,000	大阪外環状線の整備を促進する	大阪外環状線の整備に要する経費に対して、国の幹線鉄道等活性化事業費補助制度に基づき、国等と協調し補助金を交付する	H8	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
47	都市計画局 計画部 交通政策課	バスネットワーク 維持改善補助	補助対象路線を運 行するバス事業者	676,455,000	0	0	0	市内の公共交通ネットワークに欠かせない市内 バス路線のうち、事業者による相応の経営努力を もってしてもその維持が困難な路線を対象に、その 運行の維持に必要な経費の一部を補助することによ り、市内の公共交通ネットワークの安定的かつ継続 的な維持及び充実を図り、良好な生活環境及び活 発な都市活動を支える都市交通基盤の確立に寄与す ることを目的とする。	相当の経営努力をもってしても採算性の確保が困難 であるが、市内の公共交通ネットワークの形成に 欠かせない路線であって、一定の需要があるなどの 認定要件を満たす乗合バス路線（地域サービス系路 線）の運行に対して、京阪神ブロック民営標準原価 を基に算定した経常経費（一部、事業者の経費を含 む。）の総額から、経常収益の総額を差し引いた収 支差の全額を補助する。	H26	H26
48	都市計画局 計画部 交通政策課	コミュニティ系バ ス運営費補助金	コミュニティ系バ ス運行事業者(大阪 市交通局)	0	854,614,000	1,513,422,000	1,513,422,000	大阪市の総合交通体系の確立を目指す中で、十分な 需要がなく、採算性の確保が困難であるものの、地 域住民の日常生活に必要な乗合バス(=コミュニテイ 系バス)サービスについて、その運行の維持に必要な 経費の一部を助成することによって、安定的かつ継 続的なバス交通の確保を図るとともに、市民の日常 生活の利便向上及び福祉の増進等に寄与する	補助対象は「補助金交付要綱」に定める要件を満たす「 コミュニティ系バス路線」で、コミュニティ系バス運 行事業者に補助金を交付する 補助金額は、前々年度の実績値に基づき民営バス事 業者が担当した場合のコスト等も勘案して算定する	H16	H25
49	都市計画局 開発調整部 開発計画課	大阪シティア ターミナル内公的 施設管理運営補助 金	(株)湊町開発セン ター	380,000,000	395,000,000	399,000,000	431,000,000	大阪シティアターミナル内に設置された公的施設 のうち、特に非収益性・低収益性を有する「バスター ミナル」及び「公共通路」の管理運営に係る費用に関し 補助金を交付することで、O C A Tの公的機能を維持 することを目的とする	「バスターミナル」及び「公共通路」の公的施設の保守 管理費や光熱水費といった管理運営及び公的施設の 機能を維持するために必要な経費を補助対象とし、 O C A T補助事業に係る当該年度予算の範囲内を限度 とする	H10	H27
50	都市計画局 開発調整部 開発計画課	大阪ドーム公的施 設管理運営補助金	(株)大阪シテイ ドーム	38,387,000	38,387,000	38,387,000	38,387,000	(株)大阪シティドームが行う大阪ドーム外周に設置 された公的施設の管理運営に係る経費に関し補助金 を交付することにより、大阪ドームの公的機能を維持 することを目的とする	公的施設であるドーム外周デッキの施設管理運営に 係る経費を補助対象とし、補助事業に係る当該年度 予算の範囲内とする	H13	H27
51	都市計画局 開発調整部 開発計画課	大阪への集客に寄 与する大阪ドーム 施設利用補助金	(株)大阪シテイ ドーム	85,799,000	85,799,000	85,867,000	85,867,000	(株)大阪シティドームへの補助金交付を通じてド ーム使用料を減額することにより、ドームの特性を活 かしたM I C Eの開催を促進し、大阪の集客魅力を 向上することを目的とする	京セラドーム大阪における一定規模以上の集客効果 を有するM I C Eを対象に、当該年度予算の範囲内 において、以下のとおり施設利用に対する補助を実施 ・個々の補助対象事業について、徴収した使用料と 正規使用料との差額の1/2と正規使用料の1/3の低い 方とする ・閑散期(1月1日～2月末)における開催や初開催、1 万人以上の参加者での開催については、徴収した使 用料と正規使用料との差額の1/2まで増額可能な割増 制度を設ける	H13	H26
52	都市計画局 開発調整部 開発誘導課	まちづくり活動支 援制度に基づく助 成金	大阪市が認定した まちづくり推進団 体	1,350,000	1,750,000	3,100,000	3,950,000	地域の実情に応じた住み良いまちづくりを市民と市 が協力して推進するにあたり、住民等による自発的 なまちづくり活動を支援することを目的とする	大阪市の認定したまちづくり推進団体に対し、活動 に必要な経費の1/2以内で限度額30万円を5年間助成 し、また、まちづくり構想策定年度(1回限り)は構想 印刷配布経費を20万円(対象経費の1/2)を限度に助成 する	H9	H26
53	都市計画局 開発調整部 開発誘導課	鉄道駅舎可動式 ホーム柵等設置補 助	鉄道駅舎に可動式 ホーム柵を整備す る鉄道事業者	17,610,000	0	0	100,000,000	鉄道駅舎の可動式ホーム柵等の整備を促進し、鉄道 駅利用者のプラットホームからの転落等を防ぎ安全 を確保することを目的とする	1日あたりの平均的な利用者が10万人以上の駅にお いて、プラットホームからの転落を防ぐため可動式 ホーム柵等の整備費のうち1/6 以内の補助を行う	H22	H28
54	都市計画局 建築指導部 監察課	民間建築物等吹 付けアスベスト除 去等補助	一定の要件を満 たす吹付けアスベ ストの除去等を行 う者	4,504,000	5,525,000	6,940,000	9,338,000	既存建築物に対し、所有者等がアスベスト含有調 査・対策を実施する場合に要する費用の一部を補助 することにより、アスベストによる健康被害に対す る市民の不安を解消することを目的とする	大阪市内の既存建築物にある露出した吹付けアス ベストの含有調査や除去工事等を実施する場合に、一 定要件を満たせばその費用の一部を補助する(含有調 査：対象費用全額かつ上限金額25万円(ただし1試料 あたりの上限は10万円)対策工事：対象費用の1/3か つ戸建住宅は上限金額20万円、分譲共同住宅及び一 般建築物は上限金額100万円)	H18	H27
55	福祉局 総務部総務課	保護司研修事業補 助金	大阪市保護司会連 絡協議会	800,000	800,000	800,000	800,000	大阪市内の保護司による犯罪者(刑事施設出所者等) への適切な更生保護の取り組みの推進・強化を図る ために、必要な社会福祉等への理解を深めるための 研修の充実を図り、地域の福祉に貢献することを目 的とする。	大阪市保護司会連絡協議会が主催する研修事業に必 要な費用(研修経費及び施設研修経費)の1/2を上限と し、予算の範囲内で交付する	H20	H28
56	福祉局 総務部総務課	大阪沖繩戦没者慰 霊塔「なにわの塔」 参拝事業補助金	(一財)大阪府遺族 連合会	614,000	614,000	646,000	646,000	過去の大戦で最大の激戦地となった沖繩県糸満市に 建立された「なにわの塔」で追悼式をとり行い、も って沖繩及び南方諸地域における戦没者を追悼す ることを目的とする	(一財)大阪府遺族連合会が行う大阪沖繩戦没者慰 霊塔「なにわの塔」参拝事業の運営に対して予算の範 囲内で交付する	S40	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
57	福祉局 総務部総務課	民間施設整備資金 利子補助金	大阪市管轄社会福 祉施設	5,211,000	8,471,000	21,086,000	30,284,000	民間社会福祉施設の振興を図るため、社会福祉法人 等が(独)福祉医療機構から借り入れた整備資金に係 る利子の支払に要する資金の補助	社会福祉法人等が社会福祉施設を整備するにあたり、 (独)福祉医療機構から借り入れた資金に対する 利子のうち、2%を超える部分を補助している なお、平成16年度より新規の取扱いを取りやめている	S47	H26
58	福祉局 総務部総務課	第57回大都市社会 福祉施設協議会(大 阪市大会)補助金	大阪市社会事業施 設協議会	1,000,000	0	0	0	社会福祉法人・施設としてのあり方や課題について 検討を行う種目研究会や社会福祉に係る講演会等が 行われ、その結果を各施設にフィードバックするこ とで、社会福祉施設全体の充実や質の向上に寄与す ることを目的とする。	政令指定都市が持ち回りで開催する大都市社会福祉 施設協議会(全国政令指定都市の社会福祉施設関係 者、社会福祉協議会、行政関係者が一同に会し、大 都市の社会福祉施設のあり方や課題等について研 究・討議)に要する経費のうち会場使用料及び会場 設営経費について開催都市として補助	H26	H26
59	福祉局 総務部総務課	民間社会福祉施設 職員等海外研修事 業補助金	大阪市社会事業施 設協議会	0	0	0	3,600,000	民間社会福祉施設職員及びボランティアリーダーを 海外に派遣し、社会福祉に関する高度な専門知識、 技能を修得させるとともに、国際的視野を広めさせ、 社会福祉事業の次代を担う有能な人材の養成に 資する	大阪市社会事業施設協議会が主催して毎年1回民間社 会福祉施設職員及びボランティアリーダーを海外に 派遣する海外研修事業に対して補助金を交付	H2	H23
60	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	あんしんさぼーと 事業(日常生活自立 支援事業)補助金	(社福)大阪市社会 福祉協議会	510,545,000	482,825,000	489,761,000	492,490,000	(社福)大阪市社会福祉協議会におけるあんしんさ ぼーと事業(日常生活自立支援事業)の事務局体制を 整備し、判断能力が不十分な方や金銭管理に不安の あるひとり暮らしなどの高齢者が地域で安心して生 活を送れるよう日常生活の支援及び権利侵害がや財 産管理等の権利擁護に関する相談に応じることに より対象となる市民の権利を擁護することを目的と する	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力 が不十分な方や金銭管理に不安のあるひとり暮らし など的高齢者に対して、福祉サービスの利用支 援や金銭管理サービス、通帳・証書類の預かりサー ビス等に要する経費を予算の範囲内で補助する	H9	H28
61	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	大阪市社会福祉協 議会運営補助金	(社福)大阪市社会 福祉協議会	0	35,773,000	53,860,000	0	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である (社福)大阪市社会福祉協議会の事務局体制を整備・ 強化するとともに、今後の(社福)大阪市社会福祉協 議会・各区社会福祉協議会体制を検討・再構築し、 効率的で自律的な法人運営に資することを目的とす る	(社福)大阪市社会福祉協議会における事務局の管理 運営、(社福)大阪市社会福祉協議会及び各区社会福 祉協議会の今後のあり方検討・再構築、法人運営等 に要する経費を補助する	H24	H25
62	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	大阪市地域福祉活 動支援事業補助金	(社福)大阪市社会 福祉協議会	0	127,680,000	127,683,000	0	各区社会福祉協議会への後方支援を通じ地域にお ける住民の支え合い・助け合い機能を強化する取り 組みを支援することにより、地域福祉活動の推進と社 会福祉事業の充実を図り、もって地域福祉の向上に 資する事を目的とする	(社福)大阪市社会福祉協議会における地域福祉並び に在宅福祉サービスの推進、社会福祉関係機関・団 体・民生委員児童委員との連絡調整・連携、社会福 祉事業(地域福祉活動)に関する調査広報・情報取 集・提供・研究、ボランティア・NPO活動の推進 等に要する経費を補助する	H24	H25
63	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	各区地域福祉活動 支援事業補助金	各区社会福祉協 議会	0	1,209,034,000	1,215,945,000	0	地域における住民の支え合い・助け合い機能を強化 する取り組みを支援することにより、地域福祉活動 の推進と社会福祉事業の充実を図り、もって地域福 祉の向上に資することを目的とする	各区における地域福祉活動等への支援、ボランティ アグループや社会福祉施設等との連絡調整、ボラン ティア活動の支援、福祉教育の推進、広報啓発等 に要する経費を補助する	H24	H25
64	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	地域福祉活動推進 事業補助金	各区社会福祉協 議会	0	0	369,478,000	369,516,000	地域ネットワーク委員会の事務局として設置されて いる保健・医療・福祉ネットワーク推進員の活動経 費を補助することにより、地域福祉の推進を図るこ とを目的とする	地域ネットワーク委員会活動の事務局として、支援 を必要としている住民の把握、研修会の企画・実 施、委員会活動の啓発資料作成、相談援助ならびに 関係機関との連絡調整に係る必要経費等について助 成を行う	H4	H24
65	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	大阪ホームレス就 業支援センター事 業補助金	大阪ホームレス就 業支援センター運 営協議会	0	0	4,500,000	4,500,000	民間等から広く多様な就業機会を確保することに よって、自立支援センター入所者の就業自立とあ いりん高齢雇労働者の野宿の防止を図ることを目的 とする大阪ホームレス就業支援センター運営協議会 の管理運営に対して補助することにより、事業の安 定した運営を図る	国の委託事業等の受託者として開設した大阪ホーム レス就業支援センター運営協議会に対し、事務職員 の配置・事務所のリース代など管理運営にかかる経 費を助成する(大阪市・大阪府で1/2ずつ)	H17	H24
66	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	民生委員協議会運 営補助金	各区民生委員協 議会	0	108,658,000	0	0	民生委員・児童委員活動の推進と民生委員・児童 委員相互の連絡調整を図り、福祉事業及び地域福祉 活動の発展を促進する	民生委員協議会が実施する事業、各区及び地区にお ける連絡調整、情報の共有化などの業務について、 24区に設置されている民生委員協議会に対し、民生 委員法に基づき予算を上限として補助を行う	H25	H25
67	福祉局 生活福祉部 保護課	大阪社会医療セン ター無料低額診療 等事業補助金	(社福)大阪社会医 療センター	247,522,000	284,557,000	286,471,000	381,231,000	あいりん地域における医療の確保と健康・衛生の維 持向上を図る	減免診療をはじめとするあいりん地域の特性にあ わせた医療の継続的安定確保を図るため、(社福)大阪 社会医療センターが実施する無料低額診療等事業経 費について補助する	S45	H28

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証 年度
68	福祉局 生活福祉部 保護課	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金	(社福)大阪府社会福祉協議会	61,437,000	71,851,000	80,637,000	81,003,000	一定の居住用不動産を有し、将来にわたり現住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図る	(社福)大阪府社会福祉協議会が実施する、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業の貸付原資を補助することにより、事業の安定した運営を図る	H19	H28
69	福祉局 生活福祉部 保護課	あいりん住民応急援護事業費補助金	西成愛隣会	0	0	70,000	400,000	西成愛隣会が実施する応急援護事業費にかかる経費を補助することにより、あいりん住民の福祉の向上を図る	あいりん地域で極度に生活が困窮している者に対して、応急かつ一時的な生活資金の貸付を行う。補助対象経費については、貸付総額から返済による返済総額を差し引いた額とする	S48	H24
70	福祉局 生活福祉部 保護課	西成愛隣会事業補助金	西成愛隣会	0	0	0	200,000	あいりん地域住民の福祉増進、隣保事業のため西成愛隣会が実施する事業を補助する	あいりん地域の日雇労働者、児童、高齢者等を対象に「あいりん物故者慰霊祭」等の事業実施にかかる経費を補助	S39	H23
71	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	身体障がい者自動車改造費補助金	身体障がい者	1,200,000	1,300,000	1,416,000	1,521,000	身体障がい者が就労等に伴い、自ら運転する自動車の改造に要する経費を補助し、自立と社会参加の促進を図る	重度の上肢、下肢又は体幹機能障がい者が自動車を改造する経費の1/2以内の額を補助する 上限100,000円	S50	H27
72	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	障がい者福祉バス借上補助金	各障がい者団体	3,584,000	4,364,000	4,442,000	5,914,000	障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用するバス借上げにかかる費用の一部の助成を行うことにより福祉の増進を図る	障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用するバス借上げ料の1/2以内の補助を行う 上限1台につき51,500円	S48	H28
73	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	障がい者職業能力開発訓練施設運営助成	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	55,199,000	59,230,000	59,230,000	62,663,000	障がい者能力開発訓練を実施することにより、一般企業への就労が困難な障がい者に対して、企業就労に必要な知識や技能を指導するとともに、就労に向けた実習を行い、職業自立を支援することを目的とする	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会が設置する障がい者職業能力開発訓練施設の運営費に対して補助を行う	S60	H28
74	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	点字図書館運営補助金(情報文化センター)	(社福)日本ライトハウス	66,248,000	63,711,000	64,350,000	66,715,000	点字図書館の運営に要する経費の一部を補助し、円滑な運営を図る	(社福)日本ライトハウスに対し「国庫負担(補助)金交付要綱」により交付し、運営の一部を助成	S42	H28
75	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	障がい者・児童施設建設借入金償還補助金	(社福)ノーマライゼーション協会等	100,937,000	102,555,000	134,660,000	147,791,000	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用に係る借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する	補助対象経費については、(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)の当該年度において償還する元金及び利子の範囲内で助成する(補助率10/10)	S61	H27
76	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	鉄道駅舎エレベーター等設置補助金	民間鉄道事業者	26,000,000	0	0	0	鉄道事業者が障がい者や高齢者等の交通機関の利用環境を改善するために行うエレベーター等の整備に対して補助を行い、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化並びに、ひとにやさしいまちづくりの促進を図ることを目的とする。	鉄道事業者が本市区域内の1日利用者3,000人以上の既存鉄道駅舎において障がい者や高齢者等の交通機関の利用環境を改善するために行うエレベーター等の設置に対して、当該設置関連経費の3分の1(上限26,000千円/基、2基分まで)を補助する。	H26	H28
77	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	重度身体障がい者大学等就学助成	重度身体障がい者	0	360,000	360,000	2,160,000	自立更生に努める重度の身体障がい者が大学等に就学するにあたり介助等特別の配慮を要する者に対して、助成金を支給することによりその就学を奨励し、もって身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする	自立更生に努める重度の身体障がい者が大学等に就学するにあたり介助等特別の配慮を要する者に対して、助成金を支給する 上限月額30,000円	S58	H25
78	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	知的障がい者(児)スポーツ大阪大会補助金	大阪知的障がい者スポーツ協会	0	220,000	220,000	220,000	知的障がい者の日常的体育活動の成果を発表し、健全な心身の発達、健康の維持と増進、社会参加と社会自立を図る	知的障がい者スポーツ大阪大会の実施にかかる経費のうち競技場使用料について補助する	S57	H25
79	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	障がい児(者)歯科診療施設補助金	各医療機関	0	10,200,000	10,274,000	10,341,000	心身障がい児(者)の歯科受診を円滑にするため、公的医療機関に対し歯科診療・治療に必要な人件費を補助する	一般の地域歯科では治療が困難な重度障がい者医療証所持者及び歯科診療特別対応加算対象者の歯科診療にかかる経費を補助する 診療1件につき2,000円	S55	H25
80	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	心身障がい児(者)等自主活動育成事業補助金	(社福)大阪市手をつなぐ育成会等	0	0	780,000	1,080,000	心身障がい児(者)及びその家族等に対する学習や交流、啓発等を目的とした事業に対して補助を行うことにより、障がい児(者)の社会的自立の促進と福祉の向上を図る	予算の範囲内で、研修会や交流会等の事業経費の一部を補助する	S35	H24
81	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	障がい者ブラッシング指導事業補助金	(社)大阪府歯科医師会	0	0	500,000	500,000	障がい者に副掃指導を推進することにより、歯科治療をスムーズに行うとともに、口腔衛生および疾病予防を図る	口腔衛生(ブラッシング等)指導事業にかかる経費を補助する	S56	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
82	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	第12回難聴者・中途失聴者自主活動支援事業(元気の出る集い)補助金	(特非)大阪市難聴者・中途失聴者協会	0	0	232,000	0	難聴・中途失聴者の社会参加のために、障がい者本人及び支援者が大会に参加して研修と交流を深めることを目的とする	大阪市難聴者・中途失聴者協会が主催する第12回元気の出る集いの開催に際し、大会補助を実施する(大会は隔年実施)(補助率1/2)	H2	H24
83	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	障がい者グループホーム整備助成	障がい者グループホームを整備する法人	55,773,000	55,773,000	55,773,000	90,386,000	障がい者の日常生活における援助及び介護を行う障がい者グループホームの整備及び設備整備にかかる経費の一部を助成することにより、障がい者の自立を促進し、その福祉の向上を図ることを目的とする	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業として指定を受けることができる法人に対し、グループホームの新規設置の際の賃借、購入、新築、住宅改造及び設備購入にかかる経費の一部を助成	H1	H27
84	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	重症心身障がい者通所用バス運行費補助金	(社福)四天王寺福祉事業団	11,970,000	12,600,000	12,600,000	22,200,000	重症心身障がい者の社会参加を促進するため、施設への通所手段を確保することを目的とする	通所用バスの運行にかかる経費を助成する	H8	H26
85	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	精神障がい者社会復帰施設運営補助金	大阪市管轄社会復帰施設	0	0	0	68,034,000	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規定する精神障がい者社会復帰施設の運営を行う社会福祉法人等の非営利法人に対して補助を行い、精神障がい者の社会復帰の促進及び社会参加の促進を図ることを目的とする	対象：精神障がい者生活訓練施設、精神障がい者授産施設を運営する社会福祉法人等 補助対象：国基準(単価×月数) 上限：予算の範囲内	H13	H23
86	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	障がい者情報バリアフリー化支援事業助成	重度の視覚障がい者または重度の上肢障がい者	0	2,261,000	2,622,000	2,679,000	障がい者がパーソナルコンピューターを使用するにあたり必要となる周辺機器およびアプリケーションソフトの購入に要する費用の一部を助成することにより、障がい者の情報のバリアフリー化及び障がい者の社会参加を促進することを目的とする	視覚障がい者1、2級及び上肢機能障がい者1、2級の身体障がい者手帳所持者の周辺機器等の購入に要した費用の2/3以内を助成する ただし、その額が10万円を越えるときは、10万円とする	H13	H25
87	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	知的障がい児通園施設通園バス運行費等補助金	大阪市管轄知的障がい児通園施設運営法人	0	0	500,000	1,500,000	通園バスの運行にかかる維持経費の負担軽減をはかるとともに本務運転手不在時の児童の輸送を確保する	通園バスの維持経費及び運転手の代替経費に対して助成する	S52	H24
88	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	児童発達支援センター地域支援促進補助金	大阪市管轄の民設民営児童発達支援センター運営法人	0	0	5,501,000	0	民設民営児童発達支援センターにおける地域支援の事業実施に必要な児童発達支援管理責任者の雇用経費を補助することにより事業の早期実施を促し、もって障がい児及びその保護者等への支援を図る	平成24年4月から制度化される児童発達支援センターでの地域支援(保育所等訪問支援、障がい児相談支援)を新たに実施するセンターに対して支給する	H24	H24
89	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	障がい者小規模作業所運営費補助金	障がい者小規模作業所	0	0	0	307,320,000	障がい者の社会活動への参加を促進し、もって、その福祉の向上を図ることを目的とする	障がい者小規模作業所に対し利用人数及び開所日数に応じ運営費及び重度障がい者加算の助成を行う	S50	H23
90	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	障がい者小規模通所授産施設運営費補助金	障がい者小規模通所授産施設	0	0	0	58,310,000	障がい者の社会活動への参加を促進し、もって、その福祉の向上を図ることを目的とする	障がい者小規模授産施設に対し利用人数及び開所日数に応じ運営費及び重度障がい者加算の助成を行う	H13	H23
91	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会等	31,526,000	67,011,000	181,958,000	194,597,000	大阪市内に居住するひとり暮らし、ねたきり高齢者等を対象に食事サービスを行い、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を図る	ひとり暮らし、ねたきり高齢者等に対して、地域のボランティアが配食又は地域の集会所などで会食を行う事業費等に対して助成する	S47	H28
92	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業補助金	大阪市内に所在する社会福祉法人	12,709,000	16,293,000	30,433,000	37,040,000	寝具の衛生管理が困難な高齢者を対象に、寝具洗濯乾燥消毒サービスを行うことによって、対象者の保健衛生の向上と高齢者福祉の推進を図る	おおむね65歳以上の高齢者のうち、介護保険の要介護・要支援認定者でひとり暮らしの又又は高齢者のみの世帯に属する人で、寝具(掛布団、敷布団、毛布)の衛生管理が困難な人を対象に、水洗い及び乾燥消毒によるサービスを行う(補助率1/2)	H12	H28
93	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	認知症介護指導者養成研修事業補助金	大阪市管轄老人福祉施設運営法人	1,751,000	1,751,000	2,048,000	2,048,000	高齢者認知症介護指導者養成研修・認知症介護フォローアップ研修への参加を支援するため、職員の派遣にかかる必要な経費を補助することにより、認知症介護実務者の資質の向上を図る	認知症介護指導者養成研修・認知症介護フォローアップ研修へ職員を派遣する社会福祉法人等に対して、当該職員派遣中の代替職員雇用経費及び派遣にかかる旅費などを助成する	H13	H27
94	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	高齢者住宅改修費助成事業補助金	介護保険被保険者等	0	0	125,146,000	157,068,000	高齢者に在宅生活が容易となるよう住宅の改修を行い、高齢者福祉の推進を図る	要支援以上の者は、介護保険住宅改修費を利用する者で、介護保険対象外工事で補完的な工事に対して助成 二次予防事業対象者(生活機能の低下が疑われ、要支援・要介護状態になるおそれの高い65歳以上の方(ただし、要支援・要介護認定を受けておられない方))については、介護保険同内容の工事及び対象外工事で補完的な工事に対して助成 助成限度額30万円(介護保険料段階が第5・第6段階の者は5万円)、1世帯1回限り	H12	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
95	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	提案型高齢者の地域交流拠点づくり事業補助金	市内に事業所・事務所を設置する、法人格を有する団体	0	0	27,000,000	66,000,000	商店街や駅前等の空き店舗を活用し、地域の高齢者と児童など多世代が交流できるスペースを整備する費用を助成	高齢者を中心とした市民の地域生活を支援する事業の拠点整備にかかる経費に対し、国交付金額以内を補助	H21	H24
96	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	民間社会福祉施設等償還金補助金(高齢者施設)	大阪府管轄老人福祉施設運営法人	14,281,000	24,404,000	33,685,000	48,422,000	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用に係る借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する	補助対象経費については、(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)の当該年度において償還する元金及び利子の範囲内で交付する(補助率10/10)	S52	H27
97	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	軽費老人ホームサービス提供費補助金	大阪府所管軽費老人ホーム運営法人	532,072,000	543,280,000	587,289,000	593,323,000	軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、サービス提供に要する費用等に充当する経費を補助し、施設の安定的な運営を図ることにより、利用者の処遇を確保することを目的とする	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者負担にあたるサービス提供費等を施設へ補助する	S44	H26
98	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	特別養護老人ホーム整備費補助金	社会福祉法人	2,421,338,000	3,325,303,000	2,377,535,000	2,820,321,000	特別養護老人ホーム施設整備を図るための事業に対し補助金を交付	特別養護老人ホーム施設整備経費に対し、定員1人あたり(ショートステイを含む)3,712千円を乗じた額以内を補助	S48	H27
99	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課外	民間社会福祉施設中規模整備費補助金	社会福祉法人	6,430,000	6,430,000	6,430,000	6,430,000	施設の整備及び設備の改善に要する費用の一部を助成することにより、利用者の福祉向上に資することを目的とする	施設を運営する社会福祉法人に対して、施設の整備及び設備の補修等に要する費用の3/4以内の額を補助上限 入所施設643万円 通所施設343万円	H5	H28
100	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	小規模多機能型居宅介護拠点等整備費補助金	社会福祉法人等	386,000,000	587,000,000	195,000,000	146,250,000	小規模多機能型居宅介護拠点等整備を図るための事業に対し補助金を交付	小規模多機能型居宅介護拠点等整備にかかる施設整備費などに対し、府基金及び国交付金額以内を補助	H18	H27
101	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	特別養護老人ホーム等緊急整備促進助成	社会福祉法人等	903,539,000	762,731,000	492,210,000	469,450,000	施設等用地の取得が困難なため、施設等用地確保のための定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に助成を行うことにより、用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る 円滑な施設の開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であり、その開設準備経費を助成することで、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする	特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護拠点を開設する社会福祉法人等が定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に一時金の一部を助成する 特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護拠点を開設する社会福祉法人等が施設の開設前に支出する看護・介護職員等の雇い上げ等の開設準備に伴う経費を助成する	H22	H26
102	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	老人クラブ育成補助金	(一社)大阪市老人クラブ連合会等	105,234,000	111,997,000	121,057,000	141,345,000	(一社)大阪市老人クラブ連合会等が実施する活動推進事業に対し、事業費の一部を補助することにより、本市の区域内で組織されている老人クラブの育成を図ることを目的とする	老人クラブ育成のため、(一社)大阪市老人クラブ連合会・各区老人クラブ連合会・単位老人クラブが実施する活動推進事業に対して予算の範囲内で補助	S32	H28
103	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)運営補助金	地域高齢者活動拠点施設運営委員会	50,338,000	53,900,000	162,498,000	162,936,000	地域高齢者活動拠点施設施設の施設運営に要する費用の一部を補助することにより、高齢者及び地域住民等に対して、健康づくりや仲間づくり、ボランティア活動等の自主活動の場を提供し、地域福祉の推進を図ることを目的とする	地域高齢者活動拠点施設の運営にかかる光熱水費、建物の維持・保存・修繕費等の経費の一部について補助する。(補助率1/2)	S44	H27
104	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	高齢者就業機会確保事業補助金	(公社)大阪市シルバー人材センター	48,400,000	48,400,000	48,400,000	58,800,000	高齢者が自己の労働能力を活用し、働く機会の確保、生きがいの充実、健康と福祉の増進を図ることを目的として交付する	高齢者就業機会確保事業にかかる経費の一部を補助	S58	H27
105	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)改修整備補助金	地域高齢者活動拠点施設運営委員会	11,000,000	11,000,000	11,000,000	13,289,000	「各区老人憩の家設置運営基準」に基づき設置運営されている地域高齢者活動拠点施設の老朽化によって運営管理上に支障があるものの補修、改造または整備に要する費用を補助することにより、施設の継続的な運営を図り、地域福祉の推進に資することを目的とする	地域高齢者活動拠点施設の改修整備に際して、1箇所当たり1,100千円を限度に補助(補助による改修後15年以上経過し、なお補助の必要がある場合は再度の補助が可能) 老人憩の家の段差改修等整備に際しては、1箇所当たり327千円を限度に補助	S63	H27
106	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	高齢者入浴利用料金割引事業補助金	市内公衆浴場	34,151,000	45,776,000	46,984,000	0	高齢者入浴割引事業を実施する公衆浴場に対して、補助金を交付することにより、高齢者が利用しやすい入浴機会を設け、高齢者の健康増進と孤独感の解消の一助とするとともに、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする	本市の区域内に住所を有する70歳以上の高齢者を対象に原則として月2回の入浴利用料金割引を実施する浴場に対し、利用者1人当たりの入浴利用料金80円及び当該事業に係る広告費等(1浴場あたり1,500円を上限)を助成する	H24	H26
107	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	指定老人憩の家運営補助金	単位老人クラブ等	0	0	0	255,000	「各区老人憩の家設置運営基準」には満たないが、高齢者に対し教養の向上、レクリエーション等のための場を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする	指定老人憩の家の管理運営にかかる経費を年額15,000円を限度に補助	S46	H23

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
108	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	シルバーボラン ティアセンター運 営事業補助金	(一社)大阪市老人 クラブ連合会	0	1,797,000	2,813,000	2,815,000	高齢者が自己の経験や能力を生かしたボランティア活動に参加し、生きがいの充実、地域社会への貢献を図ることを目的として交付する	シルバーボランティアセンターの運営にかかる経費について予算の範囲内で補助	S60	H25
109	福祉局 高齢者施策部 介護保険課	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減事業補助金	社会福祉法人等	43,050,000	60,539,000	56,590,000	46,805,000	社会福祉法人等の協力により特に生計の困難な方への利用者負担の軽減を行った費用の一部についての補助	社会福祉法人等の協力により特に生計の困難な方への利用者負担の軽減(所得によって1/2~1/4)を行った費用の一部についての補助	H12	H27
110	健康局 総務部総務課	大阪バイオサイエ ンス研究所運営補 助金	(公財)大阪バイオ サイエンス研究所	168,536,000	318,536,000	468,536,000	626,027,000	大阪バイオサイエンス研究所がバイオサイエンスに関する研究調査をはじめ、研究者を養成すること等の事業の運営に対し、その経費の一部を補助することにより、バイオサイエンスの進歩発展を促し、もって学術研究の進展、並びに科学技術の振興に寄与することを目的とする	大阪バイオサイエンス研究所が行う、バイオサイエンスに関する研究及び調査や研究者の養成などの事業の運営に対して、その必要な費用の全部又は一部について、予算の範囲内で補助する	S61	H26
111	健康局 総務部総務課	滞在外国人医療相 談事業補助金	(特非)AMD A国 際医療情報セン ター	0	0	0	425,000	本市における外国人に対する医療の相談事業の必要性が高まってきており、無料で情報提供することにより、滞在外国人の福祉の向上に資することを目的とする	日本に滞在する外国人または外国人を受け入れている医療機関等から、電話により医療・医事相談を受け、言葉が通じる医療機関の紹介や、医療・福祉制度の説明など情報を提供する事業に対して、その必要な費用の一部について、予算の範囲内で補助する	H6	H23
112	健康局 健康推進部 健康施策課	夜間歯科救急診療 支援事業補助金	(社)大阪府歯科医 師会	7,314,000	7,314,000	11,134,000	11,164,000	夜間の急な歯痛や、転倒などによる歯牙や顎部の外傷など、夜間における口腔疾患に対応する、歯科救急診療体制の確保を図ることを目的とする	(社)大阪府歯科医師会が実施する、夜間歯科救急診療事業における経費の一部について、予算の範囲内で補助する	H16	H26
113	健康局 健康推進部 健康施策課	救急医療対策事業 設備整備費補助金	二次救急医療機関	29,528,000	29,528,000	29,528,000	32,829,000	入院治療等が必要な重症患者の受入れを行う二次救急医療機関において医療機器等の整備を行い、救急医療の確保を図ることを目的とする	国・府の補助金交付要綱に基づき、救急医療に必要な医療機器の購入費用の一部について、予算の範囲内で補助する	H12	H27
114	健康局 健康推進部 健康施策課	大阪府医師会看護 師充足養成事業補 助金	(一社)大阪府医師 会	0	0	0	17,100,000	(一社)大阪府医師会が同会の看護師養成施設において実施する看護師充足養成事業に対し、その経費の一部を補助することにより、看護師を養成し市内医療機関等における看護要員の充足を図り、もって本市の医療水準を向上させ安定した医療の確保に寄与することを目的とする	(一社)大阪府医師会が看護師養成施設において実施する看護師充足養成事業に対し、その必要な費用の一部について、予算の範囲内で1/2相当額を補助する	S41	H23
115	健康局 健康推進部 健康づくり課	在宅寝たきり高齢 者訪問歯科診療事 業補助金	(社)大阪府歯科医 師会	1,771,000	6,072,000	7,500,000	7,500,000	(社)大阪府歯科医師会が実施する在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療事業に対して補助金を交付することにより、大阪市内の在宅寝たきり高齢者に対する歯科診療機会の確保を目的とする	(社)大阪府歯科医師会が行う在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療事業に対し、その必要な費用の一部について、予算の範囲内で補助する	H6	H27
116	健康局 健康推進部 健康づくり課	健康増進活動事業 補助金	健康増進活動を実 施する事業者	5,003,000	6,040,000	6,552,000	6,552,000	市民の健康寿命の延伸及び普及啓発活動を通しての健康づくり並びに市民の健康の保持と増進を図ることを目的とする	「喫煙率の減少」、「肥満者の減少」、「運動習慣者の増加」、大阪市民の健康指標の改善につながる活動に対し、その必要な費用の一部について、予算の範囲内で補助する	H23	H28
117	健康局 健康推進部 健康づくり課	公衆衛生活動事業 補助金	公衆衛生活動を実 施する事業者	8,913,000	10,150,000	11,180,000	13,000,000	市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、医師による三次予防(疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること)の普及啓発を図ることにより本市の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、その必要な費用の一部について、予算の範囲内で補助する	S45	H27
118	健康局 健康推進部 健康づくり課	大阪府医師会事業 補助金	(一社)大阪府医師 会	0	0	0	3,000,000	市民が安心して暮らすことができるよう、地域医療諸活動や健康情報などを広く発信することで地域医療の推進を図ることを目的とする	(一社)大阪府医師会が行う地域医療の推進発展、地域保健の向上に関する事業の運営に対し、その必要な費用の一部について、予算の範囲内で補助する	S25	H23
119	健康局 健康推進部 生活衛生課	公衆浴場衛生向上 事業補助金	市内公衆浴場	105,220,000	51,750,000	54,150,000	54,750,000	適切な衛生水準を維持する市内の一般公衆浴場の継続的な衛生水準の確保を図ることにより、市民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対して経常的な衛生水準維持にかかる経費(薬剤等消耗品・水質検査等)及び基幹設備整備にかかる経費(熱源給水設備・水質浄化設備等の更新・補修)に対し、予算の範囲内で1/2相当額を補助する ・経常経費：上限10万円 ・基幹設備整備経費：上限250万円	S49	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
120	健康局 保健所管理課	医療機器整備助成 事業補助金	日本赤十字社、(社 福)恩賜財団済生会 及び地方公共団 体が出資等によ って設立した病 院	23,112,000	20,000,000	20,000,000	35,000,000	市内に開設されている公的な病院に対し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害健康被害予防事業助成制度により、ぜん息等に係る医療機器の整備に要する経費を助成することにより、当該疾患に関する医療水準の向上を図り、もって当該疾患の予防並びに健康の回復・保持及び増進に資することを目的とする	ぜん息等に関する医療水準向上のための医療検査機器(10品目)の整備に要する経費について、公的病院を対象に1病院あたり20,000千円を上限額として、(独)環境再生保全機構の選定により交付を受ける公害健康被害予防事業助成金(10/10補助)を財源に補助する	H4	H27
121	健康局 保健所 感染症対策課	結核定期健康診断 補助金	私立学校・社会福 祉施設	2,413,000	2,436,000	2,341,000	1,806,000	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条の規定に基づき、学校又は施設の長が行う定期的健康診断に要する費用に対して補助を行う	定期的健康診断の費用に対して、政令の定めるところにより、その2/3を補助する	S26	H27
122	健康局 保健所 感染症対策課	アイバンク事業補 助金	(公財)大阪アイバ ンク	0	0	0	567,000	アイバンク事業周知によって献眼者の増加を図り、もって公衆衛生の向上、地域保健行政の充実と推進を図ることを目的とする	(公財)大阪アイバンクが実施する普及啓発事業に対し、予算の範囲内で1/2相当額を補助する(上限567,000円)	S39	H23
123	健康局 保健所 感染症対策課	腎臓バンク事業補 助金	(公財)大阪腎臓バ ンク	0	0	0	567,000	腎臓バンク事業周知によって、腎臓提供者の増加を図り、もって公衆衛生の向上、地域保健行政の充実と推進を図ることを目的とする	(公財)大阪腎臓バンクが実施する普及啓発事業に対し、予算の範囲内で1/2相当額を補助する(上限567,000円)	S57	H23
124	子ども青少年局 企画部 青少年課	留守家庭児童対策 事業補助金	留守家庭児童対策 事業実施者	420,552,000	324,991,000	344,370,000	365,724,000	留守家庭児童の健全育成を図るため、保護者等において、場所、指導員等を確保し、留守家庭児童対策事業を実施するものに対し、運営経費の一部を補助し事業の推進を図る	留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るための事業を実施するものに対して、これに要する経費を予算の範囲内で補助し、もって留守家庭児童の健全育成を図る	H19	H28
125	子ども青少年局 企画部 青少年課	青少年指導員活動 補助金	校下青少年指導員 会	0	17,937,000	44,129,000	0	地域における青少年の非行防止をはじめとする健全育成をめぐり、地域に根ざした本市の青少年活動の活性化を図る	地域における青少年の指導・相談、街頭啓発活動、スポーツ大会、野外活動などの事業に対して補助を行う	H24	H25
126	子ども青少年局 企画部 青少年課	子どもの家事業補 助金	子どもの家事業実 施者	0	164,832,000	170,186,000	179,933,000	子どもたちの健やかな成長と児童福祉の向上を図る	地域の児童の放課後における健全育成を目的に、社会福祉法人や地域社会福祉協議会等が実施する放課後事業(留守家庭児童対策と全児童施策を同時に実施)に対して、補助金を交付する	H1	H25
127	子ども青少年局 子育て支援部 管理課 保育施策部 保育企画課	民間児童福祉施設 整備資金借入金利 子補助金	社会福祉法人等	250,000	412,000	1,426,000	2,022,000	民間社会福祉施設の振興を図るため、社会福祉法人等が(独)福祉医療機構から借り入れた整備資金にかかる利子の支払いに要する資金の補助	社会福祉法人が社会福祉施設を整備するにあたり、(独)福祉医療機構から借り入れた資金に対する利子のうち、2%を越える部分を補助している。なお、平成16年度より新規の取扱いを取りやめている	S47	H27
128	子ども青少年局 子育て支援部 管理課	民間保育所運営補 助金(一時保育事 業)	社会福祉法人等	146,359,000	147,541,000	150,810,000	155,418,000	保護者の就労・傷病等に伴い一時・緊急的に保育が必要な場合に、保育所において保育サービスを提供し、児童の福祉の増進を図る	児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童で、保護者の就労・傷病等により保育を必要とする児童を対象とし、保育所において保育サービスを提供する	H2	H27
129	子ども青少年局 子育て支援部 管理課	民間保育所運営補 助金(休日保育事 業)	社会福祉法人等	28,790,000	29,510,000	31,839,000	33,270,000	休日における保護者の就労・傷病等による保育需要に対応するため、保育所において保育サービスを提供し、児童の福祉の増進を図る	原則として児童福祉法第24条の規定による保育の実施児童で、休日等においても保育に欠ける児童を対象とし、保育所において保育サービスを提供する。ただし、事業に支障が生じない範囲内でそれ以外の児童も対象としている	H15	H27
130	子ども青少年局 子育て支援部 管理課	不妊治療費助成	特定不妊治療受療 者	469,950,000	452,250,000	410,705,000	321,975,000	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に診断された大阪市に住所を有している法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦合算の総所得金額が730万円未満の者に対して、特定不妊治療に要した費用を、1回の治療につき15万円まで、1年度あたり2回(1年目は年3回)、通算5年間、通算10回を限度に助成する。ただし、平成26年度新規申請者の内40歳未満の方は、1年度あたりの回数制限をなくし、通算6回までの助成とする。	H16	H28
131	子ども青少年局 子育て支援部 管理課 幼稚園運営企画 グループ	私立幼稚園就園奨 励費補助金	私立幼稚園設置者	3,024,200,000	2,367,048,000	2,329,829,000	2,119,863,000	私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする	市内に居住し、私立幼稚園に就園する3・4・5歳児及び満3歳児を扶養している保護者の負担する入園料及び保育料の償還を行う設置者に対し、保護者の所得に応じて補助を行う	S47	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
132	こども青少年局 子育て支援部 管理課 幼稚園運営企画 グループ	私立幼稚園幼児教育費補助金	私立幼稚園設置者	111,822,000	275,283,000	288,896,000	268,271,000	私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする	就園奨励費対象外の者で市内に居住し、私立幼稚園に就園する3・4・5歳児及び満3歳児を扶養している保護者が負担する入園料及び保育料の償還を行う設置者に対し、保護者の所得に応じて補助を行う	S46	H27
133	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 保育施策部 保育企画課	民間社会福祉施設産休等代替職員費補助(児童養護施設等)	社会福祉法人等	13,569,000	15,960,000	18,826,000	20,317,000	児童福祉施設の職員が産休又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時的な任用経費を補助することで、職員の母体保護及び専心療養の保証を図りつつ、施設における入所児童等の処遇を適正に確保する	任用を承認した産休等代替職員にかかる費用として、賃金の月額単価5,920円(調理員は5,320円)を上限とする実支出額に、その産休等代替職員がその任用承認期間の範囲内において当該児童福祉施設に勤務した日数を乗じて得た額を補助する	S51	H27
134	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	ひとり親家庭自立支援給付金事業補助金(ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金)	ひとり親家庭の父または母	975,000	1,118,000	1,034,000	1,560,000	ひとり親家庭の父または母の安定した就労のため、職業能力開発を支援する	自立支援教育訓練給付金・対象講座の受講料の2割相当額を支給(上限10万円、下限4千円)	H15	H27
135	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	民間児童福祉施設予備職員等雇用費補助金(栄養士)	社会福祉法人	1,611,000	1,611,000	3,213,000	3,206,000	民間社会福祉施設がその運営の充実を図るために定数外の常勤職員及び非常勤嘱託を雇用する費用を補助することにより利用者の処遇向上を図る	施設運営の充実を図るための、定数外職員に対する補助を行う	S47	H27
136	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 保育施策部 保育企画課 保育所運営課	民間社会福祉施設職員給与改善費補助金(児童福祉施設)	社会福祉法人等	0	0	127,297,000	317,715,000	民間社会福祉施設職員の処遇改善を図り、あわせて施設入所者の処遇向上に資するため	民間社会福祉施設のうち措置費支弁対象施設における国及び本市の定める配置基準内の職員給与について、本市格付基準と措置費格付基準との差額を補助	S48	H24
137	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	母子寡婦福祉大会事業補助金	(公社)大阪市母と子の共励会	0	0	0	700,000	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と福祉の向上と自立促進を図る	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定、向上と、母子寡婦福祉団体の果たすべき役割と活力ある組織の強化や大会参加者が大会で得た知識を地域で生かす等を目的として大阪市のひとり親家庭及び寡婦を対象に(公社)大阪市母と子の共励会が開催する大阪市母子寡婦福祉大会にかかる経費等の補助を予算の範囲内で行う	S45	H23
138	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	民間児童福祉施設予備職員等雇用費補助金(乳児院夜間勤務)	社会福祉法人	0	0	17,637,000	17,637,000	夜間勤務等の軽減に資するため夜間勤務職員を雇用する費用を補助することにより、業務の負担軽減を図る	施設運営の充実を図るための、定数外職員に対する補助を行う	S47	H24
139	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所等運営補助金(長時間保育対策費)	社会福祉法人等	795,331,000	710,880,000	678,057,000	654,594,000	保護者の就労形態が多様化したことによる長時間保育需要に対応するため、長時間保育の内容充実を図り、もって民間保育所の健全な施設運営と入所児童の処遇向上を図ることを目的とする	基本保育時間の8時間を超えて11時間までの長時間保育にかかる、必要な担当保育士等の人件費(超過勤務手当を含む)等を補助し、長時間保育の内容充実と次世代育成支援行動計画に掲げる延長保育事業への促進を図る	S45	H27
140	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所等運営補助金(予備保育士常勤化促進事業)	社会福祉法人等	283,360,000	267,444,000	262,480,000	248,538,000	入所児童の処遇向上を図るため、国の運営費において非常勤保育士とされている予備保育士の常勤雇用を促進させる	予備保育士について常勤職員の配置を促すため国単価(非常勤)との差額を補助する	S63	H27
141	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所等運営補助金(嘱託医配置円滑化事業)	社会福祉法人等	49,445,000	45,348,000	44,232,000	43,097,000	入所児童の処遇向上を図るため、児童福祉施設最低基準に定められた嘱託医の確保を円滑にする	民間保育所の嘱託医雇用にかかる経費の本市基準と国基準の差額を上限に補助する	S45	H27
142	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所等運営補助金(延長保育事業)	社会福祉法人等	780,207,000	741,717,000	709,945,000	662,151,000	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、民間保育所における保育時間の延長を図ることにより福祉増進を図る	開所時間11時間超の民間保育所に対し、開所時間延長に必要な担当保育士の人件費(超過勤務手当を含む)等を補助する	H6	H27
143	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間社会福祉施設等償還金補助金	社会福祉法人	2,816,000	6,286,000	6,465,000	6,644,000	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用に係る借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する	補助対象経費については、(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)の当該年度において償還する元金及び利子の範囲内で交付する(補助率10/10)	H6	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
144	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間児童福祉施設 中規模施設整備費 補助金	社会福祉法人等	10,290,000	16,720,000	23,580,000	47,160,000	保育所の整備及び設備の改善を図る事業に助成することにより、利用者の福祉向上に資することを目的とする	社会福祉法人が実施する保育所の整備及び設備の改善に要する費用の3/4を乗じた額を補助	S54	H27
145	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課 保育所運営課	民間保育所整備費 補助金	社会福祉法人等	3,001,595,000	3,022,198,000	2,366,712,000	1,566,330,000	安心子ども基金を活用した民間保育所等建設や増改築にかかる経費の一部を助成し、保育所整備を促進する	保育所整備にかかる経費について補助を行う	H21	H27
146	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間児童福祉施設 耐震診断助成	社会福祉法人等	9,792,000	10,000,000	19,000,000	19,000,000	施設の耐震化を促進し、児童の安全を確保する	昭和56年5月31日の耐震基準の適用以前に建設された建物について、耐震化の促進を図るため、耐震診断にかかる費用の一部を補助する	H22	H27
147	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課	保育ママ開設準備 補助金	保育ママ実施者	800,000	1,800,000	10,000,000	0	保育ママ事業における保育室を開設するにあたり、消耗品等購入費用を補助することにより保育室の開設を促進する	保育ママ事業における保育室を開設するにあたり、保育に必要な消耗品等(ベビーベッド、ベビーサークル等)の購入費用を20万円を上限に補助する	H24	H27
148	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間児童福祉施設 改修等事業補助金	社会福祉法人等	110,017,000	4,310,000	109,110,000	0	安心子ども基金を活用し、耐震補強等改修にかかる費用の一部を助成することで、民間児童福祉施設の耐震化を促進する	耐震補強等改修にかかる必要な経費の補助を行う	H24	H27
149	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課	低年齢児保育実施 保育所看護師等雇 用費補助金	社会福祉法人等	214,707,000	215,500,000	0	0	低年齢児保育を実施する保育所における児童の健康管理、感染症の予防、体調不良時や負傷時の対応等の取組みを充実させ、児童の安全を確保する	乳児9人以上が入所する保育所に対し、看護師又は保健師を配置するために必要となる経費(保育士配置基準の内数となっているものを除く)を補助する	H25	H28
150	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所賃料補 助金	民間保育所を設置 運営する法人	170,717,000	3,750,000	0	0	賃貸物件で保育所を新設する場合に賃料の一部を補助することにより、保育所整備を促進させ、待機児童の解消を図る	安心子ども基金を活用した賃貸物件による民間保育所の設置運営のために賃料補助を行う	H25	H28
151	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課	小規模保育施設改 修補助金	小規模保育事業実 施事業者	615,000,000	0	0	0	安心子ども基金を活用し、賃貸物件で小規模保育施設を新規開設、又は保育ママ(10人定員)から小規模保育事業へ移行する際に施設改修費を補助し、施設運営に係る事業者負担を減少させることで、新規開設及び移行を促進する。	賃貸物件を活用し小規模保育施設を開設する際の施設改修費及び必要な調理設備、トイレ、沐浴設備等を設置する費用を1,000万円を限度に補助する。	H26	H28
152	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課	小規模保育施設賃 料補助金	小規模保育事業実 施事業者	41,040,000	0	0	0	安心子ども基金を活用し、小規模保育施設を新設するにあたり、新たな賃貸借契約を締結して事業を開始する場合に限り、事業開始月からの賃料を補助し、施設運営に係る事業者負担を減少させることで、小規模保育施設の新規開設を促進する。	賃貸物件を新たに契約し小規模保育施設を開設する場合に限り、平成26年度末までの月額賃料を18万円/月(補助率3/4)を上限に補助する。	H26	H28
153	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課	家庭保育・ベビー センター助成事業 補助金	家庭保育及びベ ビーセンター実施 者	0	0	80,013,000	98,639,000	家庭保育・ベビーセンターの運営責任者に対し保育費等の一部を助成することにより、保育需要を充足しえない地域において保育所の機能を補足し、乳幼児を健康かつ安全に保育して児童の福祉増進を図る	本市が承認した施設に対して施設運営に要する費用(保育費・嘱託医手当)を補助する	S33	H24
154	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課	私立保育園連盟運 営補助金	(一社)大阪市私立 保育園連盟	0	0	0	14,700,000	(一社)大阪市私立保育園連盟が実施する市民及び市内の全民間保育園への各種情報提供などの事業に対して補助し、市民の保育ニーズに応え、もって児童福祉施策の推進を図る	(一社)大阪市私立保育園連盟が実施する、市民や保育園に対する情報発信、苦情解決に向けた助言指導などに対する補助	H18	H23
155	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所賃料等 補助金	社会福祉法人等	0	0	7,180,000	7,180,000	保育所設置を促進し保育所入所待機児童の解消を図る	賃貸物件を利用した保育所整備を行う場合、建物の賃借にかかる経費について設置後10年未満の保育所に対し補助を行う	H13	H24
156	子ども青少年局 保育施策部 保育企画課	保育ママ開設時改 修補助金	保育ママ実施者 (10人定員施設設置 者)	0	18,000,000	0	0	保育ママ事業における保育室(10人定員)を賃貸物件等にて開設するにあたり、保育室改修費用を補助することにより保育室の開設の促進をする	保育ママ事業における保育室を開設するにあたり、保育を行う際に必要な保育室の改修費用(幼児用トイレ、沐浴槽の設置等)を200万円を上限に補助する	H25	H25
157	子ども青少年局 保育施策部 保育所運営課	民間保育所運営補 助金(障がい児保育 事業)	社会福祉法人等	474,606,000	477,470,000	502,142,000	480,532,000	民間保育所の補助事業者に対し、人件費を助成し、障がい児の入所をより円滑にすることを目的とする	障がい児を受け入れた保育所に対し、その運営に必要な人件費として障がい児3名につき正規保育士1名分3,276,000円、2名につきアルバイト1名分1,776,000円、1名につきパート1名分888,000円の補助	S47	H27
158	子ども青少年局 保育施策部 保育所運営課	民間保育所運営補 助金(障がい児保育 研修事業)	社会福祉法人等	3,445,000	4,107,000	0	0	障がいのある乳幼児の民間保育所への入所を円滑にするために実施する、障がい児保育の研修受講を促進するため研修代替職員の人件費を補助する	民間保育所において障がい児保育の研修受講の際、交通費及び当該研修期間中の職員配置を補うための代替職員に要する人件費に相当する(一日当たり5,920円)補助金を交付する	H25	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
159	環境局 環境施策部 環境施策課	民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金	避難所等に指定されている施設または防災に関する協定を締結している防災拠点施設を所有又は管理する民間事業者	152,352,000	0	0	0	太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーは、原子力発電所や火力発電所の代替となるためには、依然として、発電出力が大幅に不足している状況である。「災害に強く、低炭素な地域づくり」のため、民間の避難所や防災拠点における、災害時等の非常時に必要なエネルギーの確保及び再生可能エネルギー等の普及拡大を目的とする	事業者が防災拠点施設等に指定されている施設に対して、太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた自立電源を設置するための費用について、平成25年度から平成27年度までの間、予算の範囲内において事業費の1/3を補助する(上限700万円)	H25	H27
160	環境局 環境施策部 環境施策課	太陽光発電普及促進事業補助金	太陽光発電設備を設置する市民及び市内事業者	0	0	0	220,500,000	家庭・事業所における太陽光発電の普及促進により、温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的とする	太陽光発電設備を設置する市民及び市内事業者に対し、発電出力1kWあたり4.2万円の設置費補助を行う(上限額：戸建住宅16.8万円、事業所等84万円)	H21	H23
161	環境局 環境施策部 環境施策課	ドライ型ミスト装置設置補助金	市内中心部(北区、中央区、西区)の公開空地等でドライ型ミスト装置を設置・使用する市民及び事業者	0	0	0	5,000,000	ドライ型ミスト装置の普及拡大により、ヒートアイランド現象の緩和を図る	市内中心部(北区、中央区、西区)の公開空地、またはクールゾーン(梅田周辺、中之島周辺、本町周辺、心斎橋周辺(長堀通)、道頓堀周辺、天王寺周辺)にドライ型ミスト装置を設置・管理し、夏期に使用する市民及び民間事業者に対し、設置費用の1/3を補助するただし、補助上限額は1件あたり50万円とする	H22	H23
162	環境局 環境施策部 環境施策課	UNEP支援事業補助金((公財)地球環境センター活動支援補助金)	(公財)地球環境センター	0	35,702,000	57,068,000	86,661,000	(公財)地球環境センターが実施するUNEP国際環境技術センターの支援事業及び国際環境協力事業に要する経費を補助し、UNEP国際環境技術センター誘致時の国際公約を果たすことにより、本市の環境分野における国際協力を推進することを目的とする	UNEP支援事業費、情報提供事業費、研修・シンポジウム事業費、関連機関等交流事業費、役員及び地方自治体からの派遣職員を除く人件費、一般管理費について1/2以内を補助	H3	H25
163	環境局 環境管理部 環境管理課	生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金	航空機騒音防止工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯	72,000	72,000	72,000	111,000	航空機による騒音防止工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対して空気調和機器の稼働費の一部を補助することにより、騒音障害の防止・軽減を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律」に基づく航空機騒音にかかる住宅の騒音防止工事を受けた住宅に居住し、電力料金を支払った生活保護等世帯の世帯主に対して、7~10月の電力料金のうちクーラー稼働費相当分を補助(上限1万円)	H1	H27
164	環境局 環境管理部 環境管理課	土壌汚染対策事業助成金	汚染原因者でない土地所有者	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	土壌汚染対策法に基づく措置の指示により、汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行うことにより、市民の健康の保護を図る	土壌汚染対策法第7条の規定により、汚染の除去等の措置を指示された土地所有者(汚染原因者でない者であって、費用負担能力の低い者)に対し、措置に要する費用の3/4以内の額を助成	H15	H26
165	環境局 環境管理部 環境管理課	環境保全設備資金融資代位弁済補助金	大阪市信用保証協会	0	233,000	316,000	3,903,000	大阪市環境保全設備資金融資の保証に伴う代位弁済により大阪市信用保証協会がこうむる損失を補填することにより、融資制度の円滑な運用を図る	代位弁済額の95%を補助ただし、代位弁済額の8割程度は協会から本市に返還(返還金は(株)日本政策金融公庫の保険金(代位額の約7~8割)、及び回収金)	S42	H25
166	環境局 環境管理部 環境管理課	環境保全設備資金融資利子補給金	大阪市信用保証協会の保証付融資を受けている中小事業者	0	0	111,000	342,000	中小事業者の金利負担を軽減することにより、事業者の環境対策を促進し、市民の生活環境の改善を図る	中小規模事業者が公害防止設備の導入、工場移転、低公害車への買い換え等にあたり融資を受ける場合に利子補給を実施。平成7年1月5日から平成13年3月31日に融資を受けたものは1.5%、平成13年4月1日から平成14年3月31日に融資を受けたものは1.0%、平成14年4月1日から平成19年9月30日に融資を受けたものは0.8%を補助	S42	H24
167	環境局 環境管理部 環境管理課	テレビ受信障害防止対策補助金	(一財)空港環境整備協会	0	0	2,554,000	9,995,000	(一財)空港環境整備協会が実施する航空機騒音対策事業に要する経費の一部を補助することにより、大阪国際空港周辺における航空機の運行によるテレビ受信障害対策の推進を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律」に基づく航空機騒音対策区域内でNHK放送受信料を支払った者に受信料の助成を行う(一財)空港環境整備協会に対して補助	S48	H24
168	環境局 環境管理部 環境管理課	空気調和機器機能回復工事等補助金	航空機騒音防止工事を受けた住宅の所有者等	0	0	1,128,000	3,598,000	航空機騒音対策区域に所在し、騒音防止工事を受けた住宅の所有者等に対して空調機の機能回復等に要する経費の一部を補助することにより、航空機の騒音により生じる障害の防止・軽減を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律」に基づく航空機にかかる騒音防止工事の実施時に設置した空調機の更新工事1及び更新工事2に要する経費の一部を当該住宅の所有者等に対して補助 国との協調補助であり、事業の取りまとめを行う(独)空港周辺整備機構が所有者等から委任を受けた場合には、同機構あて補助金を支出する	H3	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
169	都市整備局 企画部 住宅政策課 住環境整備課	HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業協議会助成	船場地区HOPEゾーン協議会等	2,840,000	3,695,000	4,055,000	4,525,000	HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業は、本市との協働のもと、地域住民等(住民・企業・まちづくり団体等)が主体となって、居住地魅力の向上やまちなみ整備を図るものであり、当該地域住民等で構成されたHOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会が主体的に行う事業に対し助成を行うことにより、地域住民等による自主的なまちづくりの促進を図ることを目的とする	・対象者：HOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会(住民・企業・まちづくり団体等により構成された、まちなみ形成を検討し事業を推進する組織) ・対象事業：区域の住民等のまちなみ・まちづくりへの意識向上や持続的な地域活動の推進につながる事業で、HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業の推進に必要な事業(広報・啓発活動費、各種研究会の開催等に要する費用等) ・補助金額：補助率1/2、地区面積(ha)×5千円を限度に補助(補助金額のうち国50% 市50%)	H11	H26
170	都市整備局 企画部 住宅政策課 住環境整備課	HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助	事業区域内において一定の条件を満たすよう建築物の外観等の整備を行う者等	46,000,000	61,000,000	52,000,000	77,500,000	区域にふさわしいまちなみ形成のため必要と認められる整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る	・対象者：事業区域内で修景を行う建築物の所有者等 ・補助対象の範囲：建築物の外観等の修景整備にかかる設計費、工事費 ・補助金額：補助対象経費×2/3以内(補助金額のうち国50% 市50%) (建物種別等に応じて別途定める額を上限)	H11	H26
171	都市整備局企画部 住宅政策課 住環境整備課	HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助	事業区域内において一定の条件を満たすよう共同施設の整備を行う者等	3,900,000	2,400,000	3,400,000	5,500,000	地域住民等のまちなみ形成のための活動支援又は地域の景観形成に資するものとして供用される共同施設の整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る	・対象者：事業区域内で共同施設整備を行う土地所有者等 ・補助対象の範囲：共同施設の整備にかかる設計費、工事費 ・補助金額：補助対象経費×2/3以内(補助金額のうち国50% 市50%)	H15	H26
172	都市整備局 企画部 住宅政策課	マンション管理・建替支援事業分譲マンション建替検討費助成	分譲マンションの管理組合	700,000	1,500,000	1,500,000	2,000,000	分譲マンションの円滑な合意形成による建替えを支援し、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図り、もって市民生活の安定と公共の福祉の増進に資することを目的とする	分譲マンションの建替えの検討を行う管理組合に対して、検討費用の一部を補助する 補助率：補助対象経費の1/3以内(限度額150万円)	H15	H28
173	都市整備局 企画部 住宅政策課	エコ住宅普及促進事業住宅購入・整備融資利子補給	一定の基準を満たす大阪市エコ住宅を民間金融機関等の融資を受けて取得する者、又は大阪市エコ住宅へ改修する者	40,780,000	15,783,000	8,431,000	1,150,000	一定の基準を満たしていることを大阪市が認定した「大阪市エコ住宅」を取得する者、又は「大阪市エコ住宅」へ改修する者に対して利子補給を行うことにより、省エネルギー・省CO ₂ に配慮された住宅の普及を促進する	「大阪市エコ住宅」をフラット35や民間金融機関の融資を受けて取得又は改修する者に対し、融資額の償還元金残高(限度額2,000万円/戸)を対象に年0.5%以内(融資利率-1%で0.5%上限)の利子補給を償還開始より5年間行う	H23	H27
174	都市整備局 企画部 住宅政策課	マンション耐震化緊急支援	民間マンションの所有者・管理組合	58,000,000	58,000,000	42,000,000	14,160,000	民間マンションの耐震診断・改修に要する費用の一部を補助することにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道路閉塞、隣家の損傷若しくは倒壊を防止する等、耐震性の高い市街地の形成及び地域の防災性の向上に資することを目的とする	一定の条件を満たすマンション所有者等に対し、耐震診断・改修費用等の一部(限度額あり)を補助する 補助率：耐震診断2/3以内 耐震改修設計2/3以内 耐震改修工事1/2以内	H17	H26
175	都市整備局 企画部 住宅政策課	耐震診断・改修補助	民間戸建住宅等の所有者、耐震診断事業者	221,500,000	268,900,000	281,900,000	524,200,000	民間戸建住宅等の耐震診断・改修に要する費用の一部を補助することにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道路閉塞、隣家の損傷若しくは倒壊を防止する等、耐震性の高い市街地の形成及び地域の防災性の向上に資することを目的とする	一定の条件を満たす戸建住宅等所有者又は耐震診断事業者に対し、耐震診断・改修費用等の一部(限度額あり)を補助する 補助率：耐震診断9/10以内 耐震改修設計2/3以内※ 耐震改修工事1/2以内 ※原則として耐震診断と耐震改修設計をまとめて行う場合のみ	H17	H27
176	都市整備局 企画部 住宅政策課	耐震診断義務化建築物耐震診断費補助	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者	310,702,000	0	0	0	平成25年11月25日に改正・施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を踏まえ、市民の安全・安心の確保を図るため、耐震診断義務化の対象となる民間建築物のうち、避難上配慮を要する学校、福祉施設、病院等及び周辺住民等に被害を与える可能性がある危険物の貯蔵場等について耐震診断費用の一部補助を行い、耐震診断の促進を図る。	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者に対し、耐震診断費用の一部(限度額あり)を補助する。 ・補助対象：要緊急安全確認大規模建築物のうち、学校、病院、福祉施設、危険物の貯蔵場等 ・補助率：2/3以内 ・限度額：学校、病院、福祉施設等⇒650万円 ：危険物の貯蔵場等⇒325万円	H26	H27
177	都市整備局 企画部 住宅政策課	民間すまいりぐ供給事業家賃減額補助	大阪市住宅供給公社等	1,628,889,000	1,954,935,000	2,173,154,000	2,354,164,000	中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減することを目的とする	(賃貸住宅の管理者を経由して)事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H6	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
178	都市整備局 企画部 住宅政策課	特定優良賃貸住宅 供給促進事業家賃 減額補助	大阪市住宅供給公 社	310,499,000	346,942,000	384,275,000	412,367,000	中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減することを目的とする	事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H8	H27
179	都市整備局 企画部 住宅政策課	高齢者向け優良賃 貸住宅供給促進事 業家賃減額補助	大阪市住宅供給公 社	125,036,000	121,248,000	123,888,000	116,289,000	高齢者の居住の安定を確保するため、入居者の家賃を軽減することを目的とする	事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H10	H27
180	都市整備局 企画部 住宅政策課	留学生向け借上賃 貸住宅供給事業家 賃減額補助	大阪市住宅供給公 社	38,448,000	38,448,000	38,448,000	38,448,000	国際交流の一環として、留学生施策の拡充のため、入居者の家賃負担を軽減することを目的とする	留学生向け住宅の管理者に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H10	H27
181	都市整備局 企画部 住宅政策課	新婚世帯向け家賃 補助	市内の民間賃貸住 宅に居住する新婚 世帯	2,008,847,000	3,184,222,000	4,151,031,000	4,748,104,000	市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより、若年層の市内定着を促進し、活力あるまちづくりを進める	市内の民間賃貸住宅に居住し、一定の要件を満たす新婚世帯に対して、最長72ヶ月、実質家賃負担額(家賃一住宅手当額)と5万円との差額を補助する(月額上限額は、36ヶ月目まで1万5千円、37ヶ月目以降2万円) ※新規受付分については停止	H3	H30
182	都市整備局 企画部 住宅政策課	特定優良賃貸住宅 供給促進事業利子 補給	大阪市住宅供給公 社	191,056,000	197,476,000	220,479,000	278,258,000	市内の居住水準の向上と市内居住を促進するため中堅所得者層を対象とする良質な賃貸住宅を供給すること	住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償還元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その後10年間について1%の利子補給を行う	H6	H27
183	都市整備局 企画部 住宅政策課	高齢者向け優良賃 貸住宅供給促進事 業利子補給	大阪市住宅供給公 社	45,032,000	49,684,000	55,960,000	76,550,000	高齢者の居住の安定を確保するため高齢者を対象とする良質な賃貸住宅を供給すること	住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償還元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その後10年間について1%の利子補給を行う	H10	H27
184	都市整備局 企画部 住宅政策課	特定賃貸住宅建設 融資利子補給	(株)近畿大阪銀行	452,000	7,479,000	20,573,000	35,023,000	土地所有者等の行う賃貸住宅の建設に要する資金の融資の斡旋を行い、未利用地の住宅用地としての有効利用と良質な賃貸住宅の建設促進を行う	融資金融機関に対し、融資対象者の未償還額に本制度実施要綱に定める利子補給率を乗じて得た額を全額融資実行日の翌日から起算して、最大15年間利子補給する	S49	H26
185	都市整備局 企画部 住宅政策課	新婚・子育て世帯 向け分譲住宅購入 融資利子補給	市内の民間住宅を 民間金融機関等の 融資を受けて購入 する新婚世帯又は 子育て世帯	157,886,000	116,383,000	88,040,000	87,937,000	新婚世帯又は子育て世帯に対して利子補給を行うことにより、購入者の初期負担の軽減を図り、持家取得の支援・促進により新婚・子育て層、中堅層の市内居住の定着を図る	民間分譲住宅(マンション、戸建て、タウンハウス等)を金融機関の融資を受けて取得する新婚世帯又は子育て世帯に対し、融資額の還元金残高(限度額2,000万円)を対象に年0.5%(融資利率-1%で0.5%上限)の利子補給を償還開始より5年間行う ※但し、H22.3までの融資申込者は0.5%以内、3年以内	H17	H26
186	都市整備局 企画部 住宅政策課	都市防災不燃化促 進助成	不燃化促進区域内 で一定の基準に適 合した耐火建築物 等を建設する者で 申請を行った者	31,185,000	34,454,000	41,871,000	25,628,000	大規模な地震等に伴い発生する火災から市民の生命・身体及び財産を保護するため、市街地の防災性の向上を図ることを目的とする。	指定する避難路の沿道区域において一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する者に対し助成を行う 助成額は3階までの延べ床面積に応じて、10,261千円以下	S55	H27
187	都市整備局 企画部 住宅政策課	マンション管理・ 建替支援事業分譲 マンション耐震改 修検討費助成	分譲マンションの 管理組合	500,000	1,000,000	0	0	分譲マンションの円滑な合意形成による耐震改修を支援し、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図り、もって市民生活の安定と公共の福祉の増進に資することを目的とする	分譲マンションの耐震改修の検討を行う管理組合に対して、検討費用の一部を補助する 補助率：補助対象経費の1/3以内(限度額50万円)	H25	H27
188	都市整備局 企画部 住宅政策課	生きた建築ミュージ アム事業に係る 補助金	生きた「建築ミ ュージアム」実 現のため、本市が あらかじめ選定し た歴史的建築物等 の再生整備事業を 行う者	34,400,000	16,000,000	0	0	貴重な魅力資源である近代建築をはじめとする歴史的建築物等の公開性・集客性を高める外観等の再生整備を促進することを目的とする	・対象者：「生きた建築ミュージアム」実現のため、本市があらかじめ選定した歴史的建築物等の再生整備事業を行う者 ・補助対象の範囲：歴史的建築物等の公開性・集客性を高める整備等、補助要件を満たすように再生整備をする事業費 ・補助金額：補助対象事業費×1/2以内(補助金額のうち国50% 市50%) (限度額800万円)	H25	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
189	都市整備局 企画部 住宅政策課	歴史的建築物再生 整備補助事業 (OSAKAたてもとのル ネサンス事業)補助	本市選考会議にて 選定された歴史的 建築物等の再生整 備事業を行う者	0	0	0	12,000,000	大阪の貴重な財産である歴史的建築物の再生整備を補助し、本市の居住地魅力をはじめ、観光力・文化力といった都市魅力の向上につながる活用を促進する	・対象者：築50年以上であること等、一定の要件を満たす歴史的建築物の外観に係る再生整備で、本市の都市魅力向上に寄与する優れた再生・活用を行うために必要な工事等を実施する建物所有者等 ・補助対象の範囲：歴史的建築物の外観の再生整備(修復・再現・ライトアップ等の演出) ・補助金額：補助対象経費×1/2以内(補助金額のうち国50% 市50%) (限度額600万円)	H23	H23
190	都市整備局 企画部 住宅政策課	防犯カメラ設置費 補助	マンション管理組 合や町会、駐車場 事業者等	0	1,578,000	6,025,000	9,370,000	市民の防犯への意識を高め、街頭犯罪発生の抑止を図ることで、誰もが住みよい安心・安全なまちの実現及び大阪市のマイナスイメージの払拭に寄与する	マンション管理組合や町会、駐車場事業者等が、地域防犯対策に資する防犯カメラを設置する場合に、その費用の一部(補助対象の1/2で、1台あたり10万円を上限)を補助する ※但し、23年度以降の新規受付は廃止	H21	H25
191	都市整備局 企画部 住宅政策課	住民参加による街 づくりの促進のた めの助成	再開発連絡協議会	0	0	0	500,000	区画整理事業及び市街地再開発事業を積極的に促進しようとする地域団体が行う調査研究その他の活動に要する費用について補助し、又は技術的援助その他の役務を提供することにより、地域住民の総意に基づく街づくり、地域住民自らの手による街づくりの促進を図ることを目的とする	・対象者：区画整理・市街地再開発を積極的に促進しようとする地域団体で、地域住民を代表する組織・構成・運営方法を備えた団体 ・補助対象経費：地域団体が行う街づくりに関する調査研究その他の活動に要する費用について補助(調査研究費(調査費、広報活動費など) 運営事務費(備品購入費、消耗品費など) ・補助金額：『ha当り補助限度額×対象地区面積+一律補助額』によって算出された額	S49	H23
192	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	民間老朽住宅建替 支援事業従前居住 者家賃補助	一定の要件を満た す老朽住宅の建替 を行う者	176,176,000	174,384,000	204,091,000	188,840,000	民間老朽住宅の良質な住宅への建替の促進と良好なまちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既存の民間老朽住宅を売却し良質な住宅の建設を行なう場合、それらに要する費用の一部について補助を実施する	民間老朽住宅の建替に要する費用の一部を補助する 補助対象者は民間老朽住宅の土地所有者等 補助対象の範囲は、設計費、除却費、空地等整備費、共同施設整備費等で、建替の形態によって異なる 補助対象項目ごとに限度額あり	H5	H28
193	都市整備局 企画部 住環境整備課	民間老朽住宅建替 事業従前居住 者家賃補助	一定の要件を満た す老朽住宅を建替 する際の従前居住 者	12,054,000	7,221,000	8,792,000	9,782,000	都市の防災性や耐震性の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するとともに、良質な住宅への建替の促進と良好なまちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既存の民間老朽賃貸住宅を売却し、従前居住者が建替後の住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出入居する場合等、一定の要件を満たせば家賃の一部について補助を実施する	建替後の賃貸住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出入居する場合に家賃差額の一部を一定期間補助する 補助対象者：従前建物の入居者 補助対象経費：従前家賃と従後家賃との差額 補助額：従前家賃と従後家賃の差額の1/2以内 限度額：月額25,000円(高齢者世帯等は35,000円)	H5	H27
194	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	狭あい道路拡幅促 進整備補助	一定の要件を満た す建築主等	9,472,000	11,184,000	12,066,000	24,166,000	幅員が4m未満の狭あい道路は、災害時や緊急時の消火・避難などの支障となるだけでなく、通風や採光といった住環境の面においても課題となっていることから、建替等の際に、建築主等の協力を得て、建築基準法に基づく後退部分を道路として整備することを促進し、密集住宅市街地における防災性及び住環境の向上を図り、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする	・交付対象者及び申請資格 「特に優先的な取組みが必要な密集住宅市街地」における狭あい道路(幅員が4m未満の道路)に面する敷地において、建替等の際に、建築基準法に基づく後退部分を道路として整備する建築主等 ・補助対象経費 道路後退に伴う狭あい道路整備費用 ・補助金額 補助対象経費×2/3 (補助金額のうち国50% 市50%)	H20	H27
195	都市整備局 企画部 住環境整備課	主要生活道路不燃 化促進整備事業建 設費補助	主要生活道路沿道 の一定の要件を満 たす建築物の建替 を行う者	2,400,000	4,500,000	4,786,000	8,284,000	「特に優先的な取組みが必要な密集住宅市街地(優先地区：約1,300ha)」のなかでも、避難路へつながる主要な生活道路(概ね幅員6m以上の道路)が不足する地域において、災害時の延焼遅延や避難・消防活動の円滑化に向け、地域住民によるまちづくり協定等が締結された路線を「防災コミュニティ道路」と認定し、沿道建築物の建替えにあわせたセットバックと不燃化を誘導するため、建替等に要する費用の一部について補助を実施する	建築物の建替等に要する費用の一部を補助する 補助対象者：土地所有者等 補助対象：設計費、除却費、耐火構造費、セットバック部分整備費(補助対象項目・敷地条件別に限度額あり)	H21	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
196	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	民間老朽住宅建替 支援事業狭あい道 路沿道老朽住宅除 却費補助	一定の要件を満た す老朽木造住宅の 除却を行う土地所 有者等	18,990,000	25,800,000	25,274,000	30,674,000	地震時における老朽木造住宅の延焼や倒壊による道 路閉塞の危険性を低減させるため、「特に優先的な取 り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」内で狭 あい道路等に面した既存の老朽木造住宅を民間土地 所有者等が除却する場合、それに要する費用の一部 について補助を実施する	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地」内 で狭あい道路等に面した既存の老朽木造住宅を民間 土地所有者等、一定の要件を満たす老朽木造住宅の 除却に要する費用の一部を補助する 補助対象者：民間老朽住宅の土地所有者等 限度額：集合住宅150万円 戸建住宅75万円	H23	H27
197	建設局 道路部調整課	道路公社駐車場建 設資金償還に伴う 資金借入金利子補 給補助金	大阪市道路公社	0	444,748,000	414,481,000	379,474,000	道路公社の経営健全化に資するため	道路公社駐車場の建設資金償還に伴う資金借入金に 係る利子支払いに要する経費を、予算の範囲内で補 助する	H20	H25
198	建設局 公園緑化部 協働課	児童遊園整備費補 助金	児童遊園を維持す ることを目的に、 地域住民で自主的 に組織された団体 等	7,913,000	8,438,000	14,100,000	15,750,000	既設児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新又 は増設に対して補助することで、児童に適切な遊び 場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資す ることを目的とする	児童遊園等を維持管理する団体等に対し、予算の範 囲内で一年につき、児童遊園の面積が150㎡以上で15 万円、150㎡未満で7万5千円を上限として補助する	S48	H28
199	建設局 公園緑化部 協働課	児童遊園活動費補 助金	児童遊園を維持す ることを目的に、 地域住民で自主的 に組織された団体 等	2,220,000	2,360,000	4,120,000	8,360,000	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自 主的に組織された団体等に対して活動費を補助する ことで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育 成と各種の事故防止に資することを目的とする	児童遊園等の維持管理するための活動にかかる経費 を補助対象とし、2分の1以内かつ上限を2万円とする	S48	H28
200	建設局 公園緑化部 協働課	保存樹、保存樹林 等補助金	保存樹・保存樹林 等所有者	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	保存樹・保存樹林等貴重な緑の保全、育成を図るた めに維持管理を行う者に対し、必要な経費の一部を 助成することにより、都市の自然的環境の保全、維 持及び景観の向上に寄与することを目的とする	大阪市の指定の保存樹・保存樹林及び文化財保護法 に基づいて指定された樹木の保全を図るために維持 管理を行う者に対し、予算の範囲内で1年につき助 成額10万円を限度として、1/2以内の額を助成する	H3	H27
201	港湾局 計画整備部 計画担当	モーダルシフト補 助金	補助要件を満たす 輸送依頼者及び輸 送事業者の連合体	0	0	0	80,000,000	国際コンテナ戦略港湾に選定された阪神港の具体的 施策として、神戸市との連携により、内航フィー ダー等、国内からのコンテナ貨物の集荷対策として 実施する	次の4つの事業により、阪神港を経由するコンテナ貨 物について、輸送方法の転換や新規貨物及び貨物の 増加に対しTEU(20フィートコンテナ換算による 個数)あたり2,000円(1事業あたりの上限1,000万円) を補助 1海上モーダルシフト事業 2鉄道モーダルシフト事業 3陸上輸送距離短縮事業 4コンテナラウンドユース事業	H23	H23
202	港湾局 計画整備部 振興担当	港湾労働者福利厚 生事業補助金	(一財)大阪港湾福 利厚生協会	0	0	0	3,000,000	大阪港における港湾労働者の士気を高めるととも に、港湾作業能率の向上を図ることで大阪港の競争 力の強化につなげることを目的に実施する港湾労働 者福利厚生事業を推進することを目的とする	大阪港を主たる勤務場所とする港湾労働者の福利厚 生の向上を目的として当該年度に実施する事業にか かる光熱水費のうち、補助対象者が申請する経費で 補助対象経費の1/2を超えない額を予算の範囲内で補 助	S38 以前	H23
203	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	学校運動場の芝生 化事業に対する補 助金	運動場の芝生化実 行委員会等	705,000	2,265,000	2,262,000	3,255,000	地域との交流、学校における緑化及び環境学習の促 進を図ることを目的として、地域の協働により学校 運動場の芝生の整備事業を行う者に対し、補助金を 交付する	学校運動場の芝生化にかかる2年目以降の維持管理経 費の1/2(上限：毎年1㎡あたり100円、事業開始翌年 度より3ヵ年以内)を運動場の芝生化実行委員会等に 交付する	H17	H27
204	教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補 助金(給食費補助)	準要保護家庭の児 童生徒の保護者	1,346,245,000	1,396,996,000	1,282,819,000	1,334,188,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づ き、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に 対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務 教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定され、生活保護に準する程 度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校給 食費の支給を行う	S34	H27
205	教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補 助金(医療費援助)	要保護・準要保護 家庭の児童生徒の 保護者	59,595,000	95,934,000	96,450,000	102,531,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条、学校保健 安全法第24条に基づき、経済的な理由により、就学 が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学 の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを 目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保 護者)、生活保護に準する程度に困窮している者(準 要保護者)に対して、学校保健安全法で定める対象疾 病にかかる医療費の援助を行う	S34	H27
206	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	大阪国際平和セン ター運営費補助金	(財)大阪国際平和 センター	40,367,000	54,520,000	46,278,000	52,964,000	大阪府と連携し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の 世代に伝えるとともに、平和の首都大阪の実現をめ ざし、世界平和に貢献することを目的に、府市共同 で(財)大阪国際平和センターを設立し、以降、府と ともに運営費補助を実施	大阪国際平和センターの運営費のうち、事業費につ いては府市で1/2ずつを補助し、管理費については財 団自主財源を差し引き、維持管理部分は府市1/2ずつ を補助する	H3	H27
207	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	キッズプラザ大阪 運営等補助金	(一財)大阪市教育 振興公社	107,287,000	131,045,000	137,531,000	139,235,000	(一財)大阪市教育振興公社が実施している「キッズプ ラザ大阪」の運営を補助し、本市児童文化の情報発信 拠点として、子どもたちの健全育成を図る	本市施策に必要なキッズプラザ大阪を運営するため に最低限必要となる管理運営にかかる経費につ いて、補助率を1/2の額を上限とし予算の範囲内で補助 を行う	H9	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
208	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	P T A協議会運営 補助金	大阪市P T A協議 会	0	0	0	1,200,000	社会教育法において、教育委員会が指導助言を与え、事業に必要な援助を行うとされている社会教育関係団体として、本市校園P T Aを組織する協議会である大阪市P T A協議会の運営に対し補助する	大阪市P T A協議会の運営に要する経費、その他協議会において行う国や他都市状況などのP T Aに関する情報収集や会員間の情報共有に要する経費について補助を行う	S53	H23
209	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護担当	国指定文化財管理 費補助金	国指定文化財所有 者	579,000	579,000	579,000	579,000	文化財保護法第27条の規定により指定された文化財の所有者等に対して、防災設備点検等維持管理のために、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする	国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等維持管理費総事業費の1/4を補助	S55	H27
210	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護担当	市指定文化財保存 修理事業費補助金	市指定文化財所有 者	2,200,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	条例の規定により指定された文化財の保存修理を行う文化財の所有者等に対して、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする	所有者から申請を受けた、保存修理事業を行わない文化財としての価値を損なう恐れのあるものについて、審査を行い、審査に合格した文化財の保存修理事業にかかる総事業費の1/2について補助金を交付する	H12	H27
211	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当	全国中学校スポ ーツ大会選手派遣補 助金	全国中学校スポ ーツ大会に参加する 本市立中学校生徒 の保護者	4,056,000	3,745,000	5,775,000	2,224,000	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に参加する本市立中学校生徒の交通費及び宿泊費を補助し、スポーツ実践の機会を保障することで心身ともに健康な中学生の育成を図ることを目的とする	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に出場する中学生に対する交通費および宿泊費の補助 なお、補助額は予算の範囲内で、交通費はJR大阪駅から開催都市までの往復運賃に相当する額を上限 また、空路の方が合理的な場合は空路を適用し、開催都市までの往復運賃に相当する額を上限とする。 ただし、運賃の積算、空路の利用については、職員の旅費に関する条例をもとに積算し、宿泊費は実費とする(1泊上限3,500円、かつ3泊を上限)	不明	H27
212	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	市奨学費(奨学費補 助金)	本市在住高校生お よび高専生	323,598,000	411,501,000	411,530,000	467,002,000	経済的理由のために高等学校又は高等専門学校の修学が困難な者に対し奨学費を支給し、教育の機会均等を確保することを目的とする	予算の範囲内で、本市の区域内に住所を有する市民税非課税の世帯(生活保護世帯を除く)を対象として、領収書等により使途確認の上、入学資金35,000円以内(新1年生のみ)、学習資金72,000円以内(年額)を支給をする	S24	H27
213	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補 助金(学用品費等補 助)	要保護・準要保護 家庭の児童生徒の 保護者	1,125,529,000	1,175,145,000	1,253,592,000	1,380,508,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、児童生徒費、校外活動費、修学旅行費、通学費、入学準備金(1年生のみ)の支給を行う(修学旅行費以外は準要保護者のみ)	S34	H27
214	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補 助金(中学校夜間学 級学用品費等補助)	本市在住中学校夜 間学級生徒、また はその保護者	3,495,000	4,313,000	4,670,000	6,631,000	大阪市に在住する中学校夜間学級に通う生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、就学上の負担を軽減し、教育の円滑な実施を図ることを目的とする	就学が困難であると認定された中学校夜間学級生徒またはその保護者に対して、学用品費等、校外活動費(泊を伴わないもの)、修学旅行費、通学費の支給を行う	S45	H27
215	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補 助金(視覚・聴覚特 別支援学校高等部 学用品費等補助)	視覚・聴覚特別支 援学校高等部専攻 科生徒の保護者	714,000	882,000	811,000	1,133,000	視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費について、本市が一部を補助することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする	「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分の第1段階及び第2段階に該当する者で、援助を希望する者に対して、学校徴収金会計基準に定める生徒費に相当する額の支給を行う	S32	H27
216	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当・ 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補 助金(小・中学校特 別支援学級学用品 費等補助)	大阪市立小・中 学校の特別支援学 級に就学する児童 生徒の保護者及び 学校教育法施行令 第22条の3に規定 する障害の程度に 該当する児童生徒 の保護者	69,016,000	53,823,000	49,881,000	44,036,000	大阪市立小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって、特別支援教育の振興に資することを目的とする	小学校又は中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対して、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分により経済的負担能力に応じて、学用品等購入費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、新入学児童・生徒学用品費等(1年生のみ)、交流学習交通費、職場実習交通費(中学校のみ)、医療費を支給する	S46	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
217	北区役所 住民自治課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	42,299,000	32,660,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：地域活動協議会が実施する活動全体に対し、無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)し、これを補助対象経費に加算し、補助率50%を乗じた金額を交付する。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
218	北区役所 住民自治課	防犯カメラ設置補助金	地域の安全確保のため防犯カメラを設置する町会等	1,760,000	0	0	0	地域への防犯カメラ設置経費の補助を行うことで、犯罪抑止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る。	対象者：地域の安全確保のため防犯カメラを設置する町会等 補助対象：防犯カメラの設置に要する費用 補助率：50% 上限額：1台110,000円	H26	H28
219	北区役所 住民自治課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	254,000	5,648,000	0	コミュニティづくりをはじめ、安全・安心なまちづくりなどを担う、大阪市北区地域振興会の各連合振興町会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し、補助金を交付する	対象者：地域活動協議会未形成地域の連合振興町会等 補助対象：(1)コミュニティづくりに関する事業(2)福祉・健康に関する事業(3)安心で快適なまちづくりに関する事業(4)環境美化に関する事業(5)その他地域の活性化につながる事業 補助率：50% 上限額：予算の範囲内	H24	H25
220	北区役所 住民自治課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	206,000	7,809,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	対象者：地域活動協議会未形成地域の地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会 補助対象：地域福祉活動 補助率：50% 上限額：1地域206,000円	H24	H25
221	北区役所 住民自治課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	16,000	610,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	対象者：青色防犯パトロール活動を実施する団体 補助対象：青色防犯パトロール活動 補助率：50% 上限額：予算の範囲内	H24	H25
222	北区役所 住民自治課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	0	3,800,000	0	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入)	H25	H25
223	北区役所 住民自治課	児童遊園整備費補助金	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	0	150,000	0	0	既設児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新又は増設に対して補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	対象者：児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等 補助対象：児童遊園等を維持管理するための整備 補助率：100% 上限額：1地域150,000円	H25	H25
224	北区役所 住民自治課	児童遊園活動費補助金	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	0	20,000	0	0	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等に対して活動費を補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	対象者：児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等 補助対象：児童遊園等を維持管理するための活動 補助率：50% 上限額：1地域20,000円	H25	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
225	都島区役所 市民協働課	自律的な地域運営 を支援するための 活動補助金	地域活動協議会	2,700,000	800,000	0	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動 団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みで ある地域活動協議会を形成した地域が、今後これま で以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い 手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的 に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創 意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事 業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組 みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、 新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施す るための初期支援 補助期間：はじめて申請を行った年度を含む2ヵ年 (連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセン ティブ制度を導入) (2)地域活動協議会の法人格取得に係る事業への補助 補助期間：形成後 1回限り 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H25	H26
226	都島区役所 市民協働課	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	22,113,000	13,376,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対 する補助(区長が指定する活動 防犯・防災、子ど も・青少年、福祉、健康、環境、文化スポーツ) ・補助率 1/2(無報酬労力をみなして金員換算 (物件費の50%相当)し補助対象経費に算入) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件 費)への補助 補助限度額：(1)の額の25%の額 ただし50万円に満 たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万 円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50% に相当する額)	H25	H27
227	都島区役所 市民協働課	地域振興活動補助 金	連合振興町会等	0	2,511,000	9,587,000	0	区内各連合振興町会が主体的に行う地域振興活動を 支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、 地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的 として取り組まれる事業に対し補助金を交付する	区内各連合振興町会が行うコミュニティづくりに関 する活動や安全安心なまちづくりなどの活動に対し て、予算の範囲内で半額補助する	H24	H25
228	都島区役所 市民協働課	青色防犯パトロー ル活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	0	0	320,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロー ルを新たに実施しようとする団体に対して、パトロー ルの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域にお ける自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を 図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン 代等)の一部補助	H24	H24
229	都島区役所 市民協働課	児童遊園活動費補 助金	児童遊園等を維持 することを目的 に、地域住民で自 主的に組織された 団体等	0	262,000	0	0	地域の子どもたちにとっての貴重な遊び場である 児童遊園等が、安全で快適な施設として維持・管理さ れることを目的として、地域の住民にとって組織さ れた運営委員会に補助金を交付する	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自 主的に組織された団体等の活動のうち、清掃等日常 の活動に要する経費として活動費補助を行う	H25	H25
230	都島区役所 市民協働課	児童遊園整備費補 助金	児童遊園等を維持 することを目的 に、地域住民で自 主的に組織された 団体等	0	140,000	0	0	地域の子どもたちにとっての貴重な遊び場である 児童遊園等が、安全で快適な施設として維持・管理さ れることを目的として、地域の住民にとって組織さ れた運営委員会に補助金を交付する	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自 主的に組織された団体等の活動のうち、除草・樹木 の剪定・遊具の修繕等に対して整備費補助を行う	H25	H25
231	都島区役所 保健福祉課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協議 会、地域ネット ワーク委員会	0	745,000	3,994,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざ し、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会 の活動に対し、補助金を交付することにより地域住 民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営 に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員が行 う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で 補助する (補助率1/2)	H24	H25
232	福島区役所 市民協働課	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	15,889,000	12,996,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動(具 体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) に対し活動経費の1/2(ただし活動経費にみなし人件 費相当分として1/2を上乗せする)を補助する。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費) へ補助する。ただし補助限度額については以下のと おりとする。 (1)の補助額が1,000,000円未満の場合 (1)の補助 額の1/2 (1)の補助額が1,000,000円以上、2,000,000円以 下の場合 500,000円 (1)の補助額が2,000,000円を超える場合 (1)の補 助額の1/4	H25	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
233	福島区役所 市民協働課	地域振興活動補助 金	連合振興町会等	0	388,000	4,454,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である連合振興町会や地域社会福祉協議会などの活動に対し、補助金を交付することにより、地域住民の福祉の増進を図る	連合振興町会や地域社会福祉協議会などが行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H25
234	福島区役所 市民協働課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協議 会、地域ネット ワーク委員会	0	458,000	4,580,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H25
235	福島区役所 市民協働課	青色防犯パトロー ル活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	0	160,000	320,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H25
236	福島区役所 市民協働課	自律的な地域運営 を支援するための 活動補助金	地域活動協議会	0	2,000,000	600,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H25
237	福島区役所 市民協働課	児童遊園整備費補 助金	児童遊園等を維持 することを目的 に、地域住民で自 主的に組織された 団体等	0	103,000	0	0	既設児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新又は増設に対して補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等の活動に対して児童遊園整備費補助金(@51,500×2カ所×100%=103,000円)を補助する	H25	H25
238	福島区役所 市民協働課	児童遊園活動費補 助金	児童遊園等を維持 することを目的 に、地域住民で自 主的に組織された 団体等	0	40,000	0	0	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等に対して活動費を補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等の活動に対して児童遊園活動費補助金(@40,000×2カ所×50%=40,000円)を補助する	H25	H25
239	福島区役所 保健福祉課	病児・病後児保育 支援事業補助金	病児保育事業者	465,000	515,000	0	0	病児保育事業に対する支援を行うことで、区民が事業をより利用しやすい環境づくりを行い、子育てと就労の両立をサポートし、もって子育てしやすいまち福島の実現をめざす	病児保育事業所の行う延長保育(早朝分を含む)について、利用料の半額分を補助する	H25	H27
240	福島区役所 保健福祉課	地域交流拠点(サロ ン)の設置支援事業 費補助金	地域交流拠点(サロ ン)を設置する者	0	2,500,000	0	0	まちの中に、さまざまな属性・多世代の住民が集える場としてサロンを開設することで、運営に携わる人が地域活動の担い手となることが期待され、また、サロンに集まる住民の間に交流が生まれ、地域への関心、連帯感が高まることが期待されるため、サロン設置を支援する	サロンを設置しようとする者で、区長が認定する者に対し、その経費の1/2を補助する	H25	H25
241	福島区役所 保健福祉課	地域高齢者活動拠 点(老人憩の家)提 供事業助成	老人憩の家運営委 員会	0	290,000	0	0	高齢者の心身の健康増進を図り、また、地域住民等に対し健康づくりや仲間づくり、ボランティア活動等自主活動の場を提供し、地域福祉の推進を図るため、その活動拠点となる地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)の運営を支援する	老人憩の家管理運営団体に対し、290,000円を上限として老人憩の家管理運営経費のうち補助対象経費の1/2を補助する	H25	H25
242	福島区役所 保健福祉課	高齢者食事サービ ス事業補助金	地域高齢者食事 サービス委員会	0	274,000	0	0	在宅の独居または寝たきり高齢者等を対象に食事サービスを行うことにより、地域社会との交流を深め、また、当該高齢者の健康増進や介護予防、社会参加の促進を図る	在宅の独居・寝たきり高齢者等に食事サービス(会食)事業を実施する「高齢者食事サービス委員会」に対し、当該事業実施経費について、1食250円を上限として補助する (ただし、補助対象経費の総額から当該事業実施にかかる利用料等収入を減算した額を上限とする)	H25	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
243	此花区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	15,329,000	23,939,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：地域活動協議会が実施する活動全体に対し、無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)し、これを補助対象経費に加算し、補助率50%を乗じた金額を交付する。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
244	此花区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	0	6,204,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	区地域振興会が主体的に行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動等に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
245	此花区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	0	4,580,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
246	此花区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	0	474,000	0	地域における市民等による自主的な地域防犯活動である青色防犯パトロール活動を実施している団体の活動を支援し、防犯活動の更なる広がりと、活動の定着を目的とする	青色防犯パトロール活動に対する支援として、装備品の支給や活動経費の一部を補助する	H24	H24
247	中央区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	58,000	60,000	240,000	0	区域内における青色防犯パトロール活動を支援することにより、街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与するため、青色防犯パトロール活動に対する補助金を交付する	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)に対して、予算の範囲内で補助する(補助率1/2)	H24	H27
248	中央区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	56,796,000	47,845,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会に委ねる) 補助率：50%(ただし、積算の基礎となる額は、物件費にみなし人件費(物件費の50%)を加算したもの) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助率：活動費補助金の25%(ただし、活動費補助金が100万円～200万円までの場合は一律50万円を、活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額とする)	H25	H27
249	中央区役所 市民協働課	中央区「商い体験」事業補助金	ミナミ地区(概ね中央大通、谷町筋、区境で囲まれた地区をいう。以下、同じ)の商店会	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	商店街の活性化と個性的で魅力的な商店街づくりを推し進めるミナミ地区の商店会等によって観光集客とミナミ地区の魅力を発信するために実施される「商い体験」事業を支援し、ミナミ地区の観光発展・経済振興に資する	ミナミ地区の商店会を対象として、「商い体験」事業、または、ミナミ地区の魅力を発信するために実施する事業の経費(会場費、謝金、広告宣伝費等)のうち1/2の補助率で上限1,000千円補助する	H21	H27
250	中央区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	1,050,000	23,732,000	0	コミュニティづくりをはじめ、まちづくり活動を担う地域団体が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会等の団体が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する(補助率1/2)	H24	H25
251	中央区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	229,000	7,786,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する(補助率1/2)	H24	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
252	中央区役所 市民協働課	男女共同参画推進 にかかわる地域女性 団体活動補助金	地域女性団体協議 会	0	8,000	0	0	市民との協働による男女共同参画社会の実現に向け、地域を基盤とする女性の団体活動の充実・発展が重要であることから、区内居住の女性によって構成され、学習と市民活動とおして女性の地位向上と男女共同参画に取り組む地域女性団体協議会の活動に対し補助金を交付する	地域女性団体協議会の活動のうち、男女共同参画推進のための各種事業(地域環境美化活動、交流研修事業)に対して補助(補助率1/2)	H25	H25
253	中央区役所 保健福祉課	地域高齢者活動拠 点(老人憩の家)提 供事業助成	老人憩の家運営委 員会	0	290,000	0	0	地域高齢者活動拠点提供事業に助成し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする	常設老人憩の家の管理運営にかかる経費を月額290,000円を限度に補助(補助率1/2)	H25	H25
254	中央区役所 保健福祉課	高齢者食事サービ ス事業補助金	地域高齢者食事 サービス委員会	0	288,000	0	0	区内に居住するひとり暮らし、ねたきり高齢者等を対象に食事サービスを行い、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を図る	ひとり暮らし、ねたきり高齢者等に対して、地域のボランティアが配食又は地域の集会所などで会食を行う事業費等に対して助成する(補助率1/2)	H25	H25
255	西区役所 市民協働課	自律的な地域運営 を支援するための 活動補助金	地域活動協議会	2,000,000	2,000,000	2,800,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2(マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H26
256	西区役所 市民協働課	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	22,268,000	17,604,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補充しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：地域活動協議会が実施する活動全体に対し、無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)し、これを補助対象経費に加算し補助率50%を乗じた額 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：(1)の額の25%の額 (活動費補助金交付額の25%に相当する額が50万円に満たない場合は当該額(活動費補助金が100万円未満である場合は活動費補助金交付額の50%))	H25	H27
257	西区役所 市民協働課	地域振興活動補助 金	連合振興町会	0	287,000	9,548,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	連合振興町会が実施している夏まつり等の地域コミュニティづくり活動に対して、予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内で補助する	H24	H25
258	西区役所 市民協働課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協議 会、地域ネット ワーク委員会	0	229,000	6,412,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会が実施する相談援助活動、生きがいがづくり・健康づくりに関する活動、地域福祉活動の啓発・広報に対して、予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内で補助する	H24	H25
259	西区役所 市民協働課	青色防犯パトロー ル活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	0	8,000	480,000	0	西区においては、各地域振興町会が32台の青色防犯パトロール車で区内を巡回し見守り活動を実施しており、パトロール車は区民が所有する自家用車を使用しておりボランティア活動が基本となっているが、区の街頭犯罪発生率が減少傾向にあることからパトロール活動が寄与しているものと考え、活動資金として補助金を交付する	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)に対して、予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内で補助する	H24	H25
260	西区役所 市民協働課	青少年指導員活動 補助金	校下青少年指導員 会	0	21,000	0	0	地域における青少年の非行防止をはじめとする健全育成をめざして、地域に根ざした本市の青少年活動の活性化を図る	地域における青少年の指導・相談、街頭啓発活動、スポーツ大会、野外活動などの事業に対して、予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内で補助する	H25	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
261	港区役所 協働まちづくり 支援課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	29,128,000	31,496,000	0	0	地域活動協議会が、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、特定分野の市民活動団体の活動対象とならない分野の補完、市民活動団体との連携等を通じて、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進するといった地域経営を行う場合に、その準行政的な機能にかんがみ、他の市民活動団体に対する補助金の交付とは異なる観点から実施する。	対象者：地域活動協議会 申請資格：「大阪市港区地域活動協議会の認定に関する要綱」により認定された地域活動協議会 補助対象の範囲：活動費(防犯・防災に関する活動、子ども・青少年に関する活動、福祉に関する活動、健康に関する活動、環境に関する活動、文化・スポーツに関する活動、その他の地域のまちづくりを推進することを目的とした活動を行う場合に要する経費)及び活動費補助金を交付した地域活動協議会の運営に要する経費 補助率：活動費補助対象経費の1/2の額をみなし人件費として加算した金額の1/2 補助限度額：活動費補助金の25%以内(50万円に満たない場合は50万円)	H25	H27
262	港区役所 協働まちづくり 支援課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	0	12,500,000	0	コミュニティづくりを担う地域団体が地域コミュニティの活性化や安全・安心なまちづくりのため主体的に取り組む事業に対し補助金を交付することにより、住民主体のまちづくりを推進する	コミュニティづくりを担う地域団体が行う下の事業に必要な経費を補助 (1)地域のコミュニティづくりに関する活動(夏祭り、運動会など) (2)福祉・健康に関する事業 (3)安心して快適なまちづくりに関する事業(防災訓練、歳末夜警など) (4)環境美化に関する事業 (5)その他地域の活性化につながる事業	H24	H24
263	港区役所 協働まちづくり 支援課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、 地域ネットワーク委員会	0	0	4,785,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会及び地域活動協議会等の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資する	地域社会福祉協議会や地域ネットワーク委員会及び地域活動協議会等が実施する地域福祉活動等を行う際に必要な経費を補助する	H24	H24
264	港区役所 協働まちづくり 支援課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロール活動団体	0	0	1,434,000	0	青色防犯パトロール活動を実施している地域団体に対し補助金を交付することにより、街頭犯罪を未然に防ぎ地域の安全を守る	地域住民による自主的な地域防犯の取組みである、青色防犯パトロール活動に必要な経費を補助	H24	H24
265	港区役所 協働まちづくり 支援課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	0	2,400,000	200,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上で各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助期間：2年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H25
266	大正区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	0	10,550,000	0	地域団体が主体的に行う地域の課題解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対して補助することにより、住民主体のまちづくりの推進を図る	住民主体のまちづくりの推進を図るため地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対して補助を行う	H24	H24
267	大正区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	0	4,580,000	0	すべての人がいきがいをもって安心して生活できるよう、住民のニーズに適切なサービスを結び付けていく支援活動及び地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する活動に対し、補助金を交付することにより地域福祉の推進を図ることを目的とする	誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現をめざして取り組む活動及び要支援者のニーズ発見から、社会資源の提供・開発にいたるまでの活動に対して補助を行う	H24	H24
268	大正区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	0	408,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを実施している団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部を補助	H24	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
269	大正区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域まちづくり実行委員会	0	17,062,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H25
270	大正区役所 保健福祉課	障がい者就労機会創出事業補助金	新たに障がい者を雇用する大正区内企業等	0	2,000,000	0	0	誰もが働くことに生きがいを感じながら暮らすことの出来るまちづくりを進めるため、障がい者の就労機会を創出し、障がい者を習熟させることで、障がい者の継続的な雇用につなげる	障がい者の雇用を条件に、企業等に機械の購入に際して補助金を交付する	H25	H25
271	天王寺区役所 危機管理課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	0	356,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H24
272	天王寺区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	15,696,000	15,938,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の50% ただしみなし人件費として活動経費の25%を加算できる。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 活動経費の25%、ただし、活動経費が100万以上200万未満は50万円を限度とする。活動経費が100万未満の場合は活動経費の50%を限度とする。	H25	H27
273	天王寺区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	0	9,555,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
274	天王寺区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	0	4,122,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
275	浪速区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	18,833,000	13,253,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2+みなし人件費加算：物件費×1/2×1/2 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動費補助金の交付額の25%(25%に相当する額が50万円に満たない場合が当該額、活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%)	H25	H27
276	浪速区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	0	5,154,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会等の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会等が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
277	浪速区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	0	4,339,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会等の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会等が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
278	浪速区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	0	1,265,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H24
279	浪速区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	0	0	200,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H24
280	西淀川区役所 まちづくり推進課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	160,000	160,000	305,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H26
281	西淀川区役所 まちづくり推進課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	800,000	2,800,000	0	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入)	H25	H26
282	西淀川区役所 まちづくり推進課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	36,173,000	46,087,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：地域活動協議会が実施する活動全体に対し、無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)し、これを補助対象経費に加算し、補助率50%を乗じた金額を交付する。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
283	西淀川区役所 まちづくり推進課	子どもの安全見守り防犯カメラ設置補助	地域活動協議会、大阪市PTA協議会を構成する団体等	600,000	0	0	0	多発傾向にある子どもの性犯罪被害を防止するため、通学路・公園等の安全確保を目的とした防犯カメラの設置補助を行う。	防犯カメラの設置にかかる経費の一部補助	H26	H28
284	西淀川区役所 まちづくり推進課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	0	13,722,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
285	西淀川区役所 まちづくり推進課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	0	6,386,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
286	淀川区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	320,000	640,000	640,000	0	行政では実施し難い時間帯も含め、地域の安全安心を目指した青色防犯パトロール活動を実施している団体に対し、活動に必要な最低限の活動費を支援する	青色防犯パトロール活動に対し補助を行う	H24	H28

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
287	淀川区役所 市民協働課	自律的な地域運営 を支援するための 活動補助金	地域活動協議会	3,000,000	3,000,000	900,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動 団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みで ある地域活動協議会を形成した地域が、今後これま で以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い 手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的 に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創 意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事 業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組 みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、 新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施す るための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用し たインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支 援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H27
288	淀川区役所 市民協働課	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	38,485,000	13,968,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対 する補助(具体的な活動内容については同協議会の選 択に委ねる) 補助率：地域活動協議会が実施する活動全体に対 し、無報酬労力をみなして金員換算(物件費の 50%)し、これを補助対象経費に加算し、補助率 50%を乗じた金額を交付する。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費) への補助 補助限度額：(1)の額の25%の額 ただし50万円に満 たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万 円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50% に相当する額)	H25	H27
289	淀川区役所 市民協働課	子どもの安全見守 り防犯カメラ設置 補助金	学校の周辺及び通 学路・公園等の安 全確保のために防 犯カメラを設置す る町会等	3,150,000	0	0	0	学校の周辺及び通学路・公園等への防犯カメラの設 置経費の補助を行うことで、子どもの犯罪被害の防 止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、子ど もの犯罪発生件数の減少を図る。	学校の周辺及び通学路・公園等に町会等が設置する 防犯カメラの設置経費を補助する。補助対象経費の 3/4上限15万円補助する。	H26	H28
290	淀川区役所 市民協働課	地域振興活動補助 金	連合振興町会等	0	8,130,000	12,201,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織さ れた区内全域を網羅した住民自治組織である区地域 振興会活動に対し、補助金を交付することにより地 域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な 運営に資することを目的とする	不特定多数の者を対象とする地域コミュニティづく りに資する事業に対し補助を行う	H24	H25
291	淀川区役所 市民協働課	児童遊園整備費補 助金	児童遊園等を維持 することを目的 に、地域住民で自 主的に組織された 団体等	0	384,000	0	0	不特定多数の児童の利用に供することを目的とした 屋外の遊び場として設置した児童遊園(もしくはち びっ子広場)は、地域住民にて構成されている団体 にて管理・運営をおこなっている。これらの児童遊園 等を安全で安心な快適に使用出来る施設として補修 管理することを目的とした事業である	不特定多数の児童の利用に供することを目的とした 屋外の遊び場として設置した児童遊園等を安全に安 心して使用出来る施設として維持補修管理する活動 のために補助を行う。 補助限度額：児童遊園(150㎡以上)150千円 ちびっ子広場(150㎡未満)75千円 補助率：1/1	H25	H25
292	淀川区役所 市民協働課	児童遊園活動費補 助金	児童遊園等を維持 することを目的 に、地域住民で自 主的に組織された 団体等	0	132,000	0	0	不特定多数の児童の利用に供することを目的とした 屋外の遊び場として設置した児童遊園(もしくはち びっ子広場)は、地域住民にて構成されている団体 にて管理・運営をおこなっている。これらの児童遊園 等を快適に使用出来る施設として維持管理すること を目的とした事業である	不特定多数の児童の利用に供することを目的とした 屋外の遊び場として設置した児童遊園等を快適に使 用出来る施設として、日常的に維持管理する活動の ために補助を行う。 補助限度額：20千円 補助率：1/2	H25	H25
293	淀川区役所 保健福祉課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協議 会、地域ネット ワーク委員会	0	5,515,000	8,244,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざ し、地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員 会等の活動に対し、補助金を交付することにより地 域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な 運営に資することを目的とする	各地域における不特定多数の子どもや高齢者等を対 象とする福祉活動に対し補助を行う	H24	H25
294	淀川区役所 保健福祉課	高齢者食事サービ ス事業補助金	地域社会福祉協議 会等	0	5,164,000	0	0	在宅のひとり暮らし高齢者や寝たきりの高齢者を対 象にボランティアが地域施設での会食等の世話をす る事により、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を 図り、また地域社会との交流を深めることにより、 高齢者の介護予防や社会参加を促進すること	ひとり暮らし、ねたきり高齢者等に対して、地域の ボランティアが配食又は地域の集会所などで会食を 行う事業費等に対して助成する	H25	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
295	淀川区役所 保健福祉課	地域高齢者活動拠点(老人憩の家)提供事業助成	老人憩の家運営委員会	0	3,372,000	0	0	地域の高齢者が健康づくりや仲間づくり、ボランティア活動などを通じて生きがいをもって元気で自立した生活を送るため、高齢者自らが行う自主活動の場を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ること	対象者：老人憩いの家運営委員会、補助対象経費：老人憩いの家を提供するための経費、補助率：50%	H25	H25
296	淀川区役所 保健福祉課	訪問型病児・病後児保育支援事業補助金	訪問型病児・病後児保育事業者	0	14,877,000	0	0	保育所等に通所できない病児・病後児の訪問型保育の保育料相当額を補助することにより、一定所得以下の未就学年齢児童を持つ世帯の就労の安定と自立を支援する	一定の要件を満たす事業者に対して、病児・病後児の自宅へ保育スタッフを派遣した費用を補助する	H25	H25
297	東淀川区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	64,928,000	64,105,000	0	0	地域活動協議会が、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、特定分野の市民活動団体の活動対象とならない分野を補完し、市民活動団体との連携等を通じて地域課題に対応するとともに、地域のまちづくりを推進するといった地域経営を行う場合に、その準行政的な機能に鑑み補助金を交付する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助 補助率：補助対象経費の1/2 補助対象経費：区長が指定する分野における活動にかかる物件費に加え、無報酬の労力を人件費とみなし、補助対象物件費の50%を加算する。ただし、防犯に係る啓発事業については、補助対象物件費の額を上限に、無報酬の労力を1時間当たり500円/人として算出した額をみなし人件費として加算する。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動費補助金の額の25% (500千円を最低額として確保する) ただし、活動費補助金の額が100万円未満である場合は、活動費補助金の額に50%を乗じて得た額に相当する額とする。	H25	H27
298	東淀川区役所 市民協働課	コミュニティカフェ事業補助金	NPO・企業・地域活動団体等	900,000	0	0	0	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの知識やノウハウを学ぶ場や仕組みづくり等、地域活動の自律に向けた取組みの場を提供するコミュニティカフェに補助し、新たな市民活動を創出することを目的とする。	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの知識やノウハウを学ぶ場や仕組みづくり等、地域活動の自律に向けた取組みの場を提供するコミュニティカフェの開設、運営をするにあたり、NPO・企業・地域活動団体等に対し、45万円を上限に事業費の1/2を補助する。	H26	H28
299	東淀川区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	2,657,000	21,608,000	0	地域コミュニティづくりや防災防犯の取組みなど地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくり活動にかかる事業に助成する	防災・防犯などの様々な地域課題の解決や地域コミュニティづくり活動に対して予算の範囲内で補助する	H24	H25
300	東淀川区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会	0	916,000	7,786,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資する事業に助成する	安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域住民の福祉の推進を図る事業に対して予算の範囲内で補助する	H24	H25
301	東淀川区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	395,000	3,911,000	0	地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生数の減少を図るため、地域団体による自主的な青色防犯パトロール活動に助成する	地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生数の減少を図る事業に対して予算の範囲内で補助する	H24	H25
302	東淀川区役所 市民協働課	地域まちづくり支援事業補助金	東淀川区地域ゆめ・まち会議	0	200,000	1,700,000	0	「東淀川区未来わがまちビジョン」の実現に向け、東淀川区地域ゆめ・まち会議開催要綱(平成20年9月17日制定)に基づき、東淀川区内の各地域で開催する地域ゆめ・まち会議において、区民が自主的・主体的に実施するまちづくり活動での事業に対して支援を行う	区民が各地域ゆめ・まち会議において実施する事業に要する経費を補助する 補助期間：最長2年(地域活動協議会が形成されるまで) 補助率：1/2 補助対象限度額：100千円	H24	H25
303	東淀川区役所 市民協働課	児童遊園整備費補助金	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	0	75,000	0	0	児童遊園等における遊具その他の設備の管理・更新又は増設に対して補助を行うことで、児童への適切な遊び場の提供と、その健全な育成及び各種の事故防止に資する	児童遊園等を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体に対し、その整備に要した費用のうち、1か所1年につき75千円を上限に補助を行う	H25	H25
304	東淀川区役所 市民協働課	児童遊園活動費補助金	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	0	20,000	0	0	児童遊園等の適正な管理運営上、必要な活動に対し、補助金を交付することで、児童への適切な遊び場の提供と、その健全な育成及び各種の事故防止に資する	児童遊園等を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体に対し、その活動に要した費用のうち、1か所1年につき20千円を上限に補助を行う	H25	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
305	東淀川区役所 市民協働課	人権啓発推進事業 補助金	人権啓発を行って いる団体等	0	200,000	0	0	市民一人ひとりの人権意識の普及・高揚をはかり、差別や偏見のない人権尊重の明るいまちづくりを推進するため、「大阪市民権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、地域主体の人権啓発事業に取り組む地域団体に経費の一部を補助する	地域の実情に応じた人権啓発推進事業を実施する団体に対して補助金を交付する	H25	H25
306	東淀川区役所 市民協働課	コミュニティ育成 事業補助金	連合振興町会等	0	1,070,000	0	0	コミュニティの輪を広げるため、区内各種団体・官公署・コミュニティスタッフ・NPOなどと連携し明るい笑顔あふれるまちづくりを目指し連帯感の醸成やわがまち意識の高揚とところあふれるまちづくりを推進する	地域の特徴に応じて次の事業に取り組む場合に一部補助する ・青少年関係事業 ・文化事業・リーダー育成関係事業 ・地域振興事業費 ・その他、地域コミュニティの育成にかかわること	H25	H25
307	東淀川区役所 市民協働課	生涯学習推進事業 補助金	地域小学校生涯学習 学習ルーム運営委員 会等	0	52,000	0	0	「東淀川区生涯学習推進計画」に基づき、地域が主体となって区民の自主的な学習活動の支援や、生涯学習ボランティアの育成、地域の人材等のネットワークづくりなどに取り組み、「自律と協働の生涯学習社会」をめざすことを目的とする	地域の特徴に応じて次の事業に取り組む場合に一部補助する ・生涯学習講座の開催 ・生涯学習の普及啓発のための広報 ・その他、生涯学習の推進にかかわること	H25	H25
308	東淀川区役所 市民協働課	P T A ・社会教育 関係団体対象学習 会助成事業補助金	単位P T A 等	0	32,000	0	0	各地域が主体となって自らの人権意識を高めるとともに、地域における啓発指導者としての役割や活動方針についての認識を深めることを目的として開催する人権に関する講演会・研修会や、いじめや不登校、ひきこもり、児童虐待など青少年をめぐる課題について考える家庭教育に関する学習会に対して経費を助成し、人権が尊重され、子どもが健やかに育成されるまちづくりを進めていく	各地域の単位P T A をはじめとする社会教育関係団体の会員が主催する人権に関する講演会や研修会、家庭教育に関する学習会に対し、経費を助成する	H25	H25
309	東淀川区役所 市民協働課	地域女性活動推進 事業補助金	地域女性団体協議 会	0	30,000	0	0	条例において、本市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動又は取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとすることされており、市民との協働による男女共同参画社会の実現に向け、地域を基盤としてとりくむ地域女性団体の活動等を支援することで、男女共同参画の視点を持ったまちづくりを推進する	男女共同参画推進にかかる次のような地域女性団体等活動への一部補助 ・地域環境美化活動(町を明るく美しくする運動) ・調査研究活動 ・交流・研修活動	H25	H25
310	東淀川区役所 保健福祉課	障がい者地域交流 サポート事業補助 金	東淀川区内で交流 スペースを提供で きる社会福祉法 人・N P O 等	2,500,000	0	0	0	障がい者が地域で設置する交流スペースを利用することにより、近隣の人たちと交流を持ちながら生活し、いつまでも地域において安心して生活できる環境を整備する。	交流スペースにおける、専門相談員による日常的な相談業務、障がい者に必要な伝達手段での情報提供、地域交流スペースを拠点とした地域との交流にかかる経費に対して補助する。 補助対象：東淀川区内で交流スペースを提供できる社会福祉法人・N P O など 補助率：50%	H26	H26
311	東淀川区役所 保健福祉課	子育てリフレッ シユ事業補助金	キッズスペース等 を設置する店舗等 の事業者	4,200,000	4,000,000	0	0	子育て世帯が食事やショッピング等の外出時に、その店舗または施設等で利用できるキッズスペース等を整備する運営者等に対し、補助金を交付することにより、安心して子どもを連れて外出できる環境整備を図るとともに、子育て中の保護者同士が気軽に情報交換や相談できるコミュニティの場を整備することを目的とする	授乳スペースやキッズスペースなどを設置する協力店舗(飲食店、病院、美容室、ショッピングセンター等)に、設置にかかる費用の2分の1(上限額、単に設置するもの：100,000円(30店舗)、改修工事の伴うもの：300,000円(4店舗)の額を補助金として交付し、子育て世帯が利用できる施設を増加させる	H25	H27
312	東淀川区役所 保健福祉課	一時預かり事業補 助金	認可外保育施設を 運営する法人	4,243,000	1,894,000	0	0	認可外保育施設において時間単位の一時預かり事業を実施する事業者に補助金を交付し、利用者の負担を軽減しながら保護者の傷病等による緊急・一時的に保育が必要な場合や、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長、発達等、子育て支援を実施することを目的とする	児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童で、保護者の傷病等により保育を必要とする児童を対象とし、認可外保育施設において保育サービスを提供する 補助率：50%	H25	H27
313	東淀川区役所 保健福祉課	青少年育成推進事 業補助金	校下青少年指導員 会等	0	46,000	0	0	家庭・学校・地域が連携し、子どもの健やかな成長を支えるための地域ネットワークを形成するとともに、地域が主体的かつ特色ある取組みを推進することにより、次世代を担う子ども・青少年を育成する	地域の特徴に応じて次の事業に取り組む場合に一部補助する ・地域の青少年の実態把握 ・青少年健全育成・非行防止にかかる事業等の検討・実施 ・「見まもりデー」の実施 ・「子ども110番の家」事業の実施 ・各種研修会、講習会の実施 ・その他、青少年の育成にかかわること	H25	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
314	東淀川区役所 保健福祉課	青少年非行防止活動事業補助金	校下青少年福祉委員会等	0	28,000	0	0	大阪市青少年問題協議会会長(=市長)が委嘱する青少年指導員の協力を得ながら、毎月25日を市内統一指導ルームの日とした青少年の街頭指導をはじめ、青少年相談活動や危険箇所の把握などの諸活動を行い、地域における青少年非行を未然に防止し、青少年の健全な育成を図る	地域の特色に応じて次の事業を取り組む場合に一部補助する ・各地域ごとの校下巡視、街頭指導、街頭啓発の実施 ・青少年非行防止活動の資質向上に関する研修 ・青少年問題に関する地域啓発活動 ・その他、青少年の非行防止にかかわること	H25	H25
315	東淀川区役所 保健福祉課	花と緑のまちづくり事業補助金	公園愛護会等	0	72,000	0	0	区民が緑化の担い手となり、地域の緑化について考え、計画し、自主的に緑化活動に取り組むことで、緑化推進だけでなく区民主体のまちづくりへの参加意識を高める	地域の特色に応じて次の事業を取り組む場合に一部補助する ・地域における花苗の育苗 ・地域の公共空間の花飾り等にかかる維持管理 ・その他、緑化活動にかかわること	H25	H25
316	東淀川区役所 保健福祉課	区民レクリエーション事業補助金	地域体育厚生協会支部等	0	62,000	0	0	区内各地域におけるスポーツ・レクリエーションに対する多様なニーズに対応し、多くの区民にスポーツ・レクリエーションに触れる機会を提供するとともに、継続的なスポーツ活動を奨励し、生涯スポーツの振興を図り、スポーツ・レクリエーションを市民共有の生活文化の一つとしてとらえ、市民の誰もが、生涯の各時期、各場面で、それぞれの個性やライフスタイルに応じて、様々なスポーツ・レクリエーションを楽しむことのできるまちの実現をめざす	地域の特色に応じて次の事業を取り組む場合に一部補助する ・スポーツ・レクリエーションに関する事業	H25	H25
317	東淀川区役所 保健福祉課	青少年指導員活動推進事業補助金	校下青少年指導員会	0	318,000	0	0	地域における青少年活動の推進を図る事業に対し、補助金を交付することにより、青少年活動の活性化を図るとともに、青少年の健全育成を図る	地域における青少年の指導・相談、街頭啓発活動、スポーツ大会、野外活動などの事業に対して補助を行う	H25	H25
318	東淀川区役所 保健福祉課	青少年福祉委員活動推進事業補助金	校下青少年福祉委員	0	24,000	0	0	青少年指導員を側面的に援助し、その活動を地域組織に反映させるとともに、青少年問題に関する世論の啓発と青少年を取り巻く社会環境の浄化ならびに整備促進を図る	青少年指導員を側面的に援助し、その活動を地域組織に反映させるとともに、地域組織とのパイプ役となり、活動のための条件づくりと地域社会への啓発を行う	H25	H25
319	東淀川区役所 保健福祉課	子ども会活動推進事業補助金	町会単位の子供会	0	28,000	0	0	子ども会活動の基礎となる各地域での単位子ども会の育成を図るため、地域が主体となって文化・体育活動や実技講習等を実施し、各地域の実情に即した子ども会の育成を図る	各地域で実施する事業のうち、次の(1)から(3)までに該当する事業を補助対象事業とする。 (1)子ども会活動育成事業 (2)子ども会指導者研修 (3)ジュニアリーダー・シニアリーダー研修	H25	H25
320	東淀川区役所 保健福祉課	子育てサロン(連絡会)支援事業補助金	地域子育てサロンの開設者	0	90,000	0	0	子育て中の保護者を対象とした育児講座やミニイベントを企画実施する団体等に対して補助を行うことで、子育て家庭の育児不安解消や親子の交流を促進する	小学校就学前の乳幼児と保護者を対象として、交流の場と子育てに役立つ講座等の実施に対して、その経費の50%を補助する	H25	H25
321	東淀川区役所 保健福祉課	障がい者の地域交流支援事業補助金	東淀川区内にグループホーム・ケアホームを開設している社会福祉法人・NPO等	0	2,000,000	0	0	地域に住む障がい者が、自然に地域の人々とふれあい、いろいろな活動に参加できる環境をつくることを目的とする	東淀川区内で活動している社会福祉法人・NPOが、障がい者と地域の方々が交流できるスペースを開設し、地域の団体が、そこで事業を行い、障がい者とともに活動する場所を5年間維持する。開設費用の1/2(2,000千円を上限とする)を補助する	H25	H25
322	東淀川区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	地域社会福祉協議会等	0	1,005,000	0	0	本市に居住するひとり暮らし、ねたきり高齢者等を対象に食事サービスを行い、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を図る	単身の高齢者、高齢者のみ世帯等を対象に、地域社協がボランティアの協力を得て地域施設等において会食又は配食サービスを実施する事業に対して、食事にかかる費用を補助する	H25	H25
323	東淀川区役所 保健福祉課	地域高齢者活動拠点(老人憩いの家)提供事業補助金	老人憩いの家運営委員会	0	560,000	0	0	地域の高齢者に対し、教養の向上など自主活動のための拠点を提供し、高齢者の余暇活動の向上と心身の健康の増進を図る	対象者：老人憩いの家管理運営委員会、補助対象経費：老人憩いの家を提供するための経費 補助率：50% 限度額：350,000円	H25	H25
324	東淀川区役所 保健福祉課	保育ママ事業(個人実施型)開設支援事業補助金	区の指定する地域において保育ママ事業(個人実施型)を実施する事業者	0	4,000,000	0	0	区内の未入所児童の多い地域(豊里・大桐・大道南地域を中心とした周辺地域)における未入所児童の解消を図るため、補助金を交付することにより、保育ママ事業者の開設を促進する	東淀川区は保育所未入所児童(特に0～2歳の低年齢児)が多い地域であるが、その保育所未入所児童(特に0～2歳の低年齢児)を解消するために、東淀川区内の指定する地域(豊里・大桐・大道南地域を中心とした周辺地域)で保育ママを開設する事業実施者に、開設経費(設備や備品、リフォーム等)の2分の1の額を補助(ただし、大阪市保育ママ事業(個人実施型)で補助される経費(200,000円)を差し引いた経費)する	H25	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
325	東淀川区役所 保健福祉課	健康づくり活動事 業補助金	地域社会福祉協議 会等	0	323,000	0	0	健康で生き生きと暮らしていけるまちづくりをめざし、地域による自主的・主体的な健康づくり活動を支援・推進し、区民主体の健康づくり運動の取り組みを進めることにより、区民の健康の保持・増進を図ることを目的とする	対象者：概ね小学校区内において設置される地域社会福祉協議会または地域住民で自主的に組織された地域団体(但し、地域活動協議会形成地域を除く) 対象事業：同団体が行う地域における健康づくり普及啓発活動等 補助率：補助対象経費の1/2	H25	H25
326	東成区役所 総務課	自律的な地域運営 を支援するための 活動補助金	地域活動協議会	1,800,000	1,000,000	400,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2(マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H27
327	東成区役所 総務課	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	16,600,000	17,491,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補充しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	・自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会が実施する公益性のある事業に対して補助する。 ・活動費補助金：平成26年度より補助率が50%、みなし人件費加算により、事業費の25%分を加算する。 ・運営費補助金：活動費補助金の交付額の25% 相当する額が、50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額) 以内の額とする。	H25	H27
328	東成区役所 総務課	地域振興活動補助 金	連合振興町会等	0	0	9,125,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された市内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会、地域活動協議会が実施する事業に対し補助金を交付する	区地域振興会または地域活動協議会が実施する、地域のコミュニティづくりに関する活動、安全・安心なまちづくりに関する事業に対して補助する	H24	H24
329	東成区役所 総務課	青色防犯パトロー ル活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	0	0	622,000	0	区の区域内における青色防犯パトロール活動を支援することにより、街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせる街づくりに寄与するため、青色防犯パトロール活動を実施する団体に対し補助金を交付する	青色防犯パトロール活動を実施する団体に対し、ガソリン代・保険代等の運行経費に対して補助する	H24	H24
330	東成区役所 総務課	東成区未来わがま ちビジョン活動補 助金	東成区未来わがま ち推進会議を構成 するテーマごとの 各部会	0	0	800,000	800,000	より魅力ある東成区の地域社会を築くため、市民が東成区未来わがまちビジョン活動の趣旨に共感し、お互いに助け合いながら、主体的に実施する、より豊かな暮らしづくり、まちづくり、人づくりを推進する取組みに対して補助金を交付する	公募区民委員等で構成する東成区未来わがまち推進会議の各部会が、東成区内において行う東成区未来わがまちビジョンに掲げるまちづくり活動を補助対象事業とし、補助額は補助対象経費の1/2以内、20万円を上限としている	H18	H24
331	東成区役所 保健福祉課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協議 会	0	0	5,038,000	0	地域住民の福祉の推進を図り、すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会(地域安心ネットワーク委員会)が実施する高齢者見守り活動、子育てサロン事業、ふれあい喫茶事業に対し補助金を交付する	地域社会福祉協議会(地域安心ネットワーク委員会)が実施する、市民の安全安心の実現に向け必要性かつ緊急性の高い事業である、高齢者見守り活動、子育てサロン事業、ふれあい喫茶事業に対して補助する	H24	H24
332	生野区役所 市民協働課	青色防犯パトロー ル活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	320,000	320,000	320,000	0	地域の自主防犯活動として青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H28

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
333	生野区役所 市民協働課	自律的な地域運営 を支援するための 活動補助金	地域活動協議会	400,000	400,000	0	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動 団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みで ある地域活動協議会を形成した地域が、今後これま で以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い 手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的 に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創 意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事 業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組 みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、 新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施す るための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2(マッチングファンドの考え方を応用し たインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支 援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H25	H26
334	生野区役所 市民協働課	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	32,193,000	28,940,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対 する補助(具体的な活動内容については同協議会の選 択に委ねる) 補助率：地域活動協議会が実施する活動全体に対 し、無報酬労力をみなして金員換算(物件費の 50%)し、これを補助対象経費に加算し、補助率 50%を乗じた金額を交付する。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費) への補助 補助限度額：(1)の額の25%の額 ただし50万円に満 たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万 円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50% に相当する額)	H25	H27
335	生野区役所 市民協働課	地域安全防犯カメ ラ設置補助金	街頭犯罪多発地域 に防犯カメラを設 置する地域団体等	800,000	0	0	0	防犯カメラの設置にかかる経費を補助することで、 街頭犯罪多発地域における犯罪の抑止に効果的であ る防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の 減少を図る。	警察・地域と協議し、街頭犯罪多発地域に設置する 防犯カメラの設置経費を補助する。 補助率：設置経費の1/2(上限100千円)	H26	H26
336	生野区役所 市民協働課	地域福祉交通支援 事業補助金	地域福祉交通事業 を実施する地域団 体等	1,750,000	0	0	0	地域住民等が主体となった福祉交通の運営に対し補 助金を交付することにより、地域の特性や実情、区 内住民の移動手段のニーズにあった安定的な交通体 系を構築し、便利で暮らしやすいまちづくりを目指 す。	地域福祉交通事業実施に係る経費の補助 補助対象：車両購入費、保険料、燃料費等 補助率：対象経費の1/2以内 補助上限：初期経費については1,500千円、運営経費 については500千円	H26	H28
337	生野区役所 市民協働課	地域振興活動補助 金	連合振興町会等	0	1,180,000	16,669,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織さ れ市内全域を網羅した住民自治組織である区地域振 興会の活動に対し、補助金を交付することにより地 域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活 動や安全安心なまちづくりに関する活動にかかる経 費を補助する	H24	H25
338	生野区役所 市民協働課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協議 会、地域ネット ワーク委員会	0	458,000	8,702,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざ し、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会 の活動に対し、補助金を交付することにより地域住 民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営 に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が 行う地域福祉に関する活動にかかる経費を補助する	H24	H25
339	旭区役所 総務課	バス運行事業補助 金	乗合バス運行事業 者	9,000,000	0	0	0	区内において、交通が不便となる地域の交通アクセ スをカバーするとともに、現状のバスの利用者の大 半を占める高齢者が利用しやすい車両を使用した乗 合バスの運行を行う事業者の参入意欲を促進するた め、補助金を交付する。	区内において、乗合バスの運行を行う事業者を公募 し、その参入意欲を促進するため、運行に必要な経 費の一部を補助する。	H26	H27
340	旭区役所 市民協働課	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	15,197,000	23,758,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対 する補助(具体的な活動内容については同協議会の選 択に委ねる) 補助率：地域活動協議会が実施する活動全体に対 し、無報酬労力をみなして金員換算(物件費の 50%)し、これを補助対象経費に加算し、補助率 50%を乗じた金額を交付する。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費) への補助 補助限度額：(1)の額の25%の額 ただし50万円に満 たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万 円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50% に相当する額)	H25	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
341	旭区役所 市民協働課	地域振興活動補助 金	連合振興町会等	0	0	10,481,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域コミュニティ作りと安全安心なまちづくりのために必要な経費に対して補助金を交付する	H24	H24
342	旭区役所 市民協働課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協 議会、地域ネット ワーク委員会	0	0	4,580,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域ネットワーク委員会及び地域社会福祉協議会の活動に対し、事業費補助をすることにより地域住民の福祉の増進を図る	地域ネットワーク委員会及び地域社会福祉協議会が行う、要援護者への見守り及び相談援助活動、生きがいづくり及び健康づくり活動に必要な経費を助成するため補助金を交付する	H24	H24
343	旭区役所 市民協働課	青色防犯パトロー ル活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	0	0	76,000	0	本補助事業は、街頭犯罪発生件数のワースト1を返上することを目的としているため、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて事業を実施する必要がある。また、地域における市民等の自主的な活動を継続的に事業展開する必要がある	地域住民による自主的な地域防犯の取組み・活動を支援し、犯罪発生を抑止と、防犯意識を高めるための啓発によって、安全なまちづくりの推進に資するため、補助金を交付する	H24	H24
344	城東区役所 市民協働課	自律的な地域運営 を支援するための 活動補助金	地域活動協議会	2,700,000	4,200,000	900,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2（マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入） (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H26
345	城東区役所 市民協働課	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	39,096,000	38,443,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：地域活動協議会が実施する活動全体に対し、無報酬労力をみなして員員換算(物件費の50%)し、これを補助対象経費に加算し、補助率50%を乗じた金額を交付する。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
346	城東区役所 市民協働課	地域振興活動補助 金	連合振興町会等	0	764,000	23,340,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H25
347	城東区役所 市民協働課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協 議会、地域ネット ワーク委員会	0	226,000	7,235,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H25
348	城東区役所 市民協働課	青色防犯パトロー ル活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	0	80,000	744,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H25
349	城東区役所 保健福祉課	こどもシェルター 設置事業補助金	社会福祉法人等	3,000,000	3,000,000	0	0	虐待などで居場所のない、十代後半の公的な制度の適用を受けないこどもや、集団生活になじまない処遇困難児童を一時的に避難させ、法的な支援も含めた自立に向けた支援を目的とする	主に15歳から20歳未満の児童等を対象とし、その処遇に必要な生活支援事業費・相談支援事業費用の1/2を補助する。年間の補助額は300万円を上限とする	H25	H27
350	城東区役所 保健福祉課	地域高齢者活動拠 点(老人憩の家)提 供事業助成	老人憩の家運営委 員会	0	580,000	0	0	高齢者の心身の健康の増進を図ること等を目的に、地域の高齢者が健康づくりや仲間作り、ボランティア活動などを通じて生きがいを持って元気で自立した生活を送るため、高齢者自らが行う自主活動の場を提供し、その施設運営を支援する	老人憩の家管理運営団体に対し、290千円を上限として老人憩の家管理運営経費のうち補助対象経費の1/2を補助する	H25	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
351	鶴見区役所 地域活動支援課	自律的な地域運営 を支援するための 活動補助金	地域活動協議会	2,300,000	3,200,000	1,000,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動 団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みで ある地域活動協議会を形成した地域が、今後これま で以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い 手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的 に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創 意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事 業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組 みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、 新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施す るための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセン ティブ制度を導入) (2)地域活動協議会による法人格の取得にかかる事業 補助期間：1ヵ年(法人格の取得にかかる1回限 り) 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H28
352	鶴見区役所 地域活動支援課	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	30,999,000	33,152,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対 する補助(具体的な活動内容については同協議会の選 択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2。ただし公益性が相当高い地 域活動に限り3/4 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費) への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%。50万円に満た ない場合は50万円として算定	H25	H27
353	鶴見区役所 地域活動支援課	地域振興活動補助 金	連合振興町会等	0	0	15,368,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織さ れた区内全域を網羅した住民自治組織である区地域 振興会等の活動に対し、補助金を交付することによ り地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会等が行うコミュニティづくりに関する 活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対し て、予算の範囲内で補助する	H24	H24
354	鶴見区役所 地域活動支援課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協議 会、地域ネット ワーク委員会	0	0	5,496,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざ し、地域社会福祉協議会・地域ネットワーク委員会 の活動に対し、補助金を交付することにより地域住 民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営 に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が 行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内 で補助する	H24	H24
355	鶴見区役所 地域活動支援課	青色防犯パトロー ル活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	0	0	1,920,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを 実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な 経費の補助を行い、地域における自主防犯活動の促 進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン 代等)に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
356	鶴見区役所 地域活動支援課	子どもの安全見守 り防犯カメラ設置 補助金	通学路・公園等の 安全確保のため防 犯カメラを設置す る町会等	0	3,000,000	0	0	通学路・公園等への防犯カメラの設置経費の補助を 行うことで、犯罪抑止に効果的である防犯カメラの 設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る	通学路・公園等に設置された防犯カメラの設置経費 を補助する 補助率：3/4	H25	H25
357	阿倍野区役所 企画調整課	自律的な地域運営 を支援するための 活動補助金	地域活動協議会	1,100,000	2,100,000	200,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動 団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みで ある地域活動協議会を形成した地域が、今後これま で以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い 手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的 に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創 意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事 業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組 みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、 新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施す るための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセン ティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支 援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H26
358	阿倍野区役所 企画調整課	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	21,900,000	19,122,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対 する補助(具体的な活動内容については同協議会の選 択に委ねる) 補助率：活動経費にみなし人件費(活動経費の1/2) を加算した額の1/2 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費) への補助 補助限度額：500千円(ただし、活動補助金の交付額 が1,000千円未満の場合は、その1/2以内の額)	H25	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証 年度
359	阿倍野区役所 企画調整課	地域振興活動補助 金	連合振興町会等	0	697,000	12,570,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H25
360	阿倍野区役所 企画調整課	青色防犯パトロー ル活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	0	0	160,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H24
361	阿倍野区役所 保健福祉課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協議 会、地域ネット ワーク委員会	0	229,000	4,580,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地区社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地区社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H25
362	住之江区役所 政策推進室	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	37,197,000	51,404,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：地域活動協議会が実施する活動全体に対し、無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)し、これを補助対象経費に加算し、補助率50%を乗じた金額を交付する。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
363	住之江区役所 政策推進室	福祉有償運送支援 事業補助金	福祉有償運送を新 たに実施する団体 等	3,000,000	4,000,000	0	0	通院等の外出に支援を要する高齢者・障がい者の移動手段を確保するため	補助対象：事業立ち上げにかかる車両購入費・運転手講習会受講経費・運行管理責任者講習受講経費・車検にかかる経費・点検にかかる経費・修繕費・任意保険料・駐車場賃借料 補助限度額：2,000千円 補助率：1/2	H25	H26
364	住之江区役所 政策推進室	地域振興活動補助 金	連合振興町会等	0	0	7,650,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、セーフティネットを維持・再構築する取り組みを継続させ、市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域のコミュニティづくりに関する活動(夏祭り、運動会など)に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
365	住之江区役所 政策推進室	青色防犯パトロー ル活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	0	0	1,280,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動を実施している団体に対し、活動に要する経費の一部を補助する	H24	H24
366	住之江区役所 政策推進室	NPO等による車 両運行への支援事 業補助金	車両運行を新た に実施する団体等	0	2,000,000	0	0	高齢者・障がい者向けの地域における移動手段を確保するため	補助対象：事業立ち上げにかかる車両購入費 補助限度額：2,000千円 補助率：1/2	H25	H25
367	住之江区役所 政策推進室	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協議 会、地域ネット ワーク委員会	0	0	6,412,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉活動の一部について補助する	H24	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
368	住吉区役所 地域課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	40,284,000	30,373,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：地域活動協議会が実施する活動全体に対し、無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)し、これを補助対象経費に加算し、補助率50%を乗じた金額を交付する。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
369	住吉区役所 地域課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	0	9,929,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して補助する	H24	H24
370	住吉区役所 地域課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	0	5,496,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を支出することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	区地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
371	住吉区役所 地域課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	0	222,000	0	街頭犯罪発生件数を抑制するため、区役所、地域の連携強化を図り、青色防犯パトロール活動の推進を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
372	住吉区役所 地域課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	0	3,100,000	1,000,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上で各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2(マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H25
373	住吉区役所 保健福祉課	地域ふれあい活動補助金	地域ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人等	0	2,500,000	0	0	高齢者・児童や障がい者等を支援する地域ボランティア団体、グループ、市民活動団体、NPO法人等の育成を支援することを目的とする	高齢者・児童や障がい者等を支援する地域ボランティア団体、グループ、市民活動団体、NPO法人等が行う公益性のある地域福祉活動に対して事業費の2分の1を上限に補助を行う	H25	H25
374	東住吉区役所 未来戦略課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	34,222,000	33,574,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2+みなし人件費(活動経費の1/2×1/2) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の3/4の25% ※50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H27
375	東住吉区役所 未来戦略課	コミュニティケア活動補助金	区民が構成する地域福祉活動を行う団体等	11,000,000	14,000,000	0	0	真に支援が必要な高齢者・障がい者等の社会的に援護を要する者及びそれを支える家族等に対する区民の自主的な地域福祉活動を側面支援することにより、住民の福祉マインドを醸成し、市政改革プランの基本方針でもある「市民による自律的な地域運営」を実現する	区民によって構成される団体や組織等が行う地域福祉活動に対して、1事業あたり50万円を上限として予算の範囲内で補助する	H25	H27
376	東住吉区役所 未来戦略課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	0	15,752,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
377	東住吉区役所 未来戦略課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協 議会、地域ネット ワーク委員会	0	0	6,412,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	区地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
378	東住吉区役所 未来戦略課	青色防犯パトロー ル活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	0	0	3,640,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
379	平野区役所 まちづくり協働課	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	52,100,000	55,228,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費+みなし人件費加算(物件費の50%)の1/2 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動費補助額の25%(ただし、活動費補助額100万～200万の場合は50万定額・100万未満は50%)	H25	H27
380	平野区役所 まちづくり協働課	地域振興活動補助 金	連合振興町会等	0	0	19,776,000	0	コミュニティづくりや、安全・安心なまちづくり活動等を進める各連合振興町会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対して、補助金を交付する	平野区地域振興会が行う地域コミュニティづくりに関する活動、安全・安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
381	平野区役所 まちづくり協働課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協 議会、地域ネット ワーク委員会	0	0	10,076,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会及び地域活動協議会等の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを旨とする	地域ネットワーク委員会が行う援助を要する住民のニーズの発見や健康づくり、生きがいづくりなどの事業や地域社会福祉協議会が行う地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い推進体制の整備事業などの経費に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
382	平野区役所 まちづくり協働課	青色防犯パトロー ル活動補助金	青色防犯パトロー ルを実施する団体	0	0	4,674,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)一部補助	H24	H24
383	平野区役所 まちづくり協働課	自律的な地域運営 を支援するための 活動補助金	地域活動協議会	0	0	600,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入)	H24	H24
384	西成区役所 市民協働課	地域活動協議会補 助金	地域活動協議会	50,084,000	29,448,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動費補助対象経費に1/2のみなし人件費を加算した額の1/2。 (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動費補助金の25%(50万円に満たない場合は50万円。活動費補助金が100万円未満の場合は50%)	H25	H27
385	西成区役所 市民協働課	地域振興活動補助 金	連合振興町会等	0	0	16,678,000	0	地域が主体的に行なう地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を目的とする	地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し補助金を交付する	H24	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度当初	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
386	西成区役所 市民協働課	地域福祉活動補助 金	地域社会福祉協 議会、地域ネット ワーク委員会	0	0	7,328,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を助成することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会は、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合い活動、住民のニーズに適切なサービスを結びつけていく支援活動等を地域の実情に応じ展開しており、これらの非収益活動の補助を行う	H24	H24
387	西成区役所 市民協働課	青色防犯パト ロール活動補助 金	青色防犯パト ロールを実施する団体	0	0	776,000	0	地域住民が自主的に行う青バト活動は、犯罪抑止及び防犯啓発・防犯意識の向上に大きな効果が見込まれることから、この青バト活動の支援を行うことにより、防犯活動のさらなる広がり、活動の定着を図る	青色防犯パトロール活動を実施する団体に対し、活動に要する経費の補助を行う	H24	H24
388	西成区役所 市民協働課	児童遊園整備費補 助金	児童遊園等を維持 することを目的 に、地域住民で自 主的に組織された 団体等	0	750,000	0	0	児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新又は増設に対して補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	1年につき150千円を上限とする	H25	H25
389	西成区役所 市民協働課	児童遊園活動費補 助金	児童遊園等を維持 することを目的 に、地域住民で自 主的に組織された 団体等	0	200,000	0	0	児童遊園等を管理する地域の団体等に対して、活動費を補助することで児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	児童遊園等の維持管理するための活動にかかる経費を補助対象とし、2分の1以内かつ上限を2万円とする	H25	H25
390	西成区役所 保健福祉課	「つくろう・あそ ぼう・つなが ろう」～だれもが集 える公園づくり～ 地域と子どものふ れあい事業助成	区内で子育て支援 を行う団体等	500,000	500,000	0	0	区内に住むすべての子どもを中心に、子育て世代や高齢者、障がい者を含む地域住民の参加による、「遊び」をテーマにした区内の公園等を活用する事業の開催に必要な経費の一部を補助することにより、地域と子どもがふれあう環境づくりを進める 公園などの誰もが集いやすい社会資源を活用し世代を越えた人々が集まり、子どもと子ども、子どもと大人が遊びを通じてふれあうことにより、子どもたちのコミュニケーション能力を高め、お互いを思いやる心やともに生きる人権意識を学び育むことを目的とする。また、乳幼児をもつ子育て世代が感じている、子育ての不安や疑問を解消する情報交換の場とともに、社会や地域からの孤立を防ぐ	次の対象事業を補助する ・区または地区の社会福祉協議会、地域振興会、民生委員協議会を中心とする団体で、子どもを対象に公園などで実施するイベント ・区内で子育て支援をおこなう団体が主催で、社会福祉施設やNPO団体、社会福祉協議会、行政などが参画するイベント	H25	H26
391	西成区役所 保健福祉課	地域高齢者活動拠 点(老人憩の家)提 供事業助成	老人憩の家運営委 員会	0	5,495,000	0	0	地域の高齢者が健康づくりや仲間づくり、ボランティア活動などを通じて生きがいを持って元気で自立した生活を送るため、高齢者自らが行う自主活動の場を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ること等を目的とする。また、今後は使用者を高齢者に限定せず地域住民が利用しやすくなるよう、名称変更等行い使用者の範囲拡大を行う	老人憩の家を管理運営するために必要な経費(光熱費・管理人報酬等)の50%かつ上限月額289,200円の範囲内で補助する	H25	H25
392	西成区役所 保健福祉課	高齢者食事サー ビス事業補助金	地域社会福祉協 議会	0	8,487,000	0	0	在宅のひとり暮らしの高齢者やねたきりの高齢者を対象に、ボランティアが地域施設での会食等の世話をすることにより、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図り、また、地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的とする	ひとり暮らし、ねたきり高齢者等に対して、地域のボランティアが配食又は地域の集会所などで会食を行う事業費等に対して助成する	H25	H25
その他(24年度～26年度に支出対象がないなどにより、予算計上を行っていないもの)				0	145,552,000	39,074,000	2,286,686,000				
合計				30,757,322,000	51,796,480,000	52,548,621,000	64,445,625,000				

※26年度予算がないものについては、事業が廃止となったもの。

(市街地再開発事業会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度算定	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年 度
1	都市整備局 企画部 阿倍野再開発課	市街地再開発事業 補助	特定建築者	0	0	924,432,000	1,517,839,000	大阪市内において市街地再開発事業をする者に対し、これに要する費用を補助することにより、計画的な街づくりを促進し、あわせて都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする	D4-1棟等の建設に要する費用について、補助対象（国庫補助対象として要領又は要綱により国が認めた内容のもの）のうち、特定建築者が取得する部分に係る費用については2/3以内、それ以外の部分に係る費用については3/3以内を補助金として交付する	H18	H24
政令等特別会計合計				0	0	924,432,000	1,517,839,000				

(中央卸売市場事業会計)

(単位:円)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度算定	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 終 期 開 始 年 度 は 次 回 検 証 年
1	中央卸売市場 本場	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟入居促進事業補助金	新規に本市中央卸売市場本場外から業務管理棟へ入居する者	0	0	0	442,000	本市中央卸売市場本場の活性化と市場機能の充実を図るため、業務管理棟への入居に際して入居移転関連費の一部を補助金として交付することについて必要な事項を定め、もって入居促進の一助とすることを目的とする	本場業務管理棟への入居促進の一助とするため、移転費用のうち入居先の面積に対し4,000円/㎡を限度に補助する。なお、実際に支出した移転費用を超えないこととする	H18 H23
2	中央卸売市場 東部市場	大阪市中央卸売市場記念事業補助金	記念事業委員会	6,000,000	0	0	0	市場のPRや生鮮食料品の消費の喚起を促すなど市場の活性化を図ることを目的とする。	平成26年11月に東部市場開設50周年を迎えることから、記念事業として市場まつり等を開催し、より多くの来場者を集客し、市場PRや生鮮食料品の消費喚起を促すため、事業費の一部を補助する。	H26 H26

(港営事業会計)

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度算定	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 終 期 開 始 年 度 は 次 回 検 証 年
1	港湾局 営業推進室 販売促進担当	咲洲コスモスクエア地区立地促進助成	咲洲コスモスクエア地区内の市有地を購入し、本市の定める特定産業分野に関する研究開発施設等、若しくはそれを支援する生活利便施設を整備する事業者	0	0	0	542,099,000	咲洲コスモスクエア地区における研究開発拠点の形成を促進し、もって大阪経済の活性化と都市再生に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象地域：咲洲コスモスクエア地区 ・助成対象事業者：特定産業分野に関する研究開発施設等を整備する事業者 ・助成要件：3,000㎡以上（研究開発施設、海外公的機関は1,000㎡以上）の市有地を新たに購入すること、常用雇用者数5名以上（研究開発施設の場合は研究に従事する者が10名以上）、売買契約から3年以内に事業開始、同地で10年以上事業継続すること 等 ・助成対象経費：用地取得費 ・助成金額：助成対象経費の30%以内（10億円を限度） ※補助終了	H16 H23

(下水道事業会計)

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	26年度算定	25年度当初	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 終 期 開 始 年 度 は 次 回 検 証 年
1	建設局総務部 経理課	水洗便所設備費助成	水洗便所に改造する申請者	0	0	0	750,000	処理区域内の汲取便所又は浄化槽による便所の水洗便所への改造の促進のため	汲取り便所1戸につき100,000円、浄化槽便所1戸につき80,000円で、所得制限あり なお別途、非課税世帯やひとり親世帯、障害者世帯等への特別助成（50,000円～150,000円以内）、排水設備設置困難世帯への特別助成（1,000,000円以内で工事費の4/5、汲取り改造のみ）あり ※24年度以降の新規受付は廃止	S33 H23
2	建設局管理部 事業所担当	雨水貯留タンク普及促進助成	市内に雨水貯留タンクを設置する申請者	1,800,000	1,800,000	3,000,000	3,000,000	総合的な浸水対策の一環として、雨水の流出抑制及び雨水の利用を目的とした雨水貯留タンクを設置する市民に対し助成金を交付する	市内の住宅等に設置される市販の雨水貯留タンク1基につき3万円を上限として、購入費の1/2を助成する	H18 H27

準公営企業会計合計	7,800,000	1,800,000	3,000,000	546,291,000
-----------	-----------	-----------	-----------	-------------

合計	30,765,122,000	51,798,280,000	53,476,053,000	66,509,755,000
----	----------------	----------------	----------------	----------------

2. 新規補助金概要シート

問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(1) 補助内容

番 号	28	所 管	市民局市民部総務課		
名 称	塚本地域集会施設設置補助金				
交付先	塚本福祉会館運営委員会				
交付目的	本市が所有するもと職員寮の解体撤去作業の支障となるため、解体をよぎなくされた地域集会施設について、今後も当該地域におけるコミュニティ活動の拠点は必要なことから移転先で建て替えるために要する経費の一部を補助する。				
事業の概要	地域集会施設の移転に伴う建替整備に要する経費の一部を補助する。 限度額1,950万円(1回限り)				
26算定額及び積算	26年度算定額 19,500千円				
事業開始年度	平成26年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	100%(上限1,950万円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
終 期	平成26年度(単年度事業)				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	地域集会施設はコミュニティ活動の拠点となるものであり、解体撤去後も地域が施設を確保できるための補助を行うことは公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は建物の取得に限定している。また、金額は建築費の動向等からも妥当である。補助率は、既存の補助金(地域集会所設置補助金)と同様に設定しており、交付先が営利を目的としていないという点で妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	地域レベルの施設の建設は、原則として地域により自主的に行うべきものであり、補助を行うことで移転整備が確実かつ円滑な実施を可能とし、コミュニティ活動が継続して実施されることが期待される。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	当該補助金の交付先は、本市の施策等により移転をよぎなくされた施設となる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	移転後の地域集会施設の利用状況
--------	-----------------

(1) 補助内容

番 号	47	所 管	都市計画局計画部交通政策課		
名 称	バスネットワーク維持改善補助				
交付先	補助対象路線を運行するバス事業者				
交付目的	市域内の公共交通ネットワークに欠かせない市域内バス路線のうち、事業者による相応の経営努力をもってしてもその維持が困難な路線を対象に、その運行の維持に必要な経費の一部を補助することにより、市域内の公共交通ネットワークの安定的かつ継続的な維持及び充実を図り、良好な生活環境及び活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立に寄与することを目的とする。				
事業の概要	相当の経営努力をもってしても採算性の確保が困難であるが、市域内の公共交通ネットワークの形成に欠かせない路線であって、一定の需要があるなどの認定要件を満たす乗合バス路線(地域サービス系路線)の運行に対して、京阪神ブロック民営標準原価を基に算定した経常経費(一部、事業者の経費を含む。)の総額から、経常収益の総額を差し引いた収支差の全額を補助する。				
26算定額及び積算	経常収益見込(A) 1,241,384千円 経常経費見込(B) 1,917,839千円 補助金額(収支差:(B)-(A)) 676,455千円				
事業開始年度	平成26年度		交付方法	概算払(分割)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称	-				
補助率	財源の有無	収支差100%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	次回検証年度:平成26年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	採算性の確保が困難な地域サービス系路線を維持し、市民生活を支える公共交通ネットワークを確保する必要があり、公益性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	バス路線の運行については、参入・退出がバス事業者の裁量に委ねられること、少子高齢化の進展により乗車人員の減少傾向が続くことなどにより、事業者の努力による赤字路線の維持には限界があり、確実に地域サービス系路線の維持確保という事業目的を達成するためには収支差の全額補助が欠かせないことから、補助率は100%としている。そのため、経費の算定においては燃料費等を除き民営平均原価を採用し、収益の算定においても一定の需要を達成するように基準を設けることなどにより、対象経費や金額の妥当性を確保している。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	事業者のノウハウを活かした路線の運行維持が期待できることから、補助によることが施策目的の実現に最適である。補助効果については、路線の維持、効率化、利便性向上などに関する調書に基づき、外部有識者の意見・評価を取り入れた検証を行う。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象路線を運行する事業者であれば申請が可能であり、客観的な認定要件を満たせばどの事業者も交付先となり得ることから、公平性は認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	路線の維持、効率化、利便性向上などに関して、外部有識者の意見・評価を取り入れ、効果を検証する。
--------	---

(1) 補助内容

番号	58	所管	福祉局総務部総務課		
名称	第57回大都市社会福祉施設協議会(大阪市大会)補助金				
交付先	大阪市社会事業施設協議会				
交付目的	事業の実施により、社会福祉法人・施設としてのあり方や課題について検討を行う種目別研究会や、社会福祉に係る講演会等が行われ、その結果を各施設にフィードバックすることで、社会福祉施設全体の充実や質の向上に寄与する。				
事業の概要	政令指定都市が持ち回りで開催する大都市社会福祉施設協議会(全国政令指定都市の社会福祉施設関係者、社会福祉協議会、行政関係者が一同に会し、大都市の社会福祉施設のあり方や課題等について研究・討議)に要する経費のうち会場使用料及び会場設営経費について開催都市として補助				
26算定額及び積算	対象経費:会場使用料及び会場設営経費 積算:補助基本額2,000千円×1/2=1,000千円				
事業開始年度	平成26年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50%(上限1,000千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他(基金) <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(イベント、大会等事業)				
終期	平成26年度(政令指定都市持ち回りで開催のため単年度補助)				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	公益性のある事業を行う社会福祉法人が運営する社会福祉施設関係者が一同に会し、大都市の社会福祉施設のあり方や課題等について研究・討議を重ねることで、施設サービスの向上及び社会福祉事業の充実と向上に寄与する。本事業は全国の政令指定都市持ち回りで開催されるため、平成26年度単年の補助である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は事業実施に最低限必要である会場使用料及び会場設営経費に限定しており、補助率についてもガイドラインに則した2分の1としていることから妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	全国規模での開催であり、本事業での研究・討議は社会福祉サービスの向上、社会福祉施設の充実に効果がある。単年度実施であり、事業実施主体が限定されるため補助による支出が適当である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	大阪市社会事業施設協議会は、市内の社会福祉施設である児童福祉施設、保育所、老人福祉施設、生活保護施設、障がい児・者施設が加盟する唯一の団体であり、同協議会が行う本事業は、広く社会福祉施設全体の充実や質の向上につながる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	当該大会が社会福祉施設の充実や質の向上に寄与したかどうかについて、大阪市内にある大会参加者の属する施設にアンケート調査を行うことにより、効果の達成度をはかる。 (「社会福祉施設の充実、質の向上につながる内容であった」との回答する施設数の割合。)
--------	---

(1) 補助内容

番号	76	所管	福祉局障がい者施策部障がい福祉課		
名称	鉄道駅舎エレベーター等設置補助金				
交付先	民間鉄道事業者				
交付目的	鉄道事業者が障がい者や高齢者等の交通機関の利用環境を改善するために行うエレベーター等の整備に対して補助を行い、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化並びに、ひとにやさしいまちづくりの促進を図ることを目的とする。				
事業の概要	鉄道事業者が本市区域内の1日利用者3,000人以上の既存鉄道駅舎において障がい者や高齢者等の交通機関の利用環境を改善するために行うエレベーター等の設置に対して、当該設置関連経費の3分の1(上限26,000千円/基、2基分まで)を補助する。				
26算定額及び積算	補助対象経費:エレベーター等設置に関する土木工事、建物(外溝)工事、電気設備工事、機械本体費・据付工事、関連付帯工事、設計・監理費に係る経費 積算:26,000千円×2基×50%(26年度出来高見込)=26,000千円				
事業開始年度	平成26年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	1/3(上限26,000千円/基)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input checked="" type="checkbox"/>	1/3	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
終期	平成28年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	鉄道事業者等が障がい者や高齢者等の交通機関の利用環境を改善するために行うエレベーター等の整備に対して補助を行い、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化並びに、ひとにやさしいまちづくりの促進を図る必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費はエレベーター等設置経費並びにこれと密接に関連する支障移転やサイン設置工事等公共通路から各ホームまで段差解消された1ルートを確保するため必要なものと明確であり、26,000千円という補助限度額及び3分の1の補助率についてもガイドラインに則し、適している。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	「ひとにやさしいまちづくり」推進の誘導策として有効である。(H3～H23まで実施していた補助制度により、103駅においてエレベーター等の設置補助を行っている。)
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	民間鉄道事業者等から募集している。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	鉄道事業者等駅舎のうち、バリアフリー法の基本方針対象駅舎におけるエレベーター等設置による段差解消済駅舎の数
--------	---

(1) 補助内容

番 号	151	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課			
名 称	小規模保育施設改修補助金					
交付先	小規模保育事業実施事業者					
交付目的	安心こども基金を活用し、賃貸物件で小規模保育施設を新規開設、又は保育ママ(10人定員)から小規模保育事業へ移行する際に施設改修費を補助し、施設運営に係る事業者負担を減少させることで、新規開設及び移行を促進する。					
事業の概要	賃貸物件を活用し小規模保育施設を開設する際の施設改修費及び必要な調理設備、トイレ、沐浴設備等を設置する費用を1,000万円を限度に補助する。					
26算定額及び積算	@10,000千円×3/4×82カ所=615,000千円					
事業開始年度	平成26年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	3/4(府2/4) (上限10,000千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/> (安心こども基金)	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)					
終 期	平成28年度					
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	増大かつ、多様化する保育ニーズに対応するため、小規模保育事業を推進し入所枠を拡大し待機児童解消を図っていくことから、その公益性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	施設開設に際し、設備基準等を満たすために必要な最低限の改修経費を基準額として設定し、補助率は府基準の補助率を用いており妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	施設整備費を補助することで開設に係る事業者負担を減少させ、小規模保育施設開設の促進を図れることから有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	小規模保育施設を開設する事業者を公募により選定し、選定された事業者に対して補助金を交付する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	待機児童数
--------	-------

(1) 補助内容

番 号	152	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課			
名 称	小規模保育施設賃料補助金					
交付先	小規模保育事業実施事業者					
交付目的	安心こども基金を活用し、小規模保育施設を新設するにあたり、新たな賃貸借契約を締結して事業を開始する場合に限り、事業開始月からの賃料を補助し、施設運営に係る事業者負担を減少させることで、小規模保育施設の新規開設を促進する。					
事業の概要	賃貸物件を新たに契約し小規模保育施設を開設する場合に限り、平成26年度末までの月額賃料を18万円/月(補助率3/4)を上限に補助する。					
26算定額及び積算	@240千円×3/4×6ヶ月×38カ所=41,040千円					
事業開始年度	平成26年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	3/4(府2/4) (上限180千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/> <small>(安心こども基金)</small>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)					
終 期	平成28年度					
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	増大かつ、多様化する保育ニーズに対応するため、小規模保育事業を推進し入所枠を拡大し待機児童解消を図っていくことから、その公益性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	現行制度である保育ママ事業賃料加算額をベースに補助額を設定し、補助率は府基準の補助率を用いており妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	賃借料を補助することで施設運営に係る事業者負担を減少させ、小規模保育施設開設の促進を図れることから有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	小規模保育施設を開設する事業者を公募により選定し、選定された事業者に対して補助金を交付する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	待機児童数
--------	-------

(1) 補助内容

番号	159	所管	環境局環境施策部環境施策課		
名称	民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金				
交付先	避難所等に指定されている施設または防災に関する協定を締結している防災拠点施設を所有又は管理する民間事業者				
交付目的	太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーは、原子力発電所や火力発電所の代替となるためには、依然として、発電出力が大幅に不足している状況である。「災害に強く、低炭素な地域づくり」のため、民間の避難所や防災拠点における、災害時等の非常時に必要なエネルギーの確保及び再生可能エネルギー等の普及拡大を目的とする。				
事業の概要	事業者が防災拠点施設等に指定されている施設に対して、太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた自立電源を設置するための費用について、平成25年度から平成27年度までの間、予算の範囲内において事業費の1/3を補助する(上限700万円)。				
25・26算定額及び積算	《25年度補正予算》6,624千円×5か所＝33,120千円 《26年度当初予算》6,624千円×23か所＝152,352千円				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	1/3(国1/3) 上限700万円	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
終期	平成27年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	民間の避難所や防災拠点における、災害時等の非常時に必要なエネルギーの確保が図られ、「災害に強く低炭素なまちづくり」の促進につながるため必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助率を設置費用の1/3としており、ガイドラインが定める補助率を下回っていることから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	設置費用が高額であることが課題であり、設置費の一部補助による経済的インセンティブの付与が最も有効である。また民間施設への自立・分散型の地域エネルギーシステムの導入を通して、災害に強く、低炭素な地域づくりを促進できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	市内事業者を対象としており、外部委員からなる評価委員会を活用して交付先を決定することとしていることから、公平性は確保されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	(1) 導入した再生可能エネルギー等による発電量 (2) 防災拠点における再生可能エネルギーの普及率 (3) 二酸化炭素削減効果
--------	--

(1) 補助内容

番号	176	所管	都市整備局企画部住宅政策課			
名称	耐震診断義務化建築物耐震診断費補助					
交付先	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者					
交付目的	平成25年11月25日に改正・施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を踏まえ、市民の安全・安心の確保を図るため、耐震診断義務化の対象となる民間建築物のうち、避難上配慮を要する学校、福祉施設、病院等及び周辺住民等に被害を与える可能性がある危険物の貯蔵場等について耐震診断費用の一部補助を行い、耐震診断の促進を図る。					
事業の概要	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者に対し、耐震診断費用の一部(限度額あり)を補助する。 ・補助対象: 要緊急安全確認大規模建築物のうち、学校、病院、福祉施設、危険物の貯蔵場等 ・補助率: 2/3以内 ・限度額: 学校、病院、福祉施設等⇒650万円 危険物の貯蔵場等⇒325万円					
26算定額及び積算	・学校、病院、福祉施設等: 対象建築物への補助額 1,458千円/棟 ~ 6,500千円/棟 平成26年度実施44棟分合計=180,702千円 ・危険物の貯蔵場等: 対象建築物への補助額 3,250千円/棟 平成26年度実施40棟分合計=130,000千円 ⇒H26年度補助事業費合計: 180,702千円+130,000千円=310,702千円					
事業開始年度	平成26年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input checked="" type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称	建築物の耐震改修の促進に関する法律					
補助率	財源の有無	2/3(国1/3、府1/6) 上限650万円・325万円	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input checked="" type="checkbox"/>	(1/6~1/3)	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体等					
性質別分類	事業費補助(その他)					
終期	平成27年度					
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	東南海・南海地震や上町断層帯地震等の発生が危惧されるなか、昨年5月に公表された「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」では、人的・物的両面にわたって被害の絶対量を減らすという観点から事前防災の取組みが極めて重要であるとの指摘があり、建築物の耐震化はこれまで以上に喫緊の課題となっている。 また、耐震診断義務化の法改正にあたり、衆参両院の附帯決議及び国土交通省通知により、地方に対して補助制度の創設等が強く求められている。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	国が定める基準に準拠したもの等としており、また、市負担分の割合は1/2を下回っているため、補助対象金額・補助率は妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	耐震診断義務化建築物の耐震化を促進するためには、建物所有者の経済的負担を軽減することが不可欠となっており、施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付の対象となる耐震診断義務化建築物については、対象要件等の明確な基準を設けており、適正かつ公平に交付先を決定する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	平成27年末における要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果報告率により効果を測定
--------	---

(1) 補助内容

番 号	218	所 管	北区役所住民自治課			
名 称	防犯カメラ設置補助金					
交付先	地域の安全確保のため防犯カメラを設置する町会等					
交付目的	地域への防犯カメラ設置経費の補助を行うことで、犯罪抑止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る。					
事業の概要	対象者: 地域の安全確保のため防犯カメラを設置する町会等 補助対象: 防犯カメラの設置に要する費用 補助率: 50% 上限額: 1台110,000円					
26算定額及び積算	@220,000円 × 1/2 × 16台 = 1,760,000円					
事業開始年度	平成26年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	50%(上限110,000円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業費補助(その他)					
終 期	平成28年度					
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	当該事業を実施することにより、地域住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、街頭犯罪発生件数の減少につながる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は防犯カメラ設置にかかる経費のみとし、補助率も1/2としており妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	当該事業を実施することにより、地域住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、街頭犯罪発生件数の減少が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募を行うので、交付先は公平かつ適正に決定されることとなる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	地域住民へのアンケート: 防犯カメラの設置により犯罪抑止に繋がっていると答えた人の割合 目標80%
--------	---

(1) 補助内容

番号	283	所管	西淀川区役所まちづくり推進課		
名称	子どもの安全見守り防犯カメラ設置補助				
交付先	地域活動協議会、大阪市PTA協議会を構成する団体等				
交付目的	多発傾向にある子どもの性犯罪被害を防止するため、通学路・公園等の安全確保を目的とした防犯カメラの設置補助を行う。				
事業の概要	防犯カメラの設置にかかる経費の一部補助				
26算定額及び積算	@200,000円×3/4×4台=600,000円				
事業開始年度	平成26年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	75%(上限150千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終期	平成28年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	当該事業を実施することにより、地域住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、街頭犯罪発生件数の抑止・減少につながる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は、防犯カメラの設置費のみであり、区内で急増している子ども犯罪被害に対し、緊急的な措置として通常1/2の補助率を3/4とすることで、地域に早期設置を促し、犯罪被害の減少を目指す。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	当該事業を実施することにより、地域住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、街頭犯罪発生件数の減少が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象条件を示したうえで公募により実施することから、交付先は公平かつ適正に決定されることとなる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	街頭犯罪発生件数の減少 平成22年:806件→平成23年:594件→平成24年:596件→平成25年:423件(9月末)→平成26年目標:547件(前年比3%減)
--------	--

(1) 補助内容

番 号	289	所 管	淀川区役所市民協働課		
名 称	子どもの安全見守り防犯カメラ設置補助				
交付先	学校の周辺及び通学路・公園等の安全確保のために防犯カメラを設置する町会等				
交付目的	学校の周辺及び通学路・公園等への防犯カメラの設置経費の補助を行うことで、子どもの犯罪被害の防止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、子どもの犯罪発生件数の減少を図る。				
事業の概要	学校の周辺及び通学路・公園等に町会等が設置する防犯カメラの設置経費を補助する。補助率は補助対象経費の3/4とし、上限15万円を補助する。				
26算定額及び積算	@200,000円×3/4×21台=3,150,000円				
事業開始年度	平成26年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	75%(上限150千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
無	<input checked="" type="checkbox"/>				
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成28年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	当該事業を実施することにより、地域住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、犯罪発生件数の抑止・減少につながる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は防犯カメラ設置にかかる費用のみであり、区内で急増している子どもの犯罪被害に対する緊急措置として、早期設置の促進を図るインセンティブとして、補助率を3/4とする。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	当該事業を実施することにより、地域住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、犯罪発生件数の減少が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象条件を示したうえで、公募により実施することから、交付先は公平かつ適正に決定されることとなる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	区内の強制わいせつ認知件数の減少 前年比10%減。
--------	------------------------------

(1) 補助内容

番 号	298	所 管	東淀川区役所 市民協働課		
名 称	コミュニティカフェ事業補助金				
交付先	NPO・企業・地域活動団体等				
交付目的	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの知識やノウハウを学ぶ場や仕組みづくり等、地域活動の自律に向けた取組みの場を提供するコミュニティカフェに補助し、新たな市民活動を創出することを目的とする。				
事業の概要	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの知識やノウハウを学ぶ場や仕組みづくり等、地域活動の自律に向けた取組みの場を提供するコミュニティカフェの開設、運営をするにあたり、NPO・企業・地域活動団体等に対し、45万円を上限に事業費の1/2を補助する。				
26算定額及び積算	@900,000円×1/2×2件=900,000円				
事業開始年度	平成26年度	交付方法	概算払(一括)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	1/2(上限450千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成28年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	地域活動の自律にはコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスが重要となることから、経費の一部補助により、コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの促進が期待できるため、補助を行うに足る高い公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	事業実施に係る備品購入費・消耗品費・建物改装費を45万円を上限に2分の1補助する。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	NPO・企業・地域活動団体等が開設する自律に向けた取組みの場を提供するコミュニティカフェに補助することにより、区のコミュニティビジネスの促進が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により選定する

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	コミュニティカフェによる影響でコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスが3年間で10件起業する
--------	---

(1) 補助内容

番 号	310	所 管	東淀川区役所 保健福祉課		
名 称	障がい者地域交流サポート事業補助金				
交付先	東淀川区内で交流スペースを提供できる社会福祉法人・NPO等				
交付目的	障がい者が地域で設置する交流スペースを利用することにより、近隣の人たちと交流を持ちながら生活し、いつまでも地域において安心して生活できる環境を整備する。				
事業の概要	交流スペースにおける、専門相談員による日常的な相談業務、障がい者に必要な伝達手段での情報提供、地域交流スペースを拠点とした地域との交流にかかる経費に対して補助する。 補助対象：東淀川区内で交流スペースを提供できる社会福祉法人・NPOなど 補助率：50%				
26算定額及び積算	補助対象経費：人件費(常勤1名、アルバイト1名) 4,240,258円 ・ 物件費 390,000円 補助額：5,000,678円×1/2 ≒ 2,500,000円				
事業開始年度	平成26年度		交付方法	概算払(分割)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成26年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	障がい者の地域への社会参加を促進するため、障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備する必要があるため。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助率は50%としており、対象経費についても事業実施に必要な人件費等、必要最小限としている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	今後、地域において自主的に運営されるよう、初年度のみ補助事業として実施することが最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	提案型の公募により交付先を決定する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	事業の参加状況等、補助事業者から実績報告を受けるとともに、利用者に対して満足度調査を行う。
--------	---

(1) 補助内容

番 号	335	所 管	生野区役所市民協働課			
名 称	地域安全防犯カメラ設置補助金					
交付先	街頭犯罪多発地域に防犯カメラを設置する地域団体等					
交付目的	防犯カメラの設置にかかる経費を補助することで、街頭犯罪多発地域における犯罪の抑止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る。					
事業の概要	警察・地域と協議し、街頭犯罪多発地域に設置する防犯カメラの設置経費を補助する。 補助率：設置経費の1/2(上限100千円)					
26算定額及び積算	@200,000 × 1/2 × 8台 = 800,000円					
事業開始年度	平成26年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	50%(上限100千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業費補助(その他)					
終 期	平成26年度					
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	当該事業を実施することにより、地域住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、街頭犯罪発生件数の抑止・減少につながる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は、防犯カメラの設置にかかる経費のみとし、補助率も1/2とするため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	当該事業を実施することにより、地域住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進、街頭犯罪発生件数の減少が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象条件を示したうえで公募により実施することから、交付先は公平かつ適正に決定されることとなる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	前年と比較して街頭犯罪件数を10%減少させる。
--------	-------------------------

(1) 補助内容

番 号	336	所 管	生野区役所市民協働課		
名 称	地域福祉交通支援事業補助金				
交付先	地域福祉交通事業を実施する地域団体等				
交付目的	地域住民等が主体となった福祉交通の運営に対し補助金を交付することにより、地域の特性や実情、区内住民の移動手段のニーズにあった安定的な交通体系を構築し、便利で暮らしやすいまちづくりを目指す。				
事業の概要	地域福祉交通事業実施に係る経費の補助 補助対象: 車両購入費、保険料、燃料費等 補助率: 対象経費の1/2以内 補助上限: 初期経費については1,500千円、運営経費については500千円				
26算定額及び積算	26年度算定額 1,750千円 初期経費 3,000千円×1/2=1,500千円 運営経費 1,000千円×1/2(6ヵ月分)×1/2=250千円				
事業開始年度	平成26年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	50% (上限1,500千円・500千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成28年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	経費の財政的補助により、高齢者、障がい者などの移動の支援が期待されることから、補助を行うに足りる高い公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象期間を事業開始から3年間に限定し、補助率も1/2とするため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	委託や直接執行などではバス事業としての需要が見込めず採算性が困難であるため、地域団体などへ経費の財政的補助をすることにより、高齢者、障がい者などの移動の支援が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	運営事業者については公募し、選定委員により選考するため、交付先が適正に決定される。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	利用者アンケート等により事業効果を図り検証する
--------	-------------------------

(1) 補助内容

番 号	339	所 管	旭区役所総務課		
名 称	バス運行事業補助金				
交付先	乗合バス運行事業者				
交付目的	区内において、交通が不便となる地域の交通アクセスをカバーするとともに、現状のバスの利用者の大半を占める高齢者が利用しやすい車両を使用した乗合バスの運行を行う事業者の参入意欲を促進するため、補助金を交付する。				
事業の概要	区内において、乗合バスの運行を行う事業者を公募し、その参入意欲を促進するため、運行に必要な経費の一部を補助する。				
26算定額及び積算	補助対象経費：人件費、燃料費、車検、自賠責、重量税、自動車税、任意保険の合計(日額) 49,336円 49,336円×365日÷18,000,000円 補助額：18,000,000円×1/2=9,000,000円				
事業開始年度	平成26年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	50% (上限9,000千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成27年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	旭区内における交通アクセス確保のための乗合バス運行であり、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	運行に必要な経費の一部補助であり、事業者の参入意欲を促進する。補助率についてはガイドラインに基づく補助対象経費の上限1/2を適用しており妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	事業者がバス運行に当たり必要となる経費に対して補助することにより、事業者の継続的な運行を実現できることから、施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	資格要件を備えた補助事業者からの申込みを広く受け付け、公平かつ適正に決定している。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	現状(16便/日、6,000人/月)から最低限度の便数での運行(6便/日)となった際の乗車数を前提とし、1月あたり2,250人の乗車を目指す。
--------	---

(1) 補助内容

番 号	中央卸売市場 事業会計 2	所 管	中央卸売市場東部市場		
名 称	大阪市中央卸売市場記念事業補助金				
交付先	記念事業委員会				
交付目的	市場のPRや生鮮食料品の消費の喚起を促すなど市場の活性化を図ることを目的とする。				
事業の概要	平成26年11月に東部市場開設50周年を迎えることから、記念事業として市場まつり等を開催し、より多くの来場者を集客し、市場PRや生鮮食料品の消費喚起を促すため、事業費の一部を補助する。				
26算定額及び積算	補助対象経費:6,000千円(警備費、清掃費、会場借上費等) 補助額:6,000千円 (6,000千円×補助率100%)				
事業開始年度	平成26年度	交付方法	通常払		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	100%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他(使用料) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(イベント、大会等事業)				
終 期	平成26年度(単年度)				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	記念事業の目的が「市場のPRや生鮮食料品の消費の喚起を促す」など市場の活性化を目的としており必要性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は、警備費、清掃費、会場借上費といった経費に限定しており、かつ、交付に当たっては支出明細等を要求しているため妥当性が認められる。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	市場内業者で構成する記念事業委員会に補助を行うことで、より円滑かつニーズに即した事業実施が図られるため、有効性が認められる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象者が広く市場内業者で構成する記念事業委員会であるため、公平性が認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	平成24年度来場者数年間約650人に対し、記念事業の市場まつりを開催することにより、年間1,300人以上の来場者を目指すとともに、市場PRの効果測定として来場者にアンケートを行い、市場に対する認知度の向上を図る。
--------	--

3. 補助金等の見直し(施策・事業の見直し対象事業を除く)

削減効果額 (一般財源ベース)

平成24年度 ▲192百万円

平成25年度 ▲354百万円

平成26年度 ▲387百万円

団体運営補助・施設運営補助等

② 施設運営補助 23年度 11項目(うち見直し済 2項目)

(方針) 原則補助率上限1/2の徹底

ア 廃止 6項目

26年度効果額 ▲163百万円

補助金名称	効果額	時期	備考
大阪人権博物館運営費補助	▲51,323千円	H25	H24は経過措置として継続 ▲6,460千円
指定老人憩の家運営補助金	▲255千円	H24	
家庭保育・ベビーセンター助成事業補助金	▲98,639千円	H25	保育ママ(個人実施型)へ移行 H24は経過措置として継続 ▲18,626千円
民間保育所賃料等補助金	▲7,180千円	H25	事業終了に伴い廃止 H24は経過措置として継続
港湾労働者福利厚生事業補助金	▲3,000千円	H24	
シルバーボランティアセンター運営事業補助金	▲2,815千円	H26	H24～25は補助率を見直し ▲1,408

イ 補助率等の見直し 2項目

26年度効果額 ▲12百万円

補助金名称	効果額	時期	備考
障がい者職業能力開発訓練施設運営助成	▲7,464千円	H26	補助率1/2に見直し H24～25経過措置▲3,433千円
点字図書館運営補助金(情報文化センター)	▲4,663千円	H25	補助率1/2に見直し H24は経過措置▲2,339千円

ウ 他制度への移行 1項目

補助金名称	効果額	時期	備考
精神障がい者社会復帰施設運営補助金		H24	障がい者自立支援制度へ移行

II 分担金

○ 団体運営費にかかる分担金 5項目

(方針) 原則廃止

ア 廃止 3項目

26年度効果額 ▲11百万円

分担金名称	効果額	時期	備考
地方財務協会分担金	▲600千円	H24	
近畿地区幹線道路協議会分担金	▲100千円	H24	
(一財)アジア太平洋観光交流センター事業にかかる分担金	▲10,647千円	H24	

イ 特定目的宝くじにより賄われているため継続 2項目

分担金名称	効果額	時期	備考
(財)自治体国際化協会への分担金	-	-	
(財)地域創造分担金	-	-	

III 国関係法人等への支出

○ 賛助会費(団体への運営費的なもの) 50項目
(方針) 原則廃止

◆ 廃止 50項目

26年度効果額 ▲11百万円

支出名称	効果額	時期	備考
地方自治研究機構会費	▲135	H24	
公務人材開発協会会費	▲20	H24	
(財)人権教育啓発推進センター会費	▲500	H24	
(社)日本租税研究協会年会費	▲210	H24	
全国収用委員会連絡協議会賛助会費	▲40	H24	
全国土地収用研究会会費	▲35	H24	
(財)関西空港調査会会費	▲150	H24	
統計研究会会費	▲59	H24	
(財)都市みらい推進機構会費	▲200	H24	
(財)都市計画協会会費	▲380	H24	
(社)土木学会会費	▲90	H24	(内訳)都市計画局・建設局・港湾局各1項目
関西ライフライン研究会法人会費	▲40	H24	(内訳)都市計画局・港湾局各1項目
日本国民年金協会普通会員費	0	H24	
(財)アジア太平洋観光交流センターにかかる会費	▲3,000	H24	
(社)日本観光振興協会にかかる会費	▲703	H24	
(社)日本公園緑地協会 会費	▲400	H24	
(独)国際観光振興機構にかかる会費	▲500	H24	
全国都市公園整備促進協議会会費	▲50	H24	
大阪都市公園協議会 会費	▲10	H24	
大都市公園緑地問題協議会会費	▲100	H24	
(公財)廃棄物・3R研究財団への会費	▲200	H24	
火力原子力発電技術協会会費	▲31	H24	
日本ボイラ協会会費	▲48	H24	
日本博物館協会会費	▲28	H24	
公共建築協会会費	▲5	H24	
全国市街地再開発協会会費	▲240	H24	
(社)日本電気協会年会費	▲25	H24	
近畿旅客船協会会費	▲25	H24	
(社)地盤工学会会費	▲113	H24	(内訳)建設局・港湾局各1項目
(社)日本交通計画協会会費	▲100	H24	
(社)日本河川協会会費	▲30	H24	
(社)日本道路協会会費	▲300	H24	
日本旅客船協会会費	▲42	H24	
海上保安協会会費	▲100	H24	
海難防止研究会会費	▲200	H24	
ウォーターフロント開発協会会費	▲100	H24	
近畿旅客船協会会費	▲5	H24	
(社)日本外航客船協会会費	▲300	H24	
日本港湾協会会費	▲900	H24	
日本旅客船協会会費	▲10	H24	
近畿港湾協議会会費	▲96	H24	
港湾海岸防災協議会会費	▲380	H24	
港湾都市協議会会費	▲176	H24	
国際港湾協会会費	▲1,047	H24	
国際港湾協会日本会議会費	▲20	H24	
国際航路協会日本支部会費	▲153	H24	

I 補助金

① 団体運営補助 23年度 14項目

(方針) 原則廃止し、必要があれば事業補助に転換

ア 廃止 12項目

26年度効果額 ▲171百万円

補助金名称	効果額	時期	備考
学校法人に対する補助金	▲26,500千円	H24	
義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金	▲27,500千円	H24	
大阪市消費生活合理化協会運営補助金	▲1,230千円	H24	
大阪ホームレス就業支援センター事業補助金	▲4,500千円	H25	H24は経過措置として継続
私立保育園連盟運営補助金	▲14,700千円	H24	
大阪市ユースオーケストラ運営補助金	▲1,840千円	H24	
(公財)大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター管理運営事業補助金	▲52,000千円	H26	H24～25は経過措置として継続 H24▲12,000千円、H25▲32,000千円
住民参加による街づくりの促進のための助成	▲500千円	H24	
PTA協議会運営補助金	▲1,200千円	H24	
男女共同参画推進にかかる地域女性団体活動補助金	▲3,354千円	H26	H24に事業補助に転換 一部見直し▲738千円
大阪第一人権擁護委員協議会事業補助金	▲2,300千円	H25	H24に事業補助に転換 一部見直し▲205千円
UNEP支援事業補助金((公財)地球環境センター活動支援補助金)	▲34,749千円	H26	H24に事業補助に転換 一部見直し▲29,593千円

イ 団体運営補助を廃止のうえ、事業補助に転換 2項目 26年度効果額 ▲19百万円

補助金名称	効果額	時期	備考
児童遊園活動費補助金	▲4,240千円	H24	補助対象事業を限定のうえ、補助率を1/2に見直し
住宅地区改良事業等におけるまちづくり協議会助成	▲14,735千円	H24	補助対象事業を限定 H25・26事業の休止

削減効果額 (一般財源ベース)
26年度効果額 ▲ 787 百万円

①補助金

ア 廃止

29項目 26年度効果額 ▲237百万円

【26年度予算で廃止するもの】

事項名称	26年度効果額	備考
知的障がい者(児)スポーツ大阪大会補助金	▲ 220千円	補助事業者による自立的な運営が可能となったため廃止
障がい児(者)歯科診療施設補助金	▲ 10,341千円	社会情勢の変化等により役割を終えたため廃止
環境保全設備資金融資代位弁済補助金	▲ 1,171千円	社会情勢の変化等により役割を終えたため廃止
防犯カメラ設置費補助	▲ 9,370千円	新規受付はH22終了済み

イ 他制度への移行

2項目

【26年度予算で移行するもの】

事項名称	26年度効果額	備考
障がい者情報バリアフリー化支援事業助成		重度障がい者日常生活用具給付等事業(扶助費)へ移行

ウ その他の見直し

14項目 26年度効果額 ▲44百万円

【26年度予算で見直しするもの】

事項名称	26年度効果額	備考
大阪府防犯協会連合会に対する補助金	▲ 1,500千円	補助対象の見直し
大阪市保護司会連絡協議会(犯罪予防活動事業)補助金	▲ 678千円	補助対象の見直し

その他の補助金等

※項目数及び効果額は24・25年度分を含めた合計

②交付金

ア 廃止

3項目 26年度効果額 ▲73百万円

【26年度予算で廃止するもの】

事項名称	26年度効果額	備考
国有資産等所在市町村交付金	▲ 1,097千円	公立大学法人への資産出資に伴い廃止

イ 交付金を廃止のうえ、事業補助へ転換

1項目 26年度効果額 ▲3百万円

事項名称	26年度効果額	備考
高齢者入浴割引事業交付金	▲ 3,275千円	H24交付金を廃止し、対象事業を精査のうえ事業補助へ転換

ウ その他の見直し

1項目 26年度効果額 0百万円

事項名称	26年度効果額	備考
大阪国際交流センター事業交付金	0千円	H24～H26対象事業の見直し(歳出▲90,767千円)

③分担金

ア 廃止

57項目 26年度効果額 ▲334百万円

【26年度予算で廃止する主なもの】

事項名称	26年度効果額	備考
大阪集客プラン支援事業にかかる分担金	▲ 15,000千円	事業の見直しによる廃止
大阪周遊システムにかかる分担金	▲ 23,000千円	民間へ移行
大阪ヨーロッパ映画祭実施にかかる分担金	▲ 7,000千円	アーツカウンシルの評価を踏まえ、特定文化事業としての参画を見直し
水と歴史の都 大阪ウオークの開催分担金	▲ 5,000千円	事業の見直しによる廃止
姉妹友好都市スポーツ交流事業分担金	▲ 1,400千円	民間へ移行

イ 分担金を廃止のうえ、事業補助等へ転換

11項目 26年度効果額 ▲14百万円

【主なもの】

事項名称	26年度効果額	備考
姉妹都市協会等分担金(6項目)	▲ 1,380千円	H24分担金を廃止し、対象事業を精査のうえ事業補助へ転換
オータム・チャレンジ・スポーツ開催分担金	▲ 11,327千円	H24分担金を廃止し、対象事業を精査のうえ直接執行へ転換

ウ その他の見直し

22項目 26年度効果額 ▲82百万円

【26年度予算で見直しする主なもの】

事項名称	26年度効果額	備考
地域文化事業にかかる分担金	▲ 8,732千円	事業規模の見直し
大阪クラシック分担金	▲ 12,885千円	アーツカウンシルの評価を踏まえ事業規模を見直し、(財)地域創造の助成金を確保
咲くやこの花賞受賞者等支援事業にかかる分担金	▲ 5,500千円	アーツカウンシルの評価を踏まえ事業内容を見直し
大阪市長杯2014世界スーパージュニアテニス選手権大会分担金	▲ 3,500千円	分担割合の見直し

**補助金等の見直し
全体の削減効果額**

(一般財源ベース)

26年度効果額 ▲ 1,174 百万円

※27年度以降についても引き続き点検・精査を図っていく